第二次霧島市環境基本計画

人と環境が共生するまち 霧島 ~豊かな自然と住みよい環境を次世代~~



はじめに



本市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、霧島錦江湾国立公園に指定されている風光明媚な霧島連山や錦江湾をはじめとする多様で豊かな自然に恵まれています。また、霧島山とその周辺の環霧島地域は日本ジオパークに認定されるなど、我が国における自然環境の観点からも価値の高い地域とされています。

このすばらしい環境を次の世代に引き継ぐため、2008(平成 20)年3月に、環境に関する施策やその目標などをまとめた「霧島市環境基本計画」を策定し、環境に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

このような中、環境を取り巻く状況は著しく変化しており、国や県においては 新たな課題の解決に向けて「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」 の構築を柱とした環境にやさしい持続可能なまちづくりを推進しています。

こうした背景を踏まえながら、この度、本市におきましては、地球温暖化*や ごみ問題など本市における様々な課題に対応していくため、現行計画を継承す ることを基本として「第二次霧島市環境基本計画」を策定しました。

この計画では「人と環境が共生するまち 霧島」を目指すべき環境像として掲げ、これまでの環境施策を更に推進させるため 13 の基本施策を定めており、それぞれに具体的な数値目標を設定し取り組むこととしております。また、基本施策のうち重点的かつ優先的に取り組む必要がある3つの重点施策を推進することとしています。

今後、目指す環境像の実現に向け、各施策の実施に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました霧島市環境対 策審議会の委員の皆様を始め、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

2018 (平成30) 年3月

霧島市長 中重 真一

第二次霧島市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第2章 霧島市の目指す環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
1 霧島市の目指す環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第3章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
1 人と自然が共生するまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1-1 山・川・海をまもる・・・・・・・・・・・・・・10
1-2 様々な生物と暮らすまち ・・・・・・・・・・・・・・12
1-3 自然・身近な緑とのふれあい・・・・・・・・・・・・14
2 低炭素・循環型のまち・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
2-1 エネルギーの有効利用 ・・・・・・・・・・・・・・・16
2-2 低炭素なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・18
2-3 ごみの減量化・資源化・・・・・・・・・・・・・・・20
2-4 ごみの適正な排出・処理・・・・・・・・・・・・・22
3 快適で良好な生活環境のまち・・・・・・・・・・・・・・・・・24
3-1 空気がきれいなまち・・・・・・・・・・・・・・24
3-2 水がきれいなまち・・・・・・・・・・・・・・・26
3-3 快適な音環境・・・・・・・・・・・・・・・・・28
3-4 美しいまち並み・・・・・・・・・・・・・・・・30
4 みんなが環境保全に取り組むまち・・・・・・・・・・・・・・・32
4-1 環境を考える・・・・・・・・・・・・・・・・32
4-2 環境をまもる・・・・・・・・・・・・・・・・34
第4章 重点施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
重点施策1 低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進・・・・・・・・38
重点施策2 ごみの減量化・資源化の推進・・・・・・・・・・・40
重点施策3 環境保全に取り組む人づくり ・・・・・・・・・・・・42

第5章 環境配慮指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	16
2 地域別環境配慮指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
第6章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・- 7	70
2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・- 7	71
資 料 編 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73
資料-1 第二次霧島市環境基本計画の策定経緯・・・・・・・・・・ 7	74
資料-2 関係法令····································	78
資料-3 霧島市環境基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
資料-4 霧島市生活環境美化条例・・・・・・・・・・・・・・・10)5
資料-5 霧島市天降川等河川環境保全条例 ・・・・・・・・・・・ 11	15
資料-6 霧島市水資源保全条例・・・・・・・・・・・・・・・12	26
資料—7 用語説明·······13	32
※ 本編に記載している用語のうち、用語の右肩に"*"の記号があるものは、資料編に用語記十音順)を掲載しています。複数のページに出てくる用語については、各ページの最初に出用語に記号を付けています。	

第1章 計画の基本事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲



1 計画策定の背景と目的

いま、私たちの生活は、経済発展や技術発展により快適で大変便利になりました。その一方で大気汚染や水質汚濁などの公害問題から、地球温暖化*をはじめとする地球環境問題に至るまで、様々な環境問題が生じてきました。

このような環境問題を解決していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの地域社会の 一員として互いに連携・協働*し、自ら環境の保全と形成に取り組むとともに長期的・持続的 な視点で対策を考えていかなければなりません。

本市では、「良好な環境」を「将来の世代に引き継いでいく」ため、市民・事業者・行政がどのように守り育てていくのか、その考え方と取組をまとめ、また、環境の保全及び形成に対して、目指すべき目標や施策の方向性などを示すため、2006(平成 18)年9月に制定された「霧島市環境基本条例」第9条に基づき、2008(平成 20)年3月に、2008(平成 20)年度から 2017(平成 29)年度までの 10年間を計画期間として、第一次霧島市総合計画に即した環境面でのまちづくりをめざし『霧島市環境基本計画』(以下、『一次計画』という)を策定しました。

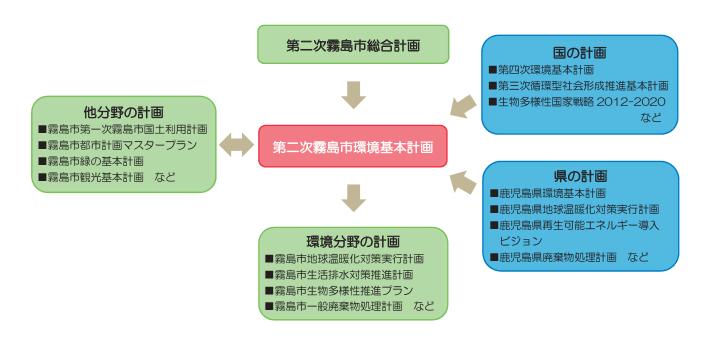
また、計画策定から5年後に当たる2012(平成24)年度に、当時における本市を取り巻く環境や社会情勢の変化、科学技術の進展等を踏まえた計画内容の時点修正(中間見直し)を行いました。

これまで、この『一次計画』のもと、本市の目指すべき環境像の実現に向けて、環境に関する各種施策や、市民・市民団体・事業者等による様々な取り組みを実施してまいりました。

現行の『一次計画』が、2017(平成29)年度で終了することを踏まえ、近年の本市を取り巻く情勢に応じた取組、そして著しく変化を見せる地球環境への対策をこれまで以上に総合的かつ計画的に進めるため『一次計画』を継承することを基本とし『第二次霧島市環境基本計画』(以下、『二次計画』という)を策定します。

2 計画の位置づけ

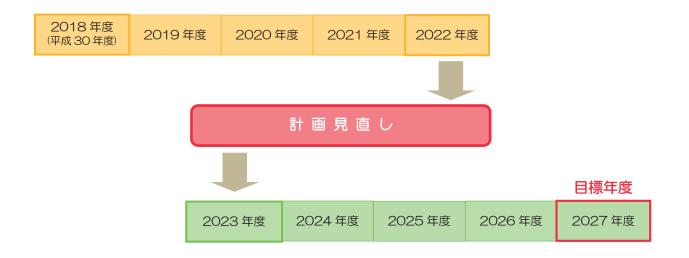
本計画は、霧島市における環境の保全と形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、国・県の法律・条例及び関連計画並びに市の最上位計画である「霧島市総合計画」をはじめとして、市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図っています。



3 計画の期間

『二次計画』の期間は、『一次計画』と同様、「第二次霧島市総合計画」との整合を図り、2018(平成30)年度から2027年度までの10年間とします。

なお、時点修正のため5年後の2022年度に見直しを行うとともに、大幅な社会情勢の変化等、必要に応じ随時見直しを行います。



4 計画の対象範囲

『二次計画』の対象地域は霧島市全域とします。環境要素の対象範囲は、身近な生活環境の環境問題から地球温暖化*などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

● 計画の対象範囲 ● 【地球環境】 地球温暖化 【生活環境】 大気環境、騒音・振動、 水環境、廃棄物等 【その他】 環境学習*、 自然とのふれあい等 【での他】 環境学習*、 環境保全活動

霧島市環境基本条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 環境の保全及び形成に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければ ならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する重要事項

第2章 霧島市の目指す環境像

- 1 霧島市の目指す環境像
- 2 計画の体系



1 霧島市の目指す環境像

本市の目指す環境像は、『一次計画』で掲げられた環境像を受け継ぎ、次のとおりとします。

人と環境が共生するまち 霧島

~ 豊かな自然と住みよい環境を次世代へ ~

『一次計画』では、「第一次霧島市総合計画」に掲げられる「まちの将来像」と、「霧島市環境基本条例」の「前文」に掲げられる基本的考え方を踏まえ、環境像を設定しています。

この環境像には、市民、事業者、市が一体となって環境保全に取り組み、本市の良好な環境を 将来の世代へ引き継いでいこうという思いが込められています。

☆「第一次霧島市総合計画」に掲げられた「まちの将来像」の一部抜粋

(人と自然が輝く都市)

市民と豊かな自然が輝きながら共生し、快適に住み、働き、学びながら様々な交流ができるまちづくりを進めます。

☆「霧島市環境基本条例」の「前文」

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川、その流域に広がる肥沃な田園、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となっており、地域の環境のみならず、地球温暖化問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる霧島市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち霧島市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を 結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでい くため、この条例を制定する。

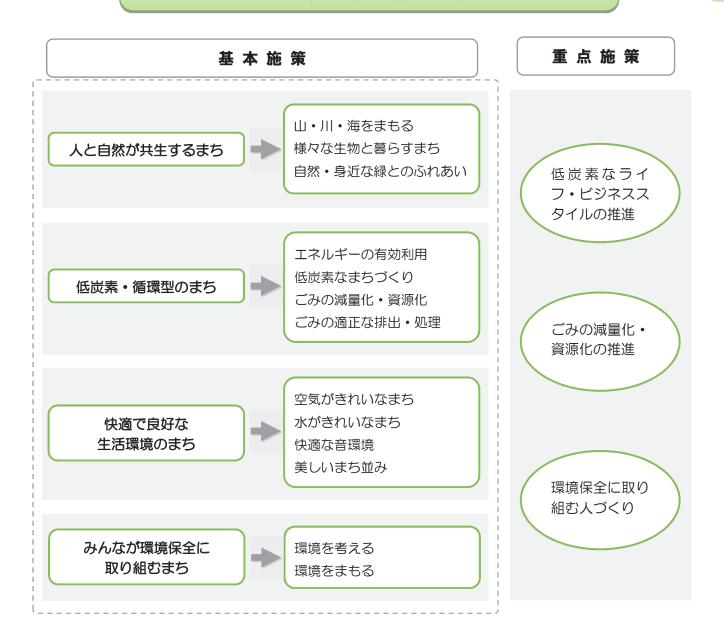
2 計画の体系

本計画では、目指す環境像を実現するため、基本施策を 4 つの大きな項目に分けて展開し、 さらに基本施策に掲げた事項のうち、重要な課題に関する事項や早急に対応する必要がある事項 については、「重点施策」として位置づけ、より具体的な施策の展開を図ります。

目指す環境像

人と環境が共生するまち 霧島

~ 豊かな自然と住みよい環境を次世代へ ~



コラム[霧島市の環境を構成する多様な要素]

本市には、霧島山や錦江湾をはじめ、霧島神宮や各地域の都市公園等、環境を構成する多様な要素が存在します。これらの要素を保全・活用することで、豊かな自然と住みよい環境を次世代へつなげます。



第3章 施策の展開

- 1 人と自然が共生するまち
- 2 低炭素・循環型のまち
- 3 快適で良好な生活環境のまち
- 4 みんなが環境保全に取り組むまち



1 人と自然が共生するまち

1-1 山・川・海をまもる

■ 現 状

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、霧島山から錦江湾まで流れる清く水量豊かな 天降川、その流域に広がる田園、シラス台地、そして山間から平野部にかけて点在する温泉群 を有しており、山、川、海、田園、温泉など多彩で豊かな自然環境に恵まれた地域です。

本市の自然環境を保全・活用していくため、2010(平成22)年、霧島山を中心とする地域が「霧島ジオパーク」として日本ジオパークに認定されました。また、2012(平成24)年3月には、霧島山に加えて、神造島、若尊鼻などの錦江湾奥の海域も含めた「霧島錦江湾国立公園」が誕生し、本市の自然環境に対する関心が高まっています。

🖷 課 題

本市は山と海に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれていますが、一方で、市街地開発や少子高齢化等による過疎化、大規模な開発に伴う自然の改変、鳥獣の食害などによる森林や農地の荒廃、排水による河川・海の汚濁などにより、自然環境が損なわれることもあります。

本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、今後も自然環境の保全策を推進していくことが必要です。



大浪池



天降川中流域

■ 施策目標及び環境指標

施策目標:豊かな自然環境を次世代に引き継ぎます。

指標	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
1~15 年生(Ⅲ齢級以下)の森林面積	385.38ha	485.00ha

○ 森林の適正管理の推進

森林の荒廃を防止し、森林が有する、雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する機能(水源かん養*機能)や、二酸化炭素の吸収・固定、土砂災害の防止などの多面的な機能を維持・増進するため、森林の適切な管理を実施します。

○ 水辺環境の保全対策の推進

「霧島市天降川等河川環境保全条例」等の条例や関連法令に基づき、錦江湾や河川等の水辺の自然を保全します。

○ 自然環境に配慮した公共事業の推進

各種事業の実施に当たっては、「事業別環境配慮指針」に基づき、計画段階で貴重な自然の改変を予測、回避し、自然環境の保全に努めます。また、周辺の自然環境との調和に配慮した計画となるように努めます。

○ 自然保護に関する普及啓発の推進

自然保護に関する各種行事や環境学習*等を通して、市民・事業者の自然保護意識の向上を図ります。

🦏 市民の取組

- 森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。
- 自然公園*等における規制を遵守しましょう。

🥨 事業者の取組

- 森林の適切な維持管理に努めましょう。
- 環境影響評価*の実施や事業別環境配慮指針を参考に、適切な環境保全対策に努めましょう。
- 各種開発を行う際は、できるだけ自然の改変を回避する計画を立てましょう。

1 人と自然が共生するまち

1-2 様々な生物と暮らすまち

■ 現 状

本市は、霧島山、天降川等の河川、錦江湾、田園、温泉群など、多様な自然環境を有しており、そこには様々な種類の動植物が生息・生育しています。

重要な種としては、動物では絶滅危惧種のクロツラヘラサギ、コアジサシ(ともに鳥類)などが、植物では国指定天然記念物のノカイドウ(バラ科で自生地として指定されている)や市の花でもあるミヤマキリシマなどの生育が確認されています。

💐 課 題

本市は、野生生物が生息・生育する多様な自然環境を有していますが、開発に伴う自然の改変や森林・農地の荒廃、鳥獣による食害、外来生物*の移入、化学物質の使用などにより、野生生物の生息・生育域の縮小、消失などが懸念されています。このため、市・市民・事業者が協働*して野生生物の保護対策を進め、生物の多様性を保全していく必要があります。



クロツラヘラサギ



ノカイドウ

■ 施策目標及び環境指標

施策目標:多様な生物が生息・生育する環境を保全します。

	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
「生物多様性*の保全」について知っている市民の割合	59.3%	75%

○ 野生生物の保全対策の推進

「文化財保護法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、天然記念物や希少野生生物を保全します。 また、2014(平成26)年3月に策定した「霧島市生物多様性推進プラン」に基づき、市内の希少野生生物の生息・生育状況の把握に努め、有効な保全対策検討のための基礎資料とします。

○ 野生生物の生息・生育環境の保全・再生

森林生態系に配慮した森林整備、多自然川づくり*に基づく整備、藻場や干潟の保全・再生など、地質や地形の多様性を含めた、野生生物の生息・生育環境の保全・再生に努めます。

○ 鳥獣の適正管理の推進

シカ等の鳥獣による生態系*への影響を軽減するため、国・県と連携を図りながら、中山間地域における鳥獣の適正個体数の管理を行います。

○ 外来生物*の防除対策の推進

法令に基づき、国や県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法を周知・啓発します。 また、生態系等への被害が生じるおそれがある場合は、国や県と連携して、防除対策を検討 します。

🦏 市民の取組

- 身近に生息・生育している野生生物を観察してみましょう。
- 野生生物の保護活動に参加・協力しましょう。
- 外来生物を野外へ遺棄・放逐・植栽しないようにしましょう。

🥦 事業者の取組

- 開発に際しては、希少野生生物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
- 野生生物の保護活動への参加や支援を検討しましょう。
- 所有する農耕地や草地、山林の管理に際しては、野生生物に配慮しましょう。
- 外来生物の適切な飼育や栽培方法について啓発に努めましょう。

1 人と自然が共生するまち

1-3 自然・身近な緑とのふれあい

록 現 状

日本ジオパークに認定された霧島ジオパークは、環霧島地域の火山活動の歴史と、それとと もに育まれた自然の多様性を感じることができる場所として、観光や自然教育に活用され、自 然保護・保全活動や学術研究のフィールドとなっています。また、本市には都市公園や河川公 園、農村公園など、自然・緑とふれあえる施設が各地に整備されており、市民の憩いの場となっています。

🦷 課 題

豊かな自然環境は、本市の発展に必要な資源であるとともに、市民が安らぎのある生活を営む上で欠かすことのできない要素となっています。

本市の自然環境を次世代に継承し、持続的に活用していくためには、積極的な自然とのふれ あいを促すことにより、市民一人ひとりが地域の自然の価値に気づき、それを地域の環境保全 や観光振興、地域振興、環境学習*の推進につなげることが重要です。



ジオツアー*

神話の里公園

ᄤ 施策目標及び環境指標

施策目標: 自然や身近な緑とのふれあいを通して、自然環境の保全意識を向上させます。

指標	現状値	目標値
ガイド付き自然系ツアー参加者数#1	4,904 人	6,000人
市民一人あたりの公園面積22	15.0 ㎡/人	17.0 ㎡/人

- 注1 参加者数にはジオツアー、森林セラピー*、オルレ*の参加者を含みます。 現状値は2016(平成28)年度、目標値は2022年度の数値です。
- 注2 「霧島市緑の基本計画」における、都市計画区域内の都市公園等(都市公園+公共施設緑地) 面積に対する割合であり、現状値は2012 (平成24)年度、目標値は2020年度の数値です。

○ ふれあいの場の整備

自然公園*や自然遊歩道、海水浴場など、豊かな自然とふれあえる場を自然体験・環境学習*の場として活用するとともに、各種の施設整備に努めます。また、自然の恵みである温泉を有効活用した地域づくりについて検討します。

○ ふれあい活動の充実

各種自然観察会の開催を通じて、市民の環境保全意識の向上を図ります。また、自然を活かし、自然とふれあい、自然を学ぶ体験型ツアーや、霧島ジオパークの教育的活用を推進するとともに、情報の提供やガイド等の育成に努めます。

○ 緑地・公園の整備

地域に親しまれている身近な緑を市民の協力や事業者・民間団体との連携により、適正に保全するとともに、緑地*や公園の整備を計画的に進めます。また、市民と協働*した維持管理体制の充実に努めます。

🦏 市民の取組

- 自然とふれあえる場を積極的に利用しましょう。
- 自然観察会などを通じて、自然・緑に対する理解を深めましょう。
- 緑地や公園の維持管理に協力しましょう。
- ジオツアー*等の活動に参加しましょう。
- 庭木や生垣など、自宅の緑化*に努めましょう。

🦏 事業者の取組

- 社内行事において、従業員が自然とふれあう機会づくりに努めましょう。
- 事業所敷地及び建物の緑化に努めましょう。
- 事業場の水辺や森林を憩いの場として開放することを検討しましょう。
- 農業体験や林業体験など、市民が自然とふれあう機会の提供に努めましょう。

2 低炭素・循環型のまち

2-1 エネルギーの有効利用

■ 現 状

地球温暖化*において、特に問題となっているのは、化石燃料起源の二酸化炭素です。二酸 化炭素の主な排出要因は、工場や家庭、自動車走行時における化石燃料及び化石燃料で発電さ れた電力の消費です。

工場や家庭における省エネルギーや、自動車走行時におけるエコドライブ*の実践は、不要なエネルギーを削減し、二酸化炭素の排出量を削減することになります。

二酸化炭素排出量が少ない再生可能エネルギー*を利用することも、効果的な地球温暖化対策の一つです。本市では、太陽光をはじめ、地熱、水力、風力、バイオマス*を活用した再生可能エネルギー設備が導入されています。

🖷 課 題

地球温暖化は、その影響が地球規模で次世代にまで及ぶ深刻な問題であり、本市においても優先課題として積極的に取り組む必要があります。

地球温暖化をもたらす二酸化炭素の排出量を削減するため、省エネルギーの普及啓発に取り組み、家庭及び事業所における省エネルギーを促進するとともに、本市の地域的特徴を踏まえた再生可能エネルギーの利用を促進する必要があります。



水天淵発電所



省エネモデル住宅

■ 施策目標及び環境指標

施策目標:エネルギー資源を有効的・効率的に利用します。

	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
再生可能エネルギー導入容量	189,520kw	392,399kw

○ 省エネ意識の向上

国が実施するライトダウンキャンペーン等の広報、啓発に取り組み、市民・事業者の省エネ意識の向上を図ります。

○ 省エネ活動の普及促進

家庭や事業所における節電やエコドライブ*などの省エネ活動の定着を図るため、具体的な 省エネ活動及びその効果に関する情報発信などを行い、省エネ活動の普及促進に取り組みます。

○ 市による省エネ活動の率先

市の事務事業の実施に際しては、「霧島市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギーに配慮した行動を率先して実行します。

○ 建築物の省エネ化の推進

公共施設の断熱化・長寿命化を推進するとともに、省エネ設備機器を率先して導入します。

○ 環境等に調和した再生可能エネルギー*の導入推進

「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」や「霧島市温泉を利用 した発電事業に関する条例」を適切に運用し、本市の自然環境、生活環境、景観等に配慮し た再生可能エネルギーの導入を推進します。

🦏 市民の取組

- エネルギーに関する体験施設の利用、イベントへの参加を通して、再生可能エネルギーや 省エネルギーに対する理解を深めましょう。
- 家庭でできる省エネ活動の実践や、住宅の断熱性能を向上させる製品の利用に努めましょう。
- 自動車を購入する際は、低燃費車を検討しましょう。

■ 事業者の取組

- 再生可能エネルギー設備の導入に際しては、周辺環境へ配慮しましょう。
- 事業場における省エネ活動の実践や、省エネ設備機器の導入に努めましょう。
- 省エネ技術の開発など、低炭素関連ビジネスへの参入を検討しましょう。
- 自動車を購入する際は、低燃費車を検討しましょう。

2 低炭素・循環型のまち

2-2 低炭素なまちづくり

■ 現 状

環境省が公表している推計結果によると、2014(平成26)年度の本市域における、エネルギーの消費に伴って排出される二酸化炭素の約28%は、運輸部門(自動車の走行及び鉄道の運行)から排出されています。そのうち、日常の生活や事業活動で使用する自動車が約96%を占めています。

緑は、大気中の二酸化炭素を吸収・固定する役割を担っており、本市域の緑を守り、増やすことは、地球温暖化対策(二酸化炭素吸収源対策)に貢献することになります。

■ 課題

自動車の走行に伴う二酸化炭素の排出量を削減するためには、円滑な道路交通を確保し、自動車走行時のエネルギー消費を抑制する必要があります。また、過度な自動車の利用を抑制するために、利用しやすい公共交通体系を確立する必要があります。

身近な緑による二酸化炭素の吸収を促進するため、 都市の緑地保全及び都市緑化を推進する必要があり ます。



植林活動

■ 施策目標及び環境指標

施策目標:移動に伴う二酸化炭素排出量を削減するとともに、緑化*の推進により二酸化炭素の吸収源を確保します。

指標	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
鉄道利用者数(乗車人員)	1,889千人	1,918千人
市街地循環バス等の 1 便当たりの利用者数	9.3 人	11.0人
都市計画区域内の緑地割合注1	60.3%	60.4%

注1「霧島市緑の基本計画」における緑地割合であり、現状値は2012(平成24)年度、目標値は2020年度の数値です。

○ 道路交通の円滑化

自動車交通の円滑化に向けて道路の整備・改良に取り組みます。

○ 公共交通機関の利用促進

自転車、徒歩などのそれぞれの特性を最大限に活かしながら公共交通機関の機能強化など を図り、公共交通機関の利用を促進します。

○ 二酸化炭素吸収源対策の推進

森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を維持・増進するため、森林の適切な管理を実施します。また、公共施設や沿道の緑化*に努めるとともに、市民の緑化活動を支援します。 さらに、市の木や市の花を大切にし、市民の緑化意識の向上を図ります。

🦏 市民の取組

- 自動車の過剰な利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- 森林保全活動に参加しましょう。
- 住宅の緑化に努めましょう。

🥨 事業者の取組

- 商品・製品の輸送は効率的に行い、自動車の使用頻度を減らしましょう。
- 森林保全活動への参加・協力を検討しましょう。
- 事業所敷地及び建物の緑化に努めましょう。

2 低炭素・循環型のまち

2-3 ごみの減量化・資源化

■ 現 状

本市におけるごみの排出量は、近年約950g/人・日前後で推移しています。これは、2015 (平成27)年度実績で比較すると全国平均より28g、また鹿児島県平均より22g多い状況です。

本市では、ごみの減量化・資源化に向けた取組について普及啓発に努めていますが、ごみの排出量は2008(平成20)年度以降増減を繰り返しながら増加傾向にあります。このようなことから、2017(平成29)年5月にごみの減量化や資源化の基本的な取組の方針である「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」を策定し、環境負荷の少ない循環型社会*の実現に向けて、廃棄物の減量化、資源化に取り組んでいます。

💐 課 題

ごみの減量化・資源化を促進するため、これまでの 3R 運動にごみの発生回避(リフューズ)を加えた 4R 運動を推進し、市、市民、事業者が連携して廃棄物の発生回避(リフューズ)、発生抑制(リデュース)、資源の再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)に取り組むことで、廃棄物の減量化・資源化に努めていくことが必要です。





リサイクルされる資源ごみ

■ 施策目標及び環境指標

施策目標:ごみの減量化・資源化を進め、資源を有効に利用します。

指標	現状値 2016(平成 28)年度			目標値 2022 年度
1人1日あたりのごみの排出量	内	家庭系 633g/人•日	927g/人•日	908g/人•日
	訳	事業系 294g/人•日	921g/ 八 * 🗆	900g/ /\ • 🗆
リサイクル率	17.1%		21.0%	

○ 4 R*の普及啓発と情報提供

ごみ排出による環境への負荷を低減するために、霧島市環境保全協会等と協力・連携して、4Rの啓発や実践に向けた取組に関する情報の提供に努めます。

○ 廃棄物対策の推進

生ごみ・し尿汚泥等の堆肥化や清掃センターへの負荷低減、焼却コスト削減に努めるとともに、効率的な廃棄物の処理体制の確立を適宜検討します。

○ ごみの減量化・資源化の調査・研究

可燃ごみの中に含まれる循環資源として有用なものについては、技術的・経済的に可能な 範囲で資源として有効利用できる方策を調査・研究します。

🦷 市民の取組

- ごみを発生させないようにしましょう。
 - ごみとなるようなものはできるだけ買わないようにしましょう。
 - ・過剰な包装は断るようにしましょう。
 - 買い物袋(マイバック)を持参しましょう。
- ごみを少なくしましょう。
 - 水切りや堆肥化など、家庭でできる生ごみの減量に努めましょう。
 - リサイクルできる商品や詰め替えできる商品を買いましょう。
 - 必要な量だけ買うようにしましょう。
- 再使用やリサイクルに努めましょう。
 - ・エコマーク*やグリーンマーク*など、環境にやさしい商品を買いましょう。
 - リサイクル商品やリサイクルショップを積極的に活用しましょう。
 - 物を大切にし、壊れても修理して長く使う工夫をしましょう。
- 資源として再生して利用しましょう。
 - ごみの分別を正しく行い、資源として再生利用に努めましょう。

🦏 事業者の取組

- 事業場で発生するごみの減量に努めましょう。
- グリーン購入*に努め、廃棄物は正しく分別し、適正に処理しましょう。
- 買い物袋(マイバッグ)持参運動や簡易包装に努めましょう。
- リサイクルが可能な原料を使用した製品の製造や販売に努めましょう。
- ごみの分別収集、資源のリサイクルに取り組み、資源の有効活用に努めましょう。

2 低炭素・循環型のまち

2-4 ごみの適正な排出・処理

■ 現 状

本市で発生するごみのうち、家庭系ごみについては、分別ルールに従って分別した後、決められた排出日時に所定のごみ収集所に排出するか、所定の処理施設に直接搬入することになっています。一方、事業系ごみは、排出事業者自らが処理施設に搬入するか、本市の一般廃棄物処理業許可業者へ依頼し適正に処理することになっています。

本市で発生する一般廃棄物*は、市や伊佐北姶良環境管理組合の施設に搬入された後、可燃物は焼却され、金属類やスラグ、溶融飛灰等は資源化されます。

■ 課題

ごみの適正な排出・処理を促進するため、ごみ分別ルールの周知、ごみ収集所の衛生保持、ごみ収集作業の効率化等を図るとともに、ごみの適正処理に係る啓発・指導を徹底する必要があります。また、ごみ焼却施設等は周辺地域の環境に影響を及ぼすことがないよう適正な維持管理に努めるとともに、長期的な視点で施設の整備や改修を行い、その処理能力を安定的に確保していく必要があります。

一方、「不法投棄*」に関する苦情が増加しており、 2016(平成 28)年度の不法投棄の処理個数は 286個になっています。ごみの不法投棄は、地域の景観を損ねるだけでなく、自然環境に悪影響を及ぼすため、不法投棄の防止対策・監視活動を行い、不法投棄のない環境づくりを目指す必要があります。



ごみの分別風景



敷根清掃センター

■ 施策目標及び環境指標

施策目標:ごみの適正な排出・処理の普及促進を図ります。

指標	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
不法投棄回収個数	286 個	200 個

○ 適正なごみ処理の推進

ごみの排出から収集、運搬、処分にいたるまで、安全で適正なごみ処理を継続して実施します。また、不適正処理を未然に防止するためのパトロールや指導を強化するなど、廃棄物の適正処理を推進します。

○ 適正な一般廃棄物処理施設の管理運営

一般廃棄物処理施設の運営については、周辺住民の安心と安全を確保し、周辺の環境に影響を与えることのないよう適正な管理に努めます。また、4R*の推進により、焼却処理する一般廃棄物*の減量化を図り、ごみ焼却施設の負荷を軽減し施設の延命化に努めます。

○ 不法投棄*の防止

不法投棄防止に係る周知啓発やパトロール等を実施するとともに、関係機関との連携を図り、不法投棄を防止します。

○ 適正なごみ排出の推進

ごみの適正排出を推進するため、分別排出の促進に関する啓発を行うとともに、分別収集 活動の支援に努めます。

■ 市民の取組

- 野外焼却などによるごみの処分は行わないようにしましょう。
- 廃棄物を不法投棄されないように、土地や建物を適正に管理するとともに衛生の確保に努めましょう。
- ごみの正しい分別の方法を理解し、ルールを守って適正に排出しましょう。

🦏 事業者の取組

- 事業活動に伴い発生した廃棄物は自らの責任において適正に処理しましょう。
- 廃棄物関係法令を遵守し、市の廃棄物処理に関する施策に協力しましょう。
- 業種の特性を活かした廃棄物の循環利用を図るなど環境への負荷の低減に努めましょう。
- ごみの正しい分別の方法を理解し、ルールを守って適正に排出しましょう。

3 快適で良好な生活環境のまち

3-1 空気がきれいなまち

■ 現 状

工場や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や、硫黄酸化物等の汚染物質は大気汚染の原因となります。本市内の大気測定については、毎年、県が実施しています。2015(平成27)年度の測定結果によると、本市では光化学オキシダント*及びPM2.5*を除く8項目で環境基準*を達成しています。

近年、我が国における光化学オキシダント及び PM2.5 の濃度レベルは上昇傾向にあります。 この要因としては、大陸間や国内における大気汚染物質の輸送、前駆物質*の排出量の変化、 気象状況の影響等が指摘されています。

悪臭についての苦情相談内容は、生活排水や堆肥処理に起因するものが大部分ですが、ここ数年減少傾向にあります。

🖷 課 題

本市の空気は、概ね良好な状態を維持しています。今後も本市のきれいな空気を維持していくため、自動車や事業場の排出ガス対策、悪臭対策を推進し、良好な大気環境を保全していくことが必要です。



大気汚染測定局 (国分中央公園)

大気汚染の状況を把握するために、 代表的な大気汚染物質である二酸化 硫黄*、浮遊粒子状物質*、二酸化窒 素*などを測定しています。

施策目標及び環境指標

施策目標:大気環境を保全し、良好な生活環境を形成します。

指標	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
環境基準達成率(SO ₂ ・SPM・NO ₂ 等)	80%	100%

○ 大気汚染状況の監視

県が実施している大気汚染物質の測定結果を把握し、測定結果を基に適切な保全対策を講じます。

○自動車排出ガス対策の推進

公用車への低公害車*の導入に努めるとともに、低公害車の普及促進を図ります。

○ 排出ガス対策の推進

市が管理する焼却施設等の公共施設について、設備の適正な維持管理に努め、大気汚染物質の排出抑制を図ります。

○ 悪臭防止対策の推進

事業場から排出される悪臭物質については、臭気指数規制の周知や適切な指導を行うとと もに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生防止に関する啓発に取り組みます。

🦏 市民の取組

- 自動車を購入する際は、低公害車を検討しましょう。
- 自動車の過剰な利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- 日常生活で発生する悪臭の防止に努めましょう。

🦏 事業者の取組

- 自動車を購入する際は、低公害車を検討しましょう。
- 運搬経路を事前に確認し、効率的な運転に努めましょう。
- 事業場で発生する大気汚染物質の排出抑制に努めましょう。
- 悪臭の発生防止に努めましょう。
- 家畜のふん尿は適正に処理しましょう。

3 快適で良好な生活環境のまち

3-2 水がきれいなまち

■ 現 状

河川や海などの水質汚濁の主な原因は、私たちの日常生活や事業活動等に伴う排水です。本 市内の河川においては、各家庭から排出される生活排水が最も大きな水質汚濁の原因と考えら れています。このため、市では下水道の整備や合併処理浄化槽*の設置促進等の生活排水対策 を進めてきました。

本市では、河川の水質汚濁の状況を把握するため、市内 61 地点で水質調査を行っています。 2016 (平成 28) 年度の調査では、水質汚濁の程度を示す BOD*の環境基準達成率は約 79% です。また、県では市の沖合4地点の海域の水質調査を行っています。 2016 (平成 28) 年度の調査において、海の水質汚濁の程度を示す COD*の環境基準*を達成したのは、3 地点でした。

■ 課題

本市の河川や海などの水質は概ね良好な状態を維持しています。良好な水環境を保全するためには、水資源の保全・適正利用を図るとともに、今後も生活排水対策等を推進し、河川や海へ流入する汚濁負荷量*を削減する必要があります。また、生態系*の保全も考慮した健全な水環境を構築していくことが必要です。



天降川河口



鹿児島湾 (錦江湾)

施策目標及び環境指標

施策目標:水環境を保全し、良好な生活環境を形成します。

指	標	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
環境基準達成率	河川:BOD	79%	100%
凉児 <u>奉</u> 华達风楽	海域:COD	75%	100%

○ 水資源の保全・適正利用

「霧島市水資源保全条例」に基づき、水資源の保全に係る必要な措置を講ずるよう努めます。また、水源かん養林を保全し、地下水のかん養を促進します。

○ 水質の調査・監視

河川や海域などの公共用水域*における水質調査を継続して実施し、調査結果を基に適切な保全対策を講じます。

○ 生活排水対策の推進

下水道整備や合併処理浄化槽*の普及促進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進します。また、「霧島市生活排水対策推進員*」と連携し、家庭で実践できる生活排水対策などの普及啓発に取り組みます。

○ 工場・事業場の排水対策の推進

「水質汚濁防止法*」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、 「鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針」等に基づき、関係機関と連携し、排出水の適 正処理を推進します。

○ 河川環境の保全

「霧島市天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、市域を流れる河川の水環境の保全に努めます。

🦏 市民の取組

- 下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。また、下水道事業認可区域以外では、 合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 節水を心がけるとともに、家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。
- 河川や海の保全活動に参加しましょう。

🦏 事業者の取組

- 下水道が整備されたら、速やかに接続しましょう。また、下水道事業認可区域以外では、 合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 工場排水や、温泉排水、農薬・肥料は、適正に処理し、処理施設の維持管理に努めましょう。
- 地下水汚染が確認された場合は、県や市の関係機関に指導を仰ぐなど、適正な対策を実施 しましょう。
- 河川や海の保全活動への参加・協力に努めましょう。

3 快適で良好な生活環境のまち

3-3 快適な音環境

■ 現 状

騒音の発生源は、自動車や航空機、工場、建設現場、日常生活に伴うものなど様々です。本 市の2016(平成28)年度の騒音に関する苦情相談件数は15件で、主に建設現場の作業音 に関する苦情が寄せられています。

振動の主な発生源は、自動車や工場、建設現場です。本市では、振動に関する苦情相談件数は少なく、2016(平成28)年度は1件です。

また、本市では、自動車及び航空機による騒音の状況を把握するため、市内幹線道路において自動車騒音及び鹿児島空港周辺において航空機騒音の測定が行われています。2015(平成27)年度の測定結果では、自動車騒音・航空機騒音ともに、全ての地点で環境基準*を達成しています。

🖷 課 題

静かな環境は、快適で健全な生活を営むために、欠かすことのできない重要な要素です。このため、今後も自動車や航空機、事業場の騒音・振動防止対策を推進し、良好な生活環境を保全する必要があります。



鹿児島空港外観 (溝辺町麓)



市内の幹線道路

🥦 施策目標及び環境指標

施策目標:音環境を保全し、良好な生活環境を形成します。

	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
環境基準達成率(自動車・航空機)	100%	100%

○ 航空機騒音対策の推進

県が実施している騒音測定結果を把握し、必要に応じて騒音低減の措置について関係機関 へ要請するなど、騒音の防止に努めます。

○ 自動車の騒音・振動対策の推進

市内の幹線道路において自動車騒音の状況を調査するとともに、必要に応じて対策を講じます。

○ 工場・事業場の騒音・振動対策の推進

工場・事業場から発生する騒音・振動については、法令に基づき、規制基準*の周知や適切な指導を行います。また、深夜営業や早朝作業による近隣への影響を防止するため、発生源に対する指導を実施します。

○ 一般地域における騒音・振動の実態把握

騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、実態把握を行い、実情に応じて適切に対応します。

🥨 市民の取組

- 自動車の点検整備に努めましょう。
- 不必要なクラクション、アイドリングの抑制に努めましょう。
- 自動車の過剰な利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- テレビ・楽器の音やペットの鳴き声など、近隣に迷惑をかけないよう気をつけましょう。

🦏 事業者の取組

- 自動車の点検整備に努めましょう。
- 不必要なクラクション、アイドリングの抑制に努めましょう。
- 周辺地域における騒音苦情防止のため、低騒音・低振動型の機器の導入や防音壁・防音装 置の設置等に努めましょう。
- 深夜営業や早朝作業による近隣への影響を抑制しましょう。

3 快適で良好な生活環境のまち

3-4 美しいまち並み

■ 現 状

雄大な霧島山、そこから流れ出す川、そして海に囲まれた本市には、季節ごとに変わる色彩 豊かで美しい自然が存在し、それらの織り成す景観に魅了されて多くの観光客が訪れています。

また、市内には霧島神宮をはじめとする社寺や上野原遺跡、山ヶ野金山跡地等の多くの文化 財が点在しています。さらに、錦江湾に面し平野部や市街地が広がり、北に霧島山、南に桜島 を望む風景や、台地に広がる茶畑などの地域の人々の営みが創り出す風景も貴重な生活景観と なっています。

🖷 課 題

本市は特徴的な景観を有する一方、森林の荒廃や、農地の減少、耕作放棄地の増加、活用が 見込めない空き地・空き家における樹木・雑草の繁茂など、多くの景観上の課題も存在します。

これらの課題に対応し、自然や歴史を身近に感じられる本市の特徴を生かした景観づくりを 行うとともに、霧島らしい景観を保全・活用していくことが必要です。



霧島山とミヤマキリシマ



霧島神宮

■ 施策目標及び環境指標

施策目標:本市を特徴づける景観・文化財を保全し、美しいまち並みを形成します。

指標	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
国・県・市の指定文化財の数	126 箇所	126 箇所注1

注1 本市の貴重な文化財を保全・伝承する観点から、現状を維持することを目標とします。

○ 自然景観の保全と形成

地域の自然的・社会的特性に配慮しながら、山岳景観、河川景観、海岸景観などの自然景観の保全や形成に努めます。

○ 歴史的・文化的環境の保存・活用

国や県と連携して、法令に基づく適切な維持管理に努め、文化財の学習や体験ができる機会の充実を図ります。また、文化財の保護活動を支援するための人材の育成や歴史・文化に関する情報の提供に努めます。

○ 生活景観の保全と形成

市民、事業者と協働*して、地域の自然環境や歴史、文化と調和した良好な生活景観の保全に努めます。また、公共施設の整備に当たっては、地域特性を考慮し、周辺環境と調和した景観の形成に努めます。

○ 適切な誘導・規制措置による景観の形成

「霧島市景観条例*」及び「霧島市景観計画*」を適切に運用することにより、地域の特性を活かした魅力ある景観の保全や形成を促進します。また、再生可能エネルギー*の導入に際しては、「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を適切に運用することにより、良好な景観の保全に努めます。

🦷 市民の取組

- 道路や公園、河川などの公共空間の美化・維持管理に協力しましょう。
- 天然記念物、社寺、遺跡などの文化財を見学しましょう。
- 地域の文化や歴史を見つめ直しましょう。

🧃 事業者の取組

- 「霧島市景観条例」及び「霧島市景観計画」を遵守し、建築物等の建設や造成等を行う場合には、それぞれの地域の特性に配慮した設計に努めましょう。
- 看板や広告塔などは、周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- 地域住民との信頼関係を深め、景観づくりに参加・協力するよう努めましょう。

4 みんなが環境保全に取り組むまち

4-1 環境を考える

■ 現 状

本市では、環境問題に対する関心と環境保全活動に対する意識の向上を目的として、市や NPO*法人等により、環境講座や植林活動、錦江湾クリーンアップ作戦などが実施されています。 錦江湾クリーンアップ作戦に参加した人数は、2015 (平成 27) 年度は 1,400 人、2016 (平成 28) 年度は 1,353 人となっています。

アンケート調査によると、93.7%の市民が地域や学校における環境学習*は重要と考えており、環境学習の充実に対するニーズが高まっています。

🕨 課 題

環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが意欲と主体性を持って、人と環境との関りについて理解を深め、森林や河川等の保全活動や、日常の活動における省資源、省エネルギーに関する取組を実践することが求められます。

このため、環境に関する情報にふれる機会を創出し、環境保全意識の向上を図るとともに、 学校や地域において環境について総合的に学習できる仕組みづくりを行う必要があります。



錦江湾クリーンアップ作戦



水生生物調査

ᄤ 施策目標及び環境指標

施策目標:環境学習を充実させ、環境を考える人づくりを進めます。

指標	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
鹿児島県環境学習指導者人材バンク*登録者数*1	4人	6人
環境講座・環境イベントの延べ参加者数	1,080人	1,500 人
市立小中学校における環境学習*の実践率	50%	60%

注1 登録者数は市内在住者です。

🦏 市の取組

○ 学校における環境学習*の推進

環境学習の事例集や、環境学習プログラム等のツールを作成し、学校における環境学習の基盤を整備します。

○ 地域における環境学習の推進

地域の特性を活かした環境学習会の開催に努めます。また、家庭や職場との連携、地域活動等を活用するなど、あらゆる機会を通じて地域における環境美化・環境保全の意識の向上を図ります。

○ 体験型環境学習の推進

自然体験学習会の開催や農業体験、施設見学など、体験型の環境学習を推進します。

○ 環境・エネルギー及び環境学習・エネルギー学習に関する情報提供の充実

環境・エネルギーの現状や、環境学習・エネルギー学習に関する情報を収集し、市民が利用しやすいかたちで情報提供します。

🦏 市民の取組

- 市や NPO*法人等の団体が開催する自然体験学習会や講演会等に参加しましょう。
- 環境家計簿*を活用し、環境保全意識の向上に努めましょう。

🥨 事業者の取組

- 自然体験学習会や講演会等の支援や協力に努めましょう。
- 環境関連施設の公開を検討しましょう。
- 環境に関する研修会に参加しましょう。

4 みんなが環境保全に取り組むまち

4-2 環境をまもる

■ 現 状

本市では、毎年、9月の第1日曜日を「ふれあいボランティアの日」と定め、ふれあいボランティアの日を中心に、市民による清掃活動や環境美化などが行われています。また、NPO* 法人等による森林や河川等の保全活動も行われています。

また、市民活動支援として、2008(平成20)年度から市民グループが行う公益的な活動に対し、活動費用の一部を補助しています。2008(平成20)年度から2016(平成28)年度までの間、環境問題に対する啓発活動や、自然林の保全活動、植物調査及び植物の保全活動など、環境保全に関連する様々な事業に対し補助金を交付し、活動支援を行っています。

翼 課 題

市民やNPO法人等の活動団体は、環境保全活動の重要な取組主体となっていますが、人材や財源の確保が課題となっています。

環境保全活動を継続的なものとするため、各主体の環境保全活動を市民・事業者に周知し、環境保全活動の普及拡大を図るとともに、市・市民・事業者・NPO 法人等の協働による取組を推進する必要があります。また、情報の共有化や活動の担い手づくり、機会づくりを推進する必要があります。



10万本植林プロジェクト

ᄤ 施策目標及び環境指標

施策目標:地域における環境保全活動の活性化を目指します。

指標	現状値 2016(平成 28)年度	目標値 2022 年度
美化活動の延べ参加者数準1	10,628人	13,000人
道路アダプト制度登録団体数	64 団体	90 団体
河川アダプト制度登録団体数	137 団体	170 団体

注1 ふれあいボランティアの日・錦江湾クリーンアップ作戦の参加者数の合計です。

🦏 市の取組

○ 環境保全活動の支援

環境イベントの開催、アダプト制度*などにより、NPO*法人等の活動団体が活動する場の 提供に努めます。また、環境保全活動の内容を広く紹介することにより、環境保全活動に対 する関心と理解を深めます。

○ 各主体の連携強化

NPO 法人等の活動団体に関する情報の収集や提供・共有化に努めるとともに、情報交換・ 意見交換の場を創出し、NPO 法人等の活動団体との連携強化を図ります。

○ 環境学習*・環境保全活動に関する人材の育成

地域のリーダー的な存在である「霧島市環境美化推進員*」や「霧島市天降川等河川環境保全推進員*」及び「霧島市生活排水対策推進員*」と連携し、環境問題に関する知識を持った人材(環境学習ボランティア)の発掘・育成に努め、社会教育・学校教育などで積極的に活用します。

■ 市民の取組

- 生き物調査、リサイクル活動など、身近にできる活動を実践しましょう。
- 環境美化活動、環境イベント等に積極的に参加しましょう。
- NPO 法人等との情報交換や交流を深め、活動を活性化させましょう。
- くらしの中に花を育て、美しい「花いっぱいの霧鳥市」をつくりましょう。

■ 事業者の取組

- 環境美化活動、環境イベント等に積極的に参加しましょう。
- NPO 法人等との情報交換や交流を深め、活動を活性化させましょう。
- 環境保全活動の実施状況等をホームページや環境報告書等で広く公表しましょう。



アダプト制度

市民活動団体と市が連携・協働*したまちづくりを目指し、自治会やボランティア団体などと協働で、市内の河川・道路の環境保全及び美化活動を行うアダプト制度を実施しています。

コラム[生物多様性*の保全]

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には、森、里、川、海などさまざまなタイプの自然の中に、それぞれの環境に適応して進化してきた 3,000 万種ともいわれる多様な個性を持つ生きものがいて、お互いにつながりあい、支えあって生きています。私たち人間も地球という大きな生態系*の一員であり、地球によって生かされているのです。

●3つの多様性

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の 多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしています。

1 生態系の多様性

海、川、湿地、里山、 干潟など、色々な自 然があります。



2 種の多様性

島、魚、植物など色々 な種類の生き物がい ます。



3 遺伝子の多様性

同じ種でも、形や模様、生態などに多様な個性があります。



●生物多様性がもたらす恵み

私たちの暮らしは、生物多様性がもたらす恵みの上に成り立っています。私たちの呼吸に必要な酸素は、数十億年の間に植物の光合成により生み出されてきたものであり、私たちの生活は、食べもの、木材、繊維、医薬品など、さまざまな生物を利用することで成り立っています。また、各地域には、地域固有の生物多様性とも深く関連したさまざまな知識や技術、豊かな感性や美意識が培われており、漬物や味噌、しょうゆや日本酒など、地域の微生物と食材が織りなす地域固有の食文化があります。

●生物多様性の危機

日本には、知られているだけで9万種以上、分類されていないものも含めると30万種を超える生きものがいると推定されており、狭い国土面積にもかかわらず、たくさんの種類の生きものがいます。しかし、背椎動物(哺乳類、両生類、爬虫類)・維管束植物(シダ植物および種子植物)の約4分の1が絶滅のおそれのある種となっています。

絶滅危惧種の増加

絶滅危惧種

2,694種(1991年)

絶滅危惧種

3,634種(2017年)

出典:環境省レッドリスト 2017

出典:「生物多様性条約 COP10 の成果と愛知目標」(平成23年3月発行)環境省

第4章 重点施策

第3章の「施策の展開」では、本市が目指す環境像を実現するための基本的な施策を設定 し、施策ごとに市・市民・事業者が、日常生活や事業活動の中で取り組むべき事項を示しま した。

基本施策は、すべて取り組んでいく必要のあるものですが、特に社会的・地域的ニーズが高く、早期解決が必要な課題については「重点施策」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。本計画では、社会的・地域的ニーズや課題等を勘案し、以下の3つを重点施策とします。

重点施策1 低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進

重点施策2 ごみの減量化・資源化の推進

重点施策3 環境保全に取り組む人づくり



重点施策1 低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進

地球温暖化*に起因する気候変動によって、自然災害の甚大化、生態系*の破壊、農作物の不作や漁獲量の変化など、私たちの生活への影響が懸念されています。

また、地球温暖化は、その影響が地球規模で次世代にまで及ぶ深刻な問題であり、本市においても優先課題として積極的に取り組む必要があります。

地球温暖化の原因である温室効果ガスは、私たちの日常の生活や、事業活動に伴って排出されます。このため、温室効果ガスの排出量を抑制するには、これまでの生活・事業活動を見直し、低炭素なライフ・ビジネススタイルに変革していくことが不可欠です。

省エネ活動に対する意識は向上しているものの、地球温暖化問題に対応するためには、幅広い市民・事業者を対象に、更なる省エネ活動の実践や、再生可能エネルギー*の利用を促す必要があります。

このため、本計画では、省エネ活動の実践や、再生可能エネルギーの利用を推進することにより、低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着を目指します。

具体的な取組事項

☆ 実践的な省エネ活動の普及促進

家庭・事業所における省エネ活動の定着を図るため、具体的な省エネ活動や、その効果等に 関する情報を市のホームページや、パンフレット等で発信します。

☆ 省エネ設備機器の導入促進

家庭・事業所における省エネ設備機器の導入を促進するため、補助制度の創設を検討すると ともに、国・県の補助制度に関する情報を市のホームページや、パンフレット等で発信します。

☆ 事業者の環境マネジメントシステム*取得推進

事業者による ISO14001 やエコアクション 21*などの取得を推進するため、関係機関と連携し、講習会の開催や情報提供などを行います。

☆ 環境と調和した再生可能エネルギーの利用方策の検討

本市の自然環境、生活環境、景観等に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域活性化・関連産業の創出に資する再生可能エネルギーの利用方策を検討します。

低炭素なライフ・ビジネススタイルの推進

☆ 実践的な省エネ活動の普及促進

✓ 具体的な省工ネ活動、その 効果等に関する情報を発信



☆ 省エネ設備機器の導入促進

- ✓ 補助制度の創設を検討
- ✓ 国・県の補助制度に関する情報を発信



☆ 事業者の環境マネジメントシステム*取得推進

- ✓ 関係機関と連携し講習会を開催
- ✓ 関係機関と連携し情報発信

ISO14001 エコアクション 21*



☆ 環境と調和した再生可能エネルギー*の利用方策の検討

- ✓ 自然環境等に配慮した再生可能エネルギーの導入
- ✓ 再生可能エネルギーを利用した地域活性化・関連産業の創出











水力

風力

家庭生活、事業活動に伴う二酸化炭素排出量を削減

重点施策2 ごみの減量化・資源化の推進

本市では、ごみの分別・再資源化及び適正処理を推進してきた結果、資源のリサイクルが進み、2015(平成27)年度のリサイクル率(18.2%)は県全体のリサイクル率(15.7%)を上回っています。一方、市民1人1日当たりのごみの排出量は生活系ごみ、事業系ごみともに微増傾向にあります。本市における2015(平成27)年度の市民1人1日当たりの排出量は、2011(平成23)年度から約5%増加しています。

循環型社会*を形成するため、市・市民・事業者及び霧島市環境保全協会等が連携し、日常の生活や事業活動において、ごみの発生を抑制し、発生したごみを循環資源として最大限に利用し、適正な処理を行った後、最小限のごみを最終処分する 4R*を基調とした取組を推進する必要があります。

具体的な取組事項

☆ ごみ減量化・資源化に関する情報発信・意識啓発

ごみの減量や適正な分別をさらに推進するため、ごみ排出の実態やごみ処理に係る費用、ご みの分別方法等について、市のホームページや市の広報等を活用した情報発信を行い、意識啓 発を図ります。

☆ ごみの減量化・資源化の推進

ごみの分別区分及び処理の方法など、ごみ処理全体を見通した費用対効果を検証し、ごみの 減量化・資源化に有効な方策について検討・実施します。

☆ ごみの排出実態の把握及び適正処理の推進

家庭系ごみ、事業系ごみの排出実態を把握し、ごみの適正処理の推進と実態に即した減量化 及び資源化の方策を検討・実施します。

☆ 一般廃棄物処理施設の負荷軽減と処理経費の削減

4R の推進により、ごみの排出量削減や資源ごみの更なるリサイクルを図ることで、ごみ焼却施設への負荷を軽減し、施設の延命化と処理経費の削減に努めます。

ごみの減量化・資源化の推進

☆ ごみ減量化・資源化に関する情報発信・意識啓発

∨ ごみの排出実態、ごみ処理費用、 ごみの分別方法等の情報発信



☆ ごみの減量化・資源化の推進

- ごみ処理全体を見通した費用対効果を検証
- ごみの減量化・資源化に有効な方策について検討・実施



☆ ごみの排出実態の把握及び適正処理の推進

- ∨ 家庭系ごみ、事業系ごみの排出実態を把握
- ごみの適正処理の推進と実態に即した減量化及び資源化の方策を検討・実施



ごみ排出量の削減・リサイクル率の向上

☆ 一般廃棄物処理施設の負荷軽減と処理経費の削減

✓ ごみ焼却施設への負荷を軽減し、施設の 延命化と処理経費の削減



重点施策3 環境保全に取り組む人づくり

本市では、学校やNPO*法人等による森林や河川等の保全活動、自然体験型の環境学習*などが行われています。また、地区行事の一環として行われている活動や、ボランティア団体による活動など、地域の特色を生かした環境保全活動も行われています。

このような環境学習・環境保全活動は、市民の環境保全意識の向上に大きく貢献するととも に、本市の環境を次世代に引き継ぐうえで重要な役割を担っています。

このため、本計画では、各団体が実施する環境保全活動や、環境学習に積極的に参加する雰囲気を市全体で醸成するとともに、これらの活動の担い手となる人材の育成を目指します。

具体的な取組事項

☆ 小中学生を対象とする環境学習の総合プログラムの整備

小中学生の時期から総合的な環境学習の推進を図るため、学校版環境 ISO の導入や、環境学習プログラムの作成を検討・実施します。

☆ 市民の環境保全意識の向上

市民に向けた環境学習では、容易に環境問題や環境保全活動に関する情報にふれる機会を創出するとともに、各種環境イベント等を実施し、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。

☆ 環境保全のための行動力の向上

実践的な省エネ活動、ごみ減量化、生活排水対策等の普及啓発を通して、市民の自発的に環境に配慮した行動を実践する力を向上させます。

☆ 環境人材の育成

環境保全活動の支援を通して、各種団体と連携し、地域における環境保全の実践活動に主体的・継続的に取り組む人材の育成を図ります。

環境保全に取り組む人づくり

☆ 小中学生を対象とする環境学習*の総合プログラムの整備

実践

✓ 学校版環境 ISO の導入や、環境学習プログラムの作成を検討・実施

学校版環境 ISO



評価

- 省工ネ効果CO₂削減効果

見直し

- ・取組内容の見直し
- ・新しい取組の検討

☆ 市民の環境保全意識の向上

- ✓ 環境問題や環境保全活動に 関する情報にふれる機会を創出
- ✓ 各種環境イベント等を実施し、 市民一人ひとりの意識を向上





☆ 環境保全のための行動力の向上

✓ 環境保全に関する実践的な取組を 普及啓発





☆ 環境人材の育成

✓ 環境保全活動の支援を通して、各種団体と連携し、 環境保全に取り組む人材を育成



環境保全活動に参加する雰囲気の醸成、保全活動の担い手の確保

コラム[省エネ行動と省エネ効果]

私たちの家庭において電力を多く消費しているのは、エアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビ などです。これらの設備の消費電力量を少なくすることが、省エネのポイントになります。

●エアコン

~夏の冷房時の室温は 28℃を目安に~ CO2削減量: 17.8 k g

節約効果:年間で約820円

※外気温度 31℃のとき、エアコン(2.2kW)の冷 房設定温度を27℃から 28℃にした場合(使用時間9時間/日)

〜冬の暖房時の室温は20℃を目安に〜

CO₂削減量:31.2kg 節約効果:年間で約1.430円

※外気温度6℃のとき、エアコン(2.2kW)の暖房 設定温度を21℃から20℃にした場合(使用時間 9時間/日)

●テレビ

~テレビを見ないときは消す~ 液晶の場合

> CO₂削減量:9.9kg 節約効果:年間で約450円

※1日1時間テレビ (32V型) を見る時間を減らし

た場合

・パソコン

〜使わないときは、電源を切る〜 デスクトップ型の場合

> CO₂削減量: 18.5 k g 節約効果: 年間で約850円

ノート型の場合

CO2削減量:3.2kg 節約効果:年間で約150円 ※1日1時間利用時間を短縮した場合

●冷蔵庫

~ものを詰め込みすぎない~CO₂削減量:25.7kg節約効果:年間で約1,180円

※詰め込んだ場合と、半分の場合との比較

~設定温度は適切に~

CO2削減量:36.2kg 節約効果:年間で約1,670円

※周囲温度 22℃で、設定温度を強から中にした場合

●照明器具

~電球形蛍光ランプに取り替える~

CO2削減量:49.3kg

節約効果:年間で約2,270円

※54Wの白熱電球から、12Wの電球形蛍光ランプ

に交換した場合

~電球形 LED ランプに取り替える~

CO₂削減量:52.8kg

節約効果:年間で約2,430円

※54Wの白熱電球から、9Wの電球形 LED ランプに

交換した場合

●電気こたつ

~設定温度を低めに~

CO₂削減量:28.7 k g

節約効果:年間で約 1,320円

※1日5時間使用で、温度調節を「強」から「中」

に下げた場合

出典:「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬(2017年8月発行)経済産業省資源エネルギー庁

●1人ひとりの省エネが支える、大きな効果

深刻な地球温暖化*にストップをかけるためには、一人ひとりが問題意識を持ち、省エネを実行することが大切です。一人では省エネ効果が少ないように思えますが、全世帯で省エネすれば大きな効果が得られます。

第5章 環境配慮指針

- 1 事業別環境配慮指針
- 2 地域別環境配慮指針



1 事業別環境配慮指針

道路や河川改修、公共下水道などの生活基盤整備事業は、私たちの生活において、利便性の向上、安全性の確保、快適な生活環境の形成など、事業の実施により大きな効果をもたらします。これらの事業は、造成工事による土地の改変や施設の設置(工事段階)、設置後の施設の運営(供用段階)によって、自然環境や生活環境などに様々な影響を及ぼすおそれがあります。

良好な環境を保全し、形成していくためには、地域の環境特性や事業の特性に応じて、環境への配慮をしつつ事業を進めていくことが重要です。

したがって、この事業別環境配慮指針では、法令で環境影響評価の対象外となる小さな規模の事業についても、事業者、行政が事業実施に当たりあらかじめ環境に配慮すべき事項として 定めたものです。

なお、対象となる事業種は、公共事業を基本として設定していますが、事業者に対しても配 慮すべき事項として定めています。全ての事業を網羅したものではありません。

【配慮指針の内容】

〇 共通事項

各事業の「計画段階」、「工事段階」、「供用段階」において共通して配慮すべき事項を定めます。

○ 個別事項

「道路」、「河川・水路」、「海岸・海面埋立」、「廃棄物処理施設」、「公園」、「用地造成」、「工場又は事業場」、「スポーツ・レクリエーション施設」、「下水道等」の整備・運用等に関する事業の実施に際して配慮すべき事項を定めます。

1-1 共通事項

段階	環境配慮指針
	○ 大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然を残すことによる生態系保全や
	緑化施工など、自然環境保全に配慮した計画とすること。
	〇 河川や錦江湾の水質保全に配慮した計画とすること。
	○ 周辺景観と調和のとれた計画とすること。
	〇 文化財等の保存に影響を及ぼさない計画とすること。
	〇 環境負荷の少ない工法、材料の採用について検討すること。
計画段階	〇 事前に地元の関係住民に計画内容を説明し、意見の反映に努めること。
	○ 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入について検討すること。
	○ ユニバーサルデザイン(すべての人にとって使いやすい設計)事業の推進に努めること。
	〇 リサイクル製品の使用を検討すること。
	〇 要望等に速やかに対応できる体制を確立しておくこと。
	○ 工事車両の走行や建設機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減
	に努めること。
	○ 濁水の発生を防止し、公共用水域*への負荷低減に努めること。
	〇 地下水等の水資源の保全に努めること。
工事段階	○ 遺跡等の埋蔵物を確認した場合は、直ちに工事を中断し、関係機関との調整を 図ること。
	○ 工事に伴って発生する廃棄物や残土の発生を抑制し、適正な処理を行うこと。
	〇 悪臭の発生防止に努めること。
	〇 電波障害の発生の防止に努めること。
供用段階	□ 公司の 法令に基づき、施設の適切な維持管理に努めること。
	○ 周辺環境への負荷の低減に努めること。
	○ 周辺環境へ影響を及ぼすおそれが生じた時は、早急に対策を講じること。
	〇 廃棄物等の発生抑制、分別の徹底、再資源化、適正処理に努めること。

1-2 個別事項

種類	環境配慮指針
	○ 排水性舗装の導入、植樹帯及び街路樹の設置、法面の緑化*を検討すること。
	○ 自動車走行に伴う大気汚染、騒音、振動の影響について予測し、周辺環境の
	保全及び安全に必要な対策を検討すること。
道 路	○ 道路照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。
	○ 建設廃材の減量化や再利用の推進に努めること。
	○ 歩道を含む道路構造の改修や交差点の改良等による円滑かつ安全な交通体
	系整備に努めること。
	○ 霧島市天降川等河川環境保全条例に配慮した計画とするとともに、河川美化
	運動に努めること。
	○ 自然とのふれあいや治水上の安全性、生態系保全などを考慮した"多自然川
	づくり*"の整備を検討すること。
河川•水路	〇 堰等を設置する場合は魚道の設置を検討すること。
	〇 野生生物の生育・生息環境の保全や再生を考慮し、可能な限りコンクリート
	による三面張を避けること。
	○ 瀬や淵などの変化に富んだ生物にやさしい河川構造や、アシ(ヨシ)、砂浜
	などによる自然の浄化作用を考慮した河川形態の整備に努めること。
海 岸 • 海面埋立	○ 藻場や干潟を保護・保全・回復する計画とすること。
	○ 埋立地の形状は、潮流の変化が極力少なくなるよう計画すること。
	○ 自然とのふれあいを考慮した親水性を有する護岸の整備を検討すること。
	〇 埋立土は、安全性を確認したうえで利用すること。
	│ ○ 錦江湾の景観保全のため、プレジャーボートや漁船等の船を適切に係留する
	ことのできる施設の整備に努めること。

種類	環境配慮指針
	○ 霧島市生活環境美化条例に配慮した計画とするとともに、清掃美化運動に
	努めること。
	○ 廃棄物の減量やリサイクルを推進していくため、体制づくりや市民、事業
	者への啓発活動に努めること。
	○ 供用時の排出ガスや汚水処理水の排出等による環境汚染を未然に防止す
廃 棄 物	るため、必要な措置を事前に講じておくこと。
処 理 施 設	○ 周辺環境への影響を防止するため、施設の配置や緑化*について検討する こと。
	〇 再資源化施設(リサイクルセンターなど)や堆肥化施設の整備に努めるこ
	と。 〇 資源ごみの収集や資源化システムの整備を積極的に進めること。
	○ 女/// このの状体で女/// 古の正端とは極いた色のもと。 ○ 太陽エネルギーや廃熱等の有効利用について検討すること。
	○ 生態系保全に配慮した公園づくりに努めること。
	○ 公園内で発生するごみ対策(ごみ持ち帰りの看板設置やごみ箱の撤去等)
	○ 五國的で発生するこの対象でこの初の間の間を受けること。
公	│ │○ 市民による公園の維持管理活動の啓発に努めること。
	│ │○ 地元住民の意見を取り入れた特色ある公園づくりに努めること。
	 ○ 施工においては、再生資材やリサイクル部品を公園資材として活用するよ
	う努めること。
	〇 親水性、公園、緑地*、雨水浸透などの必要性について検討すること。
用地造成	〇 埋立土による地下水汚染の防止に努めること。
	〇 雨水・土砂の流出防止に努めること。
	○ 下水道が未整備の地域では生活排水等による公共用水域*への影響を抑制 するため、合併処理浄化槽*の設置を行うこと。
	○ 断熱材や太陽エネルギーなどの利用による省エネルギーの推進に努める
	│○ 光害*の防止や安全確保のための適切な照明利用に努めること。 │────────────────────────────────────

種類	環境配慮指針
工場又は事業場	〇 周辺環境に影響を及ぼさない施設の配置や緑化について検討すること。
	○ 温排水による公共用水域*への影響を低減すること。
	〇 エネルギーの有効利用について検討すること。
	〇 機械の稼動に伴う大気汚染、騒音及び振動の発生の低減に努めること。
	〇 地下水の利用に際しては、過剰採取による周辺反響への影響の防止に努め
	ること。
	〇 水辺、公園、緑地*などの必要性について検討すること。
スポーツ・ レクリエー ション施設	〇 照明等の光による生活環境や動植物への影響の低減に努めること。
	〇 農薬や化学肥料による環境汚染の防止に努めること。
	〇 地下水の利用に際しては、過剰採取による周辺反響への影響の防止に努め
	ること。
下水道等	○ 公共下水道整備の推進に努めること。また、下水道の整備が見込まれない
	区域及び下水道整備に相当の期間を要する区域(下水道事業認可区域外)に
	あっては、合併処理浄化槽*(高度処理型合併処理浄化槽*を含む)の導入
	促進に努めること。
	〇 厨房、浴室、トイレ等での節水活動の普及啓発に努めること。
	〇 悪臭の発生の防止に努めること。

2-1 地域区分について

地域別環境配慮指針は、本市における環境の将来像を実現するため、地域レベルで配慮すべき事項を示しています。地域環境の現状を整理し、地域に良好な環境資源が存在する場合には 適切な保全及び活用が、地域の環境が損なわれている場合には改善するような配慮が必要です。

環境は、地域の社会特性や自然特性によって異なり、さまざまな変化に富んでいます。また、 地域的、歴史的背景により地域活動や地域計画が推進されています。

地域の区分に当たっては、市街地(国分地域・隼人地域の市街地)と中山間地(国分地域・ 隼人地域の市街地以外)に区分しました。



本市域の地域区分図

🦏 国分地域

【自然環境】

本地域は市南部に位置し、南側で錦江湾に接しています。広大な国分平野に市街地が存在し、 北に霧島連山を仰ぎ、南に桜島を望み、緑豊かな黒石岳や上野原遺跡、天降川や検校川などの 清流をはじめとして、山林・海浜・渓谷・温泉などの豊かな自然環境に恵まれています。

【生活環境】

本地域の代表的な河川として、天降川、検校川があります。これらの河川の 2017 (平成 29) 年度における水質調査結果をみると、そのほとんどの項目が環境基準*を達成しており、 良好な水質が維持されています。

また、主要な自然とのふれあいの場のひとつである国分キャンプ海水浴場の水質調査結果は、 2017(平成29)年度シーズン前において適(水質AA)と判定されています。

さらに、本地域の汚水処理人口普及率*は83.6%と本市で最も高い状況にあります。

【社会環境】

本地域は、人口及び世帯数が最も増加している地域です。国勢調査(2015(平成27)年10月1日現在)によると、本地域の人口は58,139人であり、本市の全人口の約46%を占めています。1世帯当たりの人口は2.31人です。

本地域には、電子・機械・電気器具などの先端技術産業をはじめとした多くの企業が立地しており、本地域では工業が基幹産業となっています。



地域特性図 (国分地域)

■ 隼人地域

【自然環境】

本地域は市西部に位置し、本地域の東部を天降川が流下して錦江湾に注いでいます。天降川 流域の低地には市街地、集落、農地等が形成されており、海岸沿岸部には干拓地があります。 また、北部から南西部にかけて広がる台地及び丘陵地は、主に畑地、林地として利用されて います。

なお、本地域には日当山温泉があり、古くから多くの人々に親しまれてきました。

【生活環境】

本地域の河川の水質調査は、天降川を中心として実施されています。2017(平成29)年度の結果をみると、水路や水門、市街地を流れる小河川などの人為的な排水の影響を直接受ける地点で環境基準*の超過が目立ちます。

また、自然とのふれあいの場のひとつである小浜海水浴場の水質調査結果は、2017(平成29)年度シーズン前において適(水質 AA)と判定されています。

さらに、本地域の汚水処理人口普及率*は80.8%と国分地域に次いで高い状況にあります。

【社会環境】

本地域は、市内で2番目に人口及び世帯数が多い地域です。国勢調査(2015(平成27)年10月1日現在)によると、本地域の人口は37,898人です。人口及び世帯数はともに増加傾向にあります。1世帯当たりの人口は2.37人です。

本地域には、鹿児島県工業技術センターなどの研究機関とともに多くの企業が立地しています。



稲荷山公園(隼人町真孝) 地域特性図(隼人地域)

🦏 溝辺地域

【自然環境】

本地域は市西部に位置し、本地域の中央を錦江湾に注ぐ網掛川が流れています。本地域の北西部に位置する長尾山周辺を中心として「キリシマミドリシジミ」、「キンラン」、「ウチョウラン」といった貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

【生活環境】

本地域の特徴として、鹿児島空港があります。鹿児島空港周辺では航空機騒音調査が実施されており、2017(平成29)年度はすべての調査地点で環境基準*を達成しています。

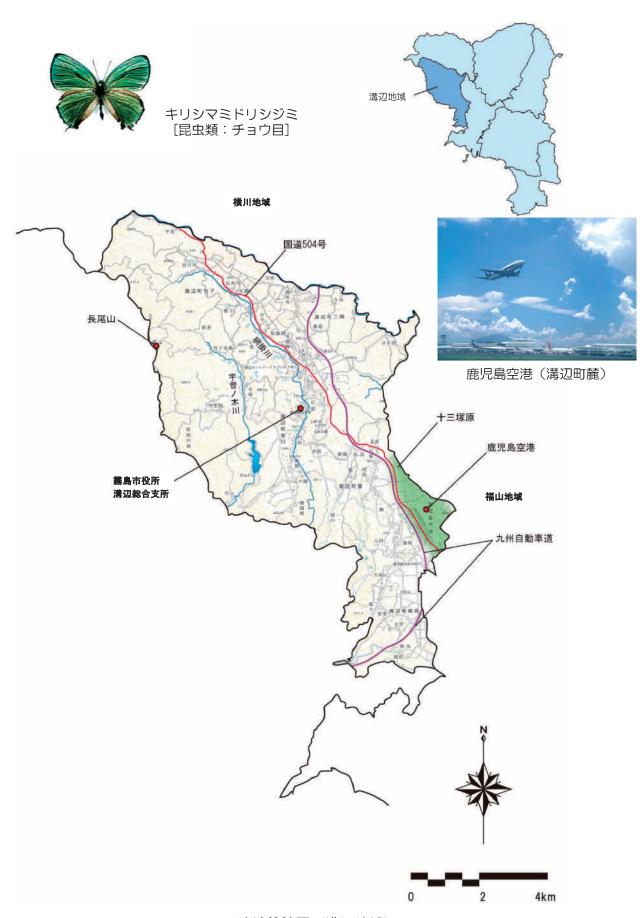
代表的な河川としては、網掛川、宇曽ノ木川等があります。これらの河川の 2017 (平成 29) 年度における水質調査結果をみると、人為的排水の影響を受けやすい陵南団地下流部などでは BOD*が環境基準値を超過しています。

また、本地域の汚水処理人口普及率*は 65.2%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

【社会環境】

国勢調査(2015(平成27)年10月1日現在)によると、本地域の人口は8,071人です。人口及び世帯数はともに微減傾向にあります。1世帯当たりの人口は2.30人です。

また、本地域は、鹿児島空港、九州自動車道を中心として本市の広域的な玄関口としての特徴を有しています。



地域特性図 (溝辺地域)

■ 横川地域

【自然環境】

本地域は市西端に位置し、天降川水系の上流河川である清水川、馬渡川などが流れており、これらの河川付近を中心として「アオハダトンボ」などの貴重な動物の生息が確認されています。

【生活環境】

本地域の河川の 2017 (平成 29) 年度における水質調査結果をみると、ほとんどの項目が環境基準*を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、本地域は地下水の利用率が高くなっており、2015(平成27)年度には、本地域内の5つの地点において地下水調査が実施されています。この結果をみると、全地点においてすべての項目が環境基準*を達成しており、良好な水質が維持されています。

さらに、本地域の汚水処理人口普及率*は 69.4%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

【社会環境】

国勢調査(2015(平成27)年10月1日現在)によると、本地域の人口は4,227人です。人口及び世帯数はともに減少傾向にあります。1世帯当たりの人口は2.18人です。

本地域の基幹産業は農業であり、平地が少ないことから大規模農業の振興は困難ながらも、環境保全型農業に対する取組などが行われています。

本地域の憩いの場としての丸岡公園や歴史的な文化財も多く点在しています。



アオハダトンボ [昆虫類:トンボ目]

※出典:「日本産トンボ幼虫・成虫検索図説」 (1998年 東海大学出版会)



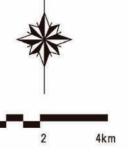




丸岡公園(横川町上ノ)



天降川源流(横川町山ヶ野)



地域特性図 (横川地域)

🦏 牧園地域

【自然環境】

本地域は市北部に位置し、大浪池や広大な山林を有する霧島錦江湾国立公園、霧島温泉郷などの自然資源が豊富です。貴重な動植物についても、霧島山系を中心として非常に多くの種の生息・生育が確認されています。

河川については、天降川水系の上流河川である中津川、石坂川、万膳川などが流れており、 気候は標高により差があるものの全般的に冷涼です。

また、本地域の森林は、2007(平成 19)年3月に鹿児島県内では初めて「森林セラピー 基地」の認定を受け、「霧島市森林セラピー推進協議会」において、温泉や音楽などと融合し た本市独自の「癒(いや) しのふるさと」づくりに取り組んでいます。

【生活環境】

本地域の河川の水質調査は、中津川、石坂川などにおいて調査が行われています。2017(平成 29)年度の結果をみると、ほとんどの項目が環境基準*を達成しており、良好な水質が維持されています。

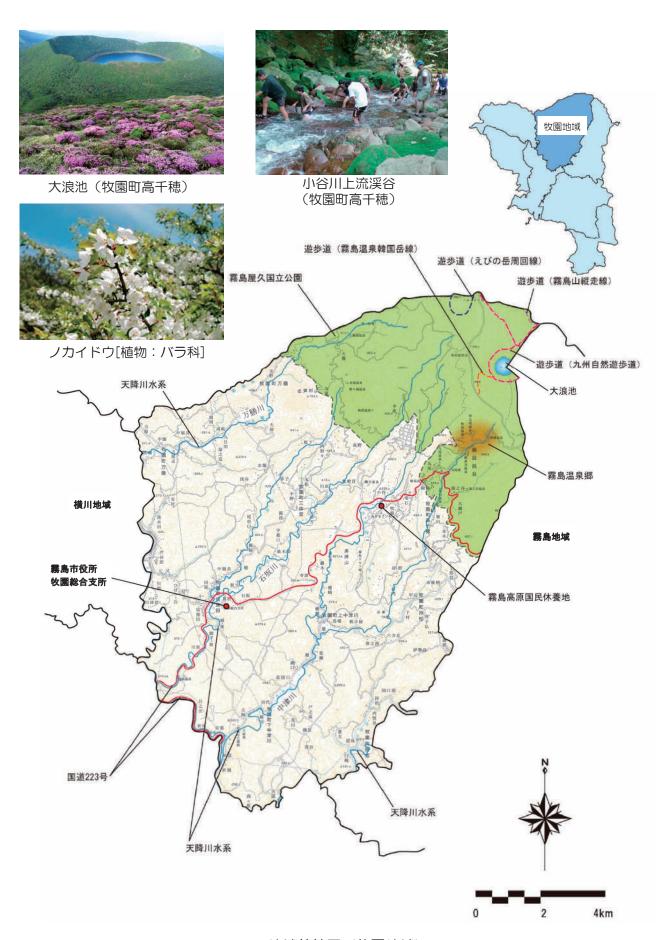
また、本地域の汚水処理人口普及率*は 64.1%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

【社会環境】

国勢調査(2015(平成27)年10月1日現在)によると、本地域の人口は7,155人です。人口及び世帯数はともに減少傾向にあります。本地域の1世帯当たりの人口は、市内で最も少なく2.10人です。

本地域は温泉資源の豊富な観光地「霧島」として定着しており、県内外や外国から観光客が訪れています。宿泊施設も多く、夏季はキャンプ場もにぎわいます。

本地域は冷涼な気候条件を活かした農業が盛んであり、環境保全型農業の振興が図られています。



地域特性図 (牧園地域)

🦏 霧島地域

【自然環境】

本地域は市北東部に位置し、自然林及びそこに生息する多様な生物、温泉資源など豊かな自 然資源に恵まれています。貴重な動植物についても、霧島山系を中心として非常に多くの種の 生息・生育が確認されています。

河川については、天降川水系の上流河川である霧島川、手篭川などが流れており、気候は標高により差があるものの全般的に冷涼です。

【生活環境】

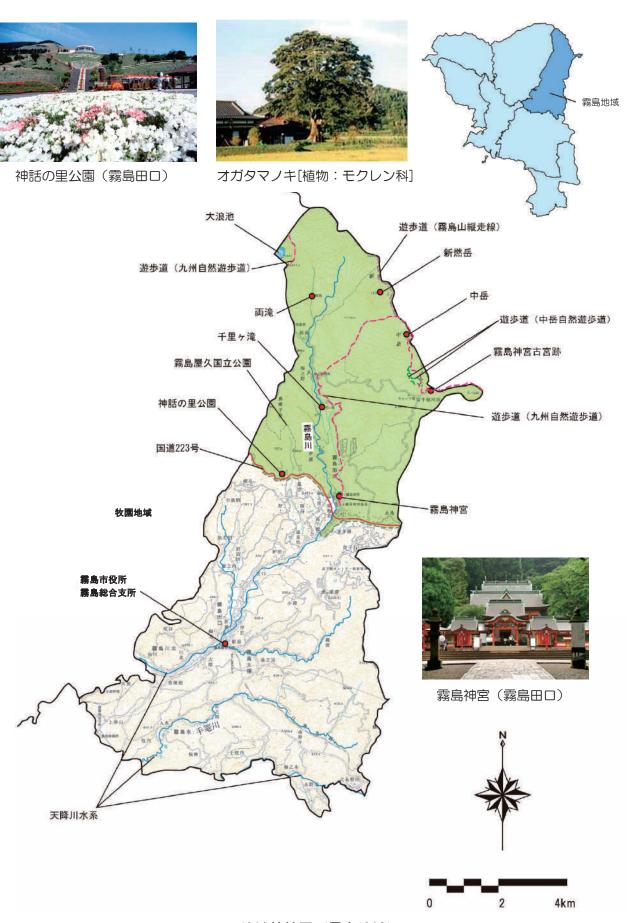
本地域の河川の水質調査は、手篭川、霧島川、狩川などにおいて調査が行われています。 2017(平成 29)年度の結果をみると、ほとんどの項目が環境基準*を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、本地域の汚水処理人口普及率*は53.9%と本市で最も低い状況にあります。

【社会環境】

国勢調査(2015(平成27)年10月1日現在)によると、本地域の人口は4,914人です。人口及び世帯数はともに減少傾向にあります。1世帯当たりの人口は2.27人です。

本地域は「米・畜産・茶」などの農業と霧島神宮及びその周辺の自然資源や歴史・文化資源を活用した観光が基幹産業となっています。観光については、霧島錦江湾国立公園に指定されている雄大な自然や、霧島神宮をはじめとした史跡、テーマパーク的要素を有する神話の里公園などがあります。農業については、本地域の冷涼な気候条件を活かした農業が盛んであり、環境保全型農業の振興が図られています。



地域特性図 (霧島地域)

🧃 福山地域

【自然環境】

本地域は市南部に位置し、西側に錦江湾が位置しています。海岸地帯は年平均気温が 18℃程度と温暖であり、みかんや酢づくりが行われています。台地・丘陵地帯は年平均 15℃程度であり、志布志湾に注ぐ菱田川の源流地となっています。

なお、本地域においては、「ギンイチモンジセセリ」、「大隅半島北西部のススキ草原」といった貴重な動植物の生息・生育が確認されています。

【生活環境】

本地域の河川の水質調査は、菱田川水系を中心として実施されています。2017(平成29) 年度の結果をみると、人為的な排水の影響を直接受ける地点では環境基準*の超過が目立ちます。

また、本地域の汚水処理人口普及率*は 68.6%と本市の平均値を下回っている状況にあります。

【社会環境】

国勢調査(2015(平成27)年10月1日現在)によると、本地域の人口は5,453人です。人口及び世帯数はともに減少傾向にあります。1世帯当たりの人口は2.50人です。

本地域の産業は農業が主体であり、沿岸部では、温暖な気候を利用した果樹(温州みかん、 錦江パール)栽培と天然米酢の製造が行われており、高原地域では、鹿児島黒牛の生産を中心 とした畜産や高冷地野菜の栽培が盛んです。

なお、本地域には、鹿児島県指定の天然記念物である「福山のイチョウ」があります。



福山の夫婦イチョウ (福山町福山)

地域特性図 (福山地域)

2-3 地域別環境配慮指針

市街地における環境配慮指針

分 野	環境配慮指針
自然環境	○ 「霧島市天降川等河川環境保全条例」等の条例や関連法令に基づき、錦江 湾や河川等の水辺の自然を保全します。
	○ 自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、地域の自然に対する市 民・事業者の自然保護意識の向上を図ります。
	〇 緑地*や公園の整備を計画的に進めます。また、市民と協働*した維持管理 体制の充実に努めます。
地球温暖化*	○ 家庭や事業所における節電やエコドライブ*などの省エネ活動の定着を図ります。
	○ 本市の自然環境、生活環境、景観等に配慮した再生可能エネルギー*の導入を推進します。
	○ 自転車、徒歩などのそれぞれの特性を最大限に活かしながら公共交通機関 の機能強化などを図り、公共交通機関の利用を促進します。
• 廃棄物	○ 公共施設や沿道の緑化*に努めるとともに、市民の緑化活動を支援します。
	○ 霧島市環境保全協会等と協力・連携して、4R*の啓発や実践に向けた取組 に関する情報の提供に努めます。
	○ ごみの適正排出を推進するため、分別排出の促進に関する啓発を行うとと もに、分別収集活動の支援に努めます。
生活環境	〇 事業場から排出される悪臭物質については、臭気指数規制の周知や適切な 指導を行うとともに、事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生防 止に関する啓発に取り組みます。
	〇 下水道整備や合併処理浄化槽*の普及促進・適正管理など、地域の実情に 応じた排水処理を推進します。
	○ 「霧島市天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、地域 を流れる河川の水環境の保全に努めます。
	○ 家庭や職場との連携、地域活動等を活用するなど、あらゆる機会を通じて ************************************
環境学習*・	地域における環境美化・環境保全の意識の向上を図ります。
環境保全活動	○ 環境問題に関する知識を持った人材(環境学習ボランティア)の発掘・育成に努め、社会教育・学校教育などで積極的に活用します。

2-3 地域別環境配慮指針

中山間地域における環境配慮指針

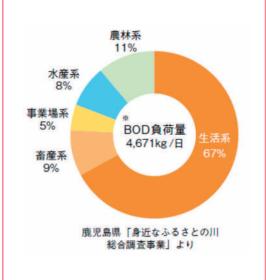
分野	環境配慮指針
自然環境	〇 森林の多面的な機能を維持・増進するため、森林を適切に管理します。
	○ 各種事業の実施に際しては、「事業別環境配慮指針」に基づき、計画段階 で貴重な自然の改変を予測、回避し、自然環境の保全に努めます。
	○ 自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、地域の自然に対する市 民・事業者の自然保護意識の向上を図ります。
	〇 天然記念物や希少野生生物を保全します。
	○ シカ等の鳥獣による生態系への影響を軽減するため、国・県と連携を図り ながら、鳥獣の適正個体数の管理を行います。
	〇 霧島ジオパークの教育的活用を推進します。
地球温暖化* • 廃棄物	○ 森林が有する二酸化炭素の吸収・固定機能を維持・増進するため、森林の 適切な管理を実施します。
	〇 本市の自然環境、生活環境、景観等に配慮した再生可能エネルギー*の導入を推進します。
	○ 霧島市環境保全協会等と協力・連携して、4R*の啓発や実践に向けた取組 に関する情報の提供に努めます。
	○ 不法投棄防止に係る周知啓発やパトロール等を実施するとともに、関係機 関との連携を図り、不法投棄*を防止します。
	〇 ごみの適正排出を推進するため、分別排出の促進に関する啓発を行うとと もに、分別収集活動の支援に努めます。
	〇 水源かん養林を保全し、地下水のかん養を促進します。
生活環境	○ 下水道整備や合併処理浄化槽*の普及促進・適正管理など、地域の実情に 応じた排水処理を推進します。
	〇 「霧島市天降川等河川環境保全条例」を適切に運用することにより、地域 を流れる河川の水環境の保全に努めます。
	〇 山岳景観、河川景観、海岸景観などの自然景観の保全や形成に努めます。
環境学習*・環境保全活動	○ 自然体験学習会の開催や農業体験など、体験型の環境学習を推進します。
	○ 環境問題に関する知識を持った人材(環境学習ボランティア)の発掘・育成に努め、社会教育・学校教育などで積極的に活用します。

コラム[みんなで実行!生活排水対策]

私たちは、主に河川の水を水道水として利用しています。上流で使われ、放流された水は、 下流の人たちがまた利用しています。限られた水を繰り返し使わなければならないからこそ、 私たちは、その水を汚さないために、生活排水をできるだけきれいにして流す必要があります。

汚れの原因、約7割は生活系

霧島市内の河川を汚す原因となっているのは、生活系の割合が最も大きく、私たちの生活に伴う排水が、全体の約7割を占めています。川や海の浄化のためには、生活排水の汚れを減らすことが大切です。



ライフスタイルを見直しましょう

その1) ふきとる

食器等についた油汚れはゴムべらや古 布等でふきとってから洗いましょう。

その2)流さない

三角コーナーや水切りネットを活用 し、食べ残しを直接流さないようにし ましょう。

その3) 適量を

洗剤は、使う量が多いほど汚れがよく 落ちるわけではありません。目分量で はなく、しっかり量って使いましょう。

その4)かしこく使おう

温かいお風呂の残り湯を洗濯に使うと よごれ落ちがよくなり、洗剤の節約や 節水になります。





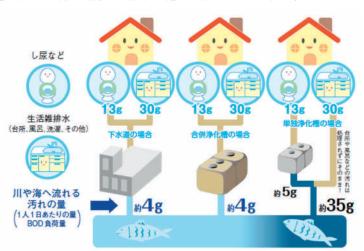


下水道区域は下水道へ、その他は合併処理浄化槽*へ接続しましょう。

汲み取り便槽や単独浄化槽は、し尿以外の台所や洗濯などの水がそのまま川や海などへ流れます。

一方、合併処理浄化槽は、 トイレの水だけでなく、台 所や洗濯などの生活排水も 処理できる浄化槽です。 右の図のように、何に接続

石の図のよっに、何に接続しているかによって、川や海に流れ出る汚れの量には大きな違いがあります。



出典: 「霧島市生活排水対策パンフレット~つないでいこう いのちの水~」

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

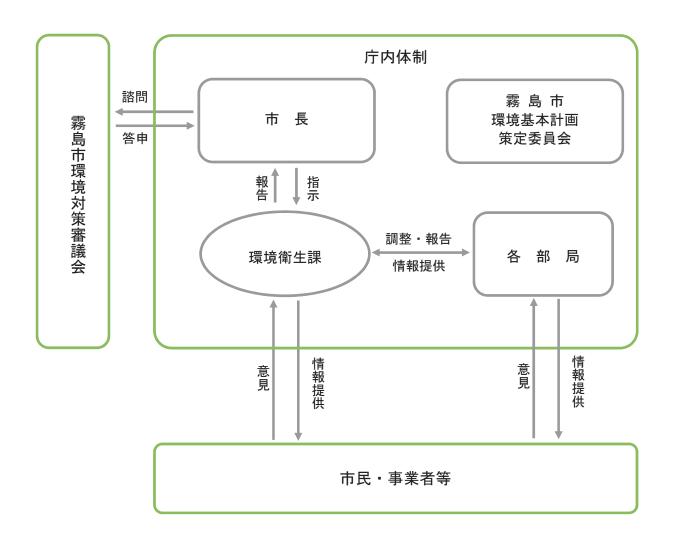


1 計画の推進体制

本市の目指す環境像の実現を最終目的として、本計画の着実な推進を図るためには、市民、 事業者、市がそれぞれの立場でお互いの役割を理解するとともに、自らできること、なすべき ことを自覚して行動することが重要となります。

本計画の推進に向けた組織体制は下図のとおりであり、庁内各部局の代表者で構成される「霧島市環境基本計画策定委員会」において、本計画の進行状況や見直すべき事項等についてのデータ把握と調整を図ります。

また、事務局が中心となって計画の進行管理を行い、計画の推進に反映していきます。



2 計画の進行管理

本計画を効果的に推進していくためは、計画に定めた施策を着実に実践し、その進捗状況や 目標に対しての達成度について把握・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う必要があ ります。

そこで、本計画では、PDCAサイクルを活用し、計画の進行管理を行います。このPDCAサイクルは、単年を基本単位としますが、目標の達成状況や施策の進捗状況、社会状況の変化に対応するため、5年後の2022年度に見直しを行います。

P:PLAN(プラン)=計画

第3章の「基本施策」及び第4章の「重点施策」で取りまとめた施策に関する事業内容を検討します。

D:DO(ドゥ)=実施・運用

本計画に基づき、関係課が連携し、施策・事業を実施します。

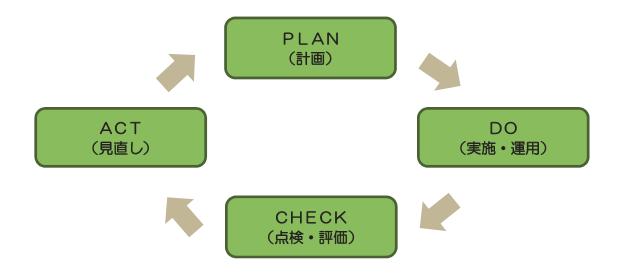
C:CHECK (チェック) = 点検・評価

施策の進捗状況や目標の達成を把握し、評価します。

A:ACT(アクト)=見直し

点検・評価の結果をもとに施策・事業の見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映させます。

なお、PDCAサイクルを運用する中で、進捗が芳しくない施策については、問題点を明らかにし、解決策、軌道修正策を講じるなど、適切な対応を行います。また、施策に優先順位をつけた上で、目標を達成するための最適な方法を検討し、限られた財源を有効に活用することにより、環境の保全・改善につなげていきます。



コラム[環境影響評価制度*]

環境影響評価(環境アセスメント)とは、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業の実施に 当たり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行 うことをいいます。

□ 環境影響評価の対象事業 □

	サク 声光	環境影響評価法		鹿児島県環境影響評価条例	
	対象事業	第一種事業第二種事業		一般地域	特定地域
	高速自動車国道	すべて	_	_	_
	首都高速道路など	4 車線以上	_	_	
道路	一般国道	4 車線以上 • 10km 以上	4 車線以上 • 7.5km 以 上 10km 未満	4車線以上•6km以上	
	県道・市町村道	_	_		
	林道	幅員 6.5m 以上· 20km 以上	幅員 6.5m 以上 • 15km 以上 20km 未満	幅員 6.5m 以上•10km 以上	幅員 6.5m 以上•7km 以上
河川	ダム、堰	湛水面積 100ha 以 上	湛水面積 75ha 以上 100ha 未満	40ha 以上	30ha W F
79/11	放水路、湖沼開発	土地改変面積 100ha 以上	土地改変面積 75ha 以 上 100ha 未満	TOTA MI	OOT IA DE
	新幹線鉄道	すべて	_	_	_
鉄道	鉄道、軌道	長さ 10km 以上	長さ7.5km 以上 10km 未満	5km 以上	3km以上
飛行場		滑走路長 2,500m 以上	滑走路長 1,875m 以上 2,500m 未満	1,250m 以上	900m以上
	水力発電所	出力3万kW以上	出力 2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	1.5万kW以上	1.1 万 kW 以上
	火力発電所	出力 15 万 kW 以上	出力 11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	7万kW以上	5.5万kW以上
発電所	地熱発電所	出力 1 万 kW 以上	出力 7,500kW 以上 1 万 kW 未満	0.5万kW以上	0.35万kW以上
	原子力発電所	すべて			
	風力発電所	出力 1 万 kW 以上	出力 7,500kW 以上 1 万 kW 未満	_	_
廃棄物量	景終処分場	面積 30ha 以上	面積 25ha 以上 30ha 未満	10ha 以上	8ha 以上
埋立て、干拓		面積 50ha 超	面積 40ha 以上 50ha 未満	20ha 以上	16ha 以上
土地区區	画整理事業			40ha 以上	30ha 以上
新住宅市	市街地開発事業				
工業団地	也造成事業	 面積 100ha 以上	面積 75ha 以上		
新都市基	基盤整備事業		100ha 未満 	_	_
流通業務	络団地造成事業			40ha 以上	30ha 以上
宅地の造成の事業				40ha 以上	30ha 以上
農用地の造成又は改良		_	_	造成 40ha 以上、改良 200ha 以上	造成 30ha 以上、改良 150ha 以上
ゴルフ場の建設		_	_		新設: ホール数 18 以上平 均距離 100m 以上、又はホ ール数 9 以上 18 未満、平 均距離 150m 以上 変更: 増設 6 ホール以上
養豚場の建設		_	_	豚房面積 7,500 m以上	豚房面積 5,500 ml以上
工場等の建設		_	_	総排出ガス量 20 万 m ³ N/ 時以上又は総排出水量 5,000 m ³ /日以上	総排出ガス量 15 万 m ³ N/ 時以上又は総排出水量 3,750m ³ /日以上
その他土地改変		_	_	改変面積 40ha 以上	改変面積 30ha 以上
港湾計画		埋立・掘込み面積の合計 300ha 以上		120ha 以上	90ha 以上

備考)1 第一種事業:必ず環境影響評価を行う事業 第二種事業:環境影響評価が必要かどうか個別に判断する事業

2 条例の特定地域は、自然公園法の特別地域、自然環境保全法の特別地域など、特に配慮が必要な地域を

3 港湾計画は、港湾環境アセスメントの対象

資 料 編

資料-1 第二次霧島市環境基本計画の策定経緯

資料-2 関係法令

資料-3 霧島市環境基本条例

資料-4 霧島市生活環境美化条例

資料-5 霧島市天降川等河川環境保全条例

資料-6 霧島市水資源保全条例

資料-7 用語説明



資料-1 第二次霧島市環境基本計画の策定経緯

1. 霧島市環境対策審議会における策定経緯

年月日	内 容
2017 (平成29) 年 3月1日	第二次霧島市環境基本計画の策定方針について報告
2017 (平成29) 年 12月26日	第二次霧島市環境基本計画について諮問 霧島市環境基本計画の見直しについて 第二次霧島市環境基本計画の素案について パブリックコメントの実施について
2018 (平成30)年 2月28日	パブリックコメントの結果について 第二次霧島市環境基本計画(案)について 第二次霧島市環境基本計画について答申

【霧島市環境対策審議会委員名簿】

任期:2016(平成28)年1月15日~2018年(平成30)年1月14日 (五+音順)

氏 名	備考
石窪 奈穂美	経済産業省消費生活アドバイザー
木佐木 宏一	霧島市生活排水対策推進員
窪田 悦子	霧島市生活研究グループ連絡協議会 副会長
坂本 謙太郎	(一財) 自然公園財団 えびの支部・高千穂河原支部 所長
田中 セツ子	霧島市生活学校 顧問
辻 由紀子	環境省環境カウンセラー
徳永昭男	霧島市自治公民館連絡協議会(代表)
富吉 正美	内水面漁業協同組合 代表
濵川 浩哉	霧島市環境保全協会 会長
浜本 奈鼓	NPO 法人くすの木自然館 代表理事
平田 登基男	鹿児島工業高等専門学校 名誉教授
福園 ゆかり	あいら農業協同組合 代表
前之園 達朗	霧島市環境美化•河川環境保全推進員
湯之原 義弘	鹿児島県姶良・伊佐地域振興局 衛生・環境課長

任期:2018(平成30)年1月15日~2020年1月14日 (五+音順)

氏 名	備考
石窪 奈穂美	経済産業省消費生活アドバイザー
木佐木 宏一	霧島市生活排水対策推進員
坂本 謙太郎	(一財) 自然公園財団 えびの支部・高千穂河原支部 所長
惣田 征郎	霧島市環境保全協会 会長代行
田中 セツ子	霧島市生活学校 顧問
辻 由紀子	環境省環境カウンセラー
長濵・市則	霧島市自治公民館連絡協議会(代表)
浜本 奈鼓	NPO 法人くすの木自然館 代表理事
平田 登基男	鹿児島工業高等専門学校 名誉教授
福園 ゆかり	あいら農業協同組合 代表
前之園 達朗	霧島市環境美化•河川環境保全推進員
山浦 安生	環境省自然公園指導員
山元 紀子	錦灘酒造株式会社 代表取締役
湯之原 義弘	鹿児島県姶良・伊佐地域振興局 衛生・環境課長



第41回霧島市環境対策審議会(諮問)



第 42 回霧島市環境対策審議会(答申)

2. 霧島市環境基本計画策定委員会における策定経緯

年月日	内 容
2017 (平成 29) 年	第二次霧島市環境基本計画策定に関する基本的な考え方(案)について
7月11日	第二次霧島市環境基本計画見直しに係る今後の作業について
2017 (平成 29) 年	第3章「施策の展開」の見直し案について
10月11日	第4章「重点施策」の見直し案について
2018 (平成30)年	パブリックコメントの結果について
3月13日	第二次霧島市環境基本計画(案)について

【霧島市環境基本計画策定委員会組織】

	職名
委員長	副市長(市民環境部担任)
副委員長	副市長
委員	教育長
	総務部長
	企画部長
	市民環境部長
	保健福祉部長
	農林水産部長
	商工観光部長
建設部長	
	消防局長
	上下水道部長
	教育部長

事務局:市民環境部 環境衛生課

3. 霧島市環境基本計画策定委員会専門部会における策定経緯

年月日	内 容
2017 (平成29) 年	第二次霧島市環境基本計画策定に関する基本的な考え方について
8月18日	第二次霧島市環境基本計画見直しに係る今後の作業について
2017 (平成 29) 年 9月14日	環境指標(案)について 施策の展開(案)について 第二次霧島市環境基本計画(第3章・第4章)について
2017 (平成29) 年	第3章「施策の展開」の見直し案について
9月28日	第4章「重点施策」の見直し案について
2017 (平成 29) 年	環境指標(案)について
11月8日	第二次霧島市環境基本計画(案)について

【霧島市環境基本計画策定委員会専門部会組織】 2018 (平成30) 年3月現在

部名		職名
市民環境部	部会長	環境衛生課長
	副部会長	市民活動推進課長
総務部	部会員	総務課長
		財政課長
企画部		企画政策課長
		地域政策課長
農林水産部		農林水産政策課長
商工観光部		商工振興課長
建設部		建設政策課長
消防局		総務課長
上下水道部		水道管理課長
		下水道課長
教育部		学校教育課長
		社会教育課長

事務局:市民環境部 環境衛生課

資料-2 関係法令

1. 大気関係

(1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準(環境基準)として定められています。

物質	二酸化硫黄(SO₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質(SPM)	光化学オキシ ダント(Ox)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準	1 時間値の1 日 平 均 値 が 0.04ppm以下 であり、かつ、 1 時 間 値 が 0.1ppm 以下 であること。	1 時間値の1 日 平 均 値 が 10ppm 以下 であり、かつ、 1 時間値の8 時間平均値が 20ppm 以下 であること。		1 時間値が 0.06ppm以下 であること。	1 時間値の1 日 平 均 値 が 0.04ppmから 0.06ppmまで のゾーン内又 はそれ以下で あること。

- 備考 1. 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 - 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 µm 以下のものをいう。
 - 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。

(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環 境 基 準
ベンゼン	1 年平均値が0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値がO.2mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値がO.2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が0.15mg/m³以下であること。

備考:工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環 境 基 準
ダイオキシン類	1年平均値が0.6 pg-TEQ/ m³以下であること。

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準

物質	環 境 基 準
微小粒子状物質(PM2.5)	1 年平均値が15 μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が35 μg/m³
	以下であること。

備考:微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径 2.5 μm 以下のもの。

2. 水質関係

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準:公共用水域に適用

項目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ l 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ l 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ l 以下
チウラム	0.006mg/ l 以下
シマジン	0.003mg/ l 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ l 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ l 以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 - 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量 限界を下回ることをいう。
 - 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

② 生活環境の保全に関する環境基準:公共用水域に適用 河川(湖沼を除く)

項目		基 準 値				
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオ ン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
АА	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ l 以下	7.5mg/ l 以上	50MPN /100mℓ 以下
А	水道2級、水 産1級、水浴 及びB以下 の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/ l 以下	7.5mg/ l 以上	1,000MPN/ 100mℓ 以下
В	水道3級、水 産2級及び C以下の欄 に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/ l 以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100mℓ 以下
С	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ l 以下	50mg/ l 以下	5mg/ℓ以上	_
D	工業用水2 級、農業用水 及びEの欄 に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/ l 以下	100mg/ l 以下	2mg/ℓ以上	_
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l以上	_

備考 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ ℓ 以上とする(湖沼もこれに準する。)。

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物

用

水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間 以上である人工湖)

項目		基 準 値				
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
АА	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ll 以下	7.5mg/ l 以上	50MPN /100mℓ以下
А	水道2、3級、水 産2級、水浴及び B以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/ l 以上	1,000MPN /100mℓ以下
В	水産3級、工業用 水1級、農業用水 及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ l 以下	15mg/ l 以下	5mg/ l 以上	_
С	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ l 以上	_

備考:水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヒメマス等貧栄養素湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄化操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目		基 準 値		
類型	利用目的の適応性	全窒素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ l 以下	0.005mg/ l 以下	
П	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ l 以下	0.01mg/ℓ以下	
Ш	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ l 以下	0.03mg/ l 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ l 以下	0.05mg/ l 以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ l 以下	

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可

能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

海 域

/FJ	-9 4					
項目		基準値				
類型	利用目的の 適 応 性	水素イオ ン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	nーヘキサン 抽出物質 (油分等)
А	水産1級、水 浴、自然環境保 全及びB以下 の欄に掲げる もの	7.8以上 8.3以下	2mg/ l 以下	7.5mg/ l 以上	1,000MPN/ 100mℓ以 下	検出されない こと。
В	水産2級、工業 用水及びCの 欄に掲げるも の	7.8以上 8.3以下	3mg/ l 以下	5mg/ l 以上	ı	検出されない こと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ l 以下	2mg/ l 以上	_	_

備考:水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100m ℓ以下とする。

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目		基準	
類型	利用目的の適応性	全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ l 以下	0.02mg/ℓ以下
П	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2種及び3種を除く。)	0.3mg/ l 以下	0.03mg/ℓ以下
Ш	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ l 以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

水生生物に係る環境基準

	項目			基準値	
区分	類型	水生生物の生息状況の適応性	全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩
	生物A	イワナ、サケマス等比較的低 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/ l 以下	0.001mg/ l 以下	0.03mg/ l 以下
河川・	生物特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産卵 場(繁殖場)又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な 水域	0.03mg/ l 以下	0.0006mg/ l 以下	0.02mg/ℓ 以下
湖沼	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を 好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/ l 以下	0.002 mg/ l 以下	0.05mg/ l 以下
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ l 以下	0.002 mg/ l 以下	0.04mg/ℓ 以下
	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下
海域	生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ 以下	0.0007mg/l 以下	0.006mg/ l 以下

備考:基準値は、年間平均値とする。

(2) 霧島市域公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況

河川(BOD等)に係る環境基準 (平成27年3月末現在)

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
河川	網掛川	全域	Α	田中橋
	天降川	全域	А	新川橋
	中津川	全域	Α	犬飼橋
	検校川	全域	A	検校橋

河川(水生生物の保全)に係る環境基準(平成27年3月末現在)

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
河川	天降川	全域	生物B	新川橋
	網掛川	全域	生物B	田中橋
	中津川	全域	生物B	犬飼橋
		全域	生物R	棒 校橋

海域(COD等)に係る環境基準 (平成27年3月末現在)

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
海域	鹿児島湾(1)	全域	Α	基準点1~4

海域(全窒素及び全燐)に係る環境基準(平成27年3月末現在)

区分	水域	範囲	該当類型	基準点
海域	鹿児島湾(1)	全域	П	基準点1~4

出典:「平成28年版環境白書」(鹿児島県)

(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

① 人の健康の保護に関する項目(有害物質)

カドミウム及びその化合物 1 mg/ 2 1 mg/ 2 1 mg/ 2 2 1 mg/ 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	有害物質の種類	許容限度
有機燐化合物 1 mg/ 息 が及びその化合物 0.1 mg/ 息 が職及びその化合物 0.1 mg/ 息 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 0.005 mg/ 息 アルキル水銀化合物 検出されないこと。 ボリ塩化ピフェニル(PCB) 0.003 mg/ 息 トリクロエチレン 0.1 mg/ 息 テトラクロエチレン 0.2 mg/ 息 空塩化炭素 0.02 mg/ 息 1,2-ジクロロエタン 1 mg/ 息 1,1-ジクロロエチレン 1 mg/ 息 1,1-シリクロロエチレン 0.4 mg/ 息 1,1,2-トリクロロエタン 3 mg/ 息 1,3-ジクロプロベン 0.06 mg/ 息 チオペンカルブ 0.06 mg/ 息 ベンゼン 0.1 mg/ 息 セレン及びその化合物 0.1 mg/ 息 ぼう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ 息 海域以外 8 mg/ 息 海域以外 8 mg/ 息 第項以外 8 mg/ 息 第項以外 8 mg/ 息 第項以外 8 mg/ 息	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l
部及びその化合物	シアン化合物	1 mg ∕ Q
 六価クロム化合物 ○.5 mg/ℓ 砒素及びその化合物 ○.1 mg/ℓ 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ウの05 mg/ℓ アルキル水銀化合物 検出されないこと。 ボリ塩化ビフェニル(PCB) トリクロロエチレン ラトラクロロエチレン ウ.1 mg/ℓ シクロニメタン 四塩化炭素 1.2-ジクロロエタン 1.1-ジクロロエチレン カスー1.2-ジクロロエチレン 1 mg/ℓ シスー1.2-ジクロロエチレン 1 mg/ℓ カスー1.2-ジクロロエタン 1.1.1-トリクロロエタン 1.1.2-トリクロロエタン 1.3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チウラム シマジン カスカルブ カスカルブ カスシクン アンセン セレン及びその化合物 国域以外 10 mg/ℓ 海 域 230 mg/ℓ 海 域 230 mg/ℓ 海 域 15 mg/ℓ 海 域 15 mg/ℓ 	有機燐化合物	1 mg/ Q
 砒素及びその化合物 ○、0.005 mg/l 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 ウルキル水銀化合物 検出されないこと。 ボリ塩化ビフェニル (PCB) トリクロロエチレン ラトラクロロエチレン ウ.1 mg/l ウ.2 mg/l ロ.2 mg/l リクロエチレン カロロエタン ロ.2 mg/l ロ.2 mg/l ロ.2 mg/l ロ.3 mg/l ロ.4 mg/l ロ.4 mg/l ロ.4 mg/l ロ.5 mg/l ロ.6 mg/l ロ.7 mg/l ロ.8 mg/l ロ.9 mg/l ロ.9 mg/l ロ.9 mg/l ロ.1 mg/l ロ.2 mg/l ロ.3 mg/l ロ.3 mg/l ロ.3 mg/l ロ.3 mg/l ロ.4 mg/l ロ.1 mg/l ロ.1 mg/l ロ.1 mg/l ロ.1 mg/l 国域以外 10 mg/l 海域以外 8 mg/l 	鉛及びその化合物	O.1 mg/ Q
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	六価クロム化合物	0.5 mg/ <i>Q</i>
アルキル水銀化合物 検出されないこと。 ポリ塩化ピフェニル(PCB) 0,003 mg/ ℓ トリクロロエチレン 0,1 mg/ ℓ テトラクロロエチレン 0,1 mg/ ℓ ジクロロメタン 0,2 mg/ ℓ 四塩化炭素 0,02 mg/ ℓ 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1 mg/ ℓ シス-1,2-ジクロロエチレン 1 mg/ ℓ シス-1,2-ジクロロエチレン 3 mg/ ℓ 1,1,1-トリクロロエタン 0,06 mg/ ℓ 1,3-ジクロロブロペン 0,02 mg/ ℓ チウラム 0,06 mg/ ℓ シマジン 0,03 mg/ ℓ ジマジン 0,03 mg/ ℓ ドラ素及びその化合物 0,1 mg/ ℓ 海域以外 10 mg/ ℓ 海域以外 10 mg/ ℓ 海域以外 8 mg/ ℓ 海域以外 8 mg/ ℓ 海域以外 8 mg/ ℓ	砒素及びその化合物	O.1 mg/ <i>Q</i>
ポリ塩化ピフェニル (PCB)	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ l
トリクロロエチレン 0.1 mg/l テトラクロロエチレン 0.1 mg/l ジクロロメタン 0.2 mg/l 四塩化炭素 0.02 mg/l 1,2-ジクロロエチレン 1 mg/l シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/l 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg/l 1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg/l 1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg/l チウラム 0.06 mg/l シマジン 0.03 mg/l ボンゼン 0.1 mg/l セレン及びその化合物 海域以外 10 mg/l 店う素及びその化合物 海域以外 8 mg/l ぶっ素及びその化合物 海域以外 8 mg/l 海域以外 15 mg/l mg/l	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
テトラクロロエチレン 0.1 mg/ ℓ ジクロロメタン 0.2 mg/ ℓ 四塩化炭素 0.02 mg/ ℓ 1,2-ジクロロエチレン 1 mg/ ℓ シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/ ℓ 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg/ ℓ 1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg/ ℓ 1,3-ジクロロプロペン 0.06 mg/ ℓ チウラム 0.06 mg/ ℓ シマジン 0.03 mg/ ℓ ボンゼン 0.1 mg/ ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ ℓ ぼう素及びその化合物 海域以外 8 mg/ ℓ ぶっ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ ℓ 海域以外 8 mg/ ℓ 海域以外 8 mg/ ℓ 海域以外 8 mg/ ℓ 東域以外 15 mg/ ℓ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/ l
ジクロロメタン 0.2 mg/ℓ 四塩化炭素 0.02 mg/ℓ 1,2-ジクロロエタン 0.04 mg/ℓ 1,1-ジクロロエチレン 1 mg/ℓ シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/ℓ 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg/ℓ 1,3-ジクロロプロペン 0.06 mg/ℓ チウラム 0.06 mg/ℓ シマジン 0.03 mg/ℓ チオペンカルブ 0.2 mg/ℓ ベンゼン 0.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ 店う素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 15 mg/ℓ	トリクロロエチレン	O.1 mg/ Q
四塩化炭素	テトラクロロエチレン	O.1 mg/ Q
1,2-ジクロロエタン 0.04 mg/ℓ 1,1-ジクロロエチレン 1 mg/ℓ シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/ℓ 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg/ℓ 1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg/ℓ 1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg/ℓ チウラム 0.06 mg/ℓ シマジン 0.03 mg/ℓ チオベンカルブ 0.2 mg/ℓ ベンゼン 0.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ ぼう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 15 mg/ℓ	ジクロロメタン	0.2 mg/ <i>Q</i>
1,1-ジクロロエチレン 1 mg/ℓ シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/ℓ 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg/ℓ 1,3-ジクロロプロペン 0.06 mg/ℓ チウラム 0.06 mg/ℓ シマジン 0.03 mg/ℓ チオベンカルブ 0.2 mg/ℓ ベンゼン 0.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ ぼう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ 添っ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 15 mg/ℓ	四塩化炭素	0.02 mg/ ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg/ℓ 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg/ℓ 1,3-ジクロロプロペン 0.06 mg/ℓ チウラム 0.06 mg/ℓ シマジン 0.03 mg/ℓ チオベンカルブ 0.2 mg/ℓ ベンゼン 0.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ 店う素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ ふっ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 15 mg/ℓ	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ ℓ
1,1,1-トリクロロエタン 3 mg/ℓ 1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg/ℓ 1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg/ℓ チウラム 0.06 mg/ℓ シマジン 0.03 mg/ℓ チオベンカルブ 0.2 mg/ℓ ベンゼン 0.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ ほう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ ふっ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 15 mg/ℓ 海域 15 mg/ℓ	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ Q
1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg/ℓ 1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg/ℓ チウラム 0.06 mg/ℓ シマジン 0.03 mg/ℓ チオベンカルブ 0.2 mg/ℓ ベンゼン 0.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ ほう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ ふっ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 15 mg/ℓ	シス-1,2-ジクロロエチレン	O.4 mg/ Q
1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg/ℓ チウラム 0.06 mg/ℓ シマジン 0.03 mg/ℓ チオベンカルブ 0.2 mg/ℓ ベンゼン 0.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ ほう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ ふっ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域 15 mg/ℓ	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ l
チウラム 0.06 mg/ ℓ シマジン 0.03 mg/ ℓ チオベンカルブ 0.2 mg/ ℓ ベンゼン 0.1 mg/ ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ ℓ ぼう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ ℓ 海域以外 8 mg/ ℓ 海域以外 8 mg/ ℓ 海域以外 15 mg/ ℓ	1,1,2-トリクロロエタン	$0.06~\mathrm{mg}/\ \ell$
シマジン 0.03 mg/ℓ チオベンカルブ 0.2 mg/ℓ ベンゼン 0.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ ぼう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 河域 15 mg/ℓ	1,3-ジクロロプロペン	$0.02~\mathrm{mg}/\ \ell$
チオベンカルブ O.2 mg/ℓ ベンゼン O.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 O.1 mg/ℓ ぼう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ 添っ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 河域 15 mg/ℓ	チウラム	0.06 mg/ l
ベンゼン O.1 mg/ℓ セレン及びその化合物 O.1 mg/ℓ ぼう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域 15 mg/ℓ	シマジン	0.03 mg/l
セレン及びその化合物 0.1 mg/ℓ ぼう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域以外 8 mg/ℓ 海域 15 mg/ℓ	チオベンカルブ	0.2 mg/ l
ほう素及びその化合物 海域以外 10 mg/ ℓ 海 域 230 mg/ ℓ ふっ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ ℓ 海 域 15 mg/ ℓ	ベンゼン	O.1 mg/ Q
は 5条及びその化合物 海 域 230 mg/ ℓ 添っ素及びその化合物 海域以外 8 mg/ ℓ 海域 15 mg/ ℓ	セレン及びその化合物	O.1 mg/ <i>Q</i>
海 域 15 mg/ Q	ほう素及びその化合物	
フンチーフ マンチーウム化合物 西部酸化合物 B7%路酸化合物 100 mg / 0	ふっ素及びその化合物	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/l
1,4-ジオキサン O.5 mg/ Q	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l

備考 1 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限 界を下回ることをいう。

² 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

② 生活環境の保全に関する項目

生活環境項目	許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	海域外 5.8~8.6 海 域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/ l (日間平均 120 mg/ l)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/ l (日間平均 120 mg/ l)
浮遊物質量(SS)	200 mg/ℓ (日間平均 150 mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/ l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/ l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/ Q
溶解性マンガン含有量	10 mg/ Q
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm3
窒素含有量	120 mg/ l (日間平均 60 mg/ l)
燐含有量	16 mg/ l (日間平均 8 mg/ l)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

(4) 水浴場水質判定基準

	(・)がは初の天下た生士				
×	2 分	 ぶん便性大腸菌群数 	油膜の有無	化学的酸素要求量 (C O D)	透明度
適	水質 AA	不検出(検出限界 2 個/ 100m ℓ)	油膜が認められない。	2 mg/l以下(湖沼 は3 mg/l以下)	全透(1m以上)
旭	水質 A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない。	2 mg/ℓ以下(湖沼 は3 mg/ℓ以下)	全透(1m以上)
可	水質 B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認め られない。	5 mg/ l 以下	1m 未満 ~50cm 以上
ا	水質 C	1,000個/100mℓ以 下	常時は油膜が認め られない。	8 mg/ ℓ以下	1m 未満 ~50cm 以上
不	適	1,000 個/100mℓを 超えるもの。	常時油膜が認められる。	8 mg/ Q 超	50cm 未満

備考:同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出限界を未満のことをいう。

3. ダイオキシン類関係

(1)耐容一日摂取量

(TDI:ヒトが一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される1日体重1kg当たりのダイオキシン類摂取量)

ダイオキシン類の当面の耐容一日摂取量(TDI)を4pg-TEQ/kg体重/日とする。

(2)環境基準

(環境中のダイオキシン類濃度の基準)

大気 → 0.6 pg-TEQ/m³以下(年平均値)

水質 → 1 pg-TEQ/ ℓ以下(年平均値)

底質 → 150 pg-TEQ/g以下土壌 → 1,000 pg-TEQ/g以下

出典:「平成28年版環境白書」(鹿児島県)

4. 騒音・振動・悪臭関係

(1) 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

	基準	善 値
地域の類型	昼間	夜 間
	(午前6時~午後10時)	(午後10時~午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
С	60デシベル以下	50デシベル以下

道路に面する地域

	基準値	
地 域 の 区 分	昼間	夜 間
	(午前6時~午後10時)	(午後10時~午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する 道路に面する地域及びC地域のうち車線 を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備者:車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準	善 値
昼 間 (午前6時~午後10時)	夜 間 (午後10時~午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、 屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下)によることができる。

- 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種由高層住居専用地域、第二種由高層住居専用地域、第二種由高層住居専用地域、第二種由高層住居専用地域、第二種由高層住居専用地域、第二種由高層住居専用地域、第二種由高層住居専用地域、第二種由高層住居専用地域、第二種由高層自由高層性配列を含える。
- 3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 (第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)
- 4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

(2) 航空機騒音に係る環境基準

	地域の類型	基準値
I	(旧溝辺町の区域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域)	57 デシベル以下
П	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 (旧溝辺町の区域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)	62 デシベル以下

(3)騒音規制法に基づく規制基準

① 特定工場等

		基準	準 値	
時 間 区 分	区域の区分			
	第 1 種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼 間 (午前8時から午後7時まで)	50 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下	70 デシベル 以下
朝 夕 (午前6時から午前8時まで) (午後7時から午後10時まで)	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
夜 間	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル
(午後 10 時から午前 6 時まで)	以下	以下	以下	以下

② 自動車騒音

	基 準 値		
区域の区分	昼 間 (午前6時~午後10時)	夜 間 (午後 10 時~午前 6 時)	
a区域及びb区域のうち1車線を有する 道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下	
a区域のうち2車線以上の道路に面する 区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	
b区域のうち2車線以上の道路に面する 区域及びc区域のうち車線を有する道路 に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下	

③ 特定建設作業

騒音レベル	85 デシベル以下(敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域:午後7時~午前7時 第2号区域:午後10時~午前6時
1日当たりの作業時間	第1号区域:10時間以内 第2号区域:14時間以内
作業許容日数	連続 6 日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

(4)振動規制法に基づく規制基準

① 特定工場等

© 132=131			
	基 準 値		
時 間 区 分	区域の区分		
	第 1 種区域	第2種区域	
屋 間 (午前8時から午後7時まで)	60 デシベル以下	65 デシベル以下	
夜 間 (午後7時から午前8時まで)	55 デシベル以下	60 デシベル以下	

② 道路交通振動

- ~-n~~.	•	
	基立	準 値
区域の区分	昼 間 (午前8時~午後7時)	夜 間 (午後7時~午前8時)
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

③ 特定建設作業

振動レベル	75 デシベル以下(敷地の境界線)
作業禁止の時間帯	第1号区域:午後7時~午前7時 第2号区域:午後10時~午前6時
1日当たりの作業 時間	第1号区域:10時間以内 第2号区域:14時間以内
作業許容日数	連続6日間以内
作業禁止日	日曜日 その他の休日

(5) 悪臭防止法に基づく規制基準

① 規制地域の区分(市全域が規制対象)

規制地域の区分	A地域	B地域
	都市計画法に基づく用途地域	都市計画法に基づく用途地域以外

※用途地域とは、生活環境や業務の利便性を考慮し、都市計画法に基づき区域を住宅地、商業地、 工業地などに区分し、土地利用や建物用途の内容について一定の決まりを定める地域のこと。

② 敷地境界線上の規制基準 (1号基準)

規制地域の区分	A地域	B地域
臭気指数※	12	15

※参考

臭気指数 1 0 = ほとんどの人が気にならないにおいの状態 臭気指数 1 2 ~ 1 5 = においが感知できる、何のにおいかが分かる

臭気指数 18~21 = 楽に感知できるにおい

③ 気体排出口の規制基準(2号基準)

1号基準値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

④ 排出水の規制基準 (3号基準)

0		
地域区分	臭気指数	
A地域	28	
B地域	31	



出典:環境省「悪臭防止法の手引きパンフレット」

資料-3 霧島市環境基本条例

目次

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

第5条 事業者の責務

第6条 市民の責務

第7条 各主体の協働等

第8条 環境施策の策定等に係る基本方針

第9条 環境基本計画

第10条 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 快適な環境の確保

第12条 資源の循環的な利用等の促進

第13条 環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進

第14条 規制の措置

第15条 環境教育等の推進

第16条 自発的な民間団体等の活動の促進

第17条 情報の収集及び提供等

第18条 推進体制等の整備

第19条 国、県及び他の地方公共団体との連携

第20条 委任

附則

私たちのまち霧島市は、鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、風光明媚な霧島連山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川、その流域に広がる肥沃な田園、山麓から平野部まで点在する温泉群など、多彩で豊かな自然に恵まれ、歴史と文化の薫り高い活力あるまちとして発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらす一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費、大量生産に伴う廃棄物の大量発生などにより、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となっており、地域の環境のみならず、地球温暖化問題に象徴されるように地球規模の環境を脅かすまでに至っている。

すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、全国に誇れる霧島市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承していく責務を担っていることを認識し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していかなければならない。

ここに、私たち霧島市民は、自然と共生しながら、それぞれの責任と役割の下に、英知を 結集し、協力協働して、良好な環境の保全と形成を図り、これを将来の世代に引き継いでい くため、この条例を制定する。

【趣旨】

本条例には条文の前に前文を置いています。前文とは、法律や条例の各条文の前に置かれ、

その法令の趣旨、目的又は基本的な立場を述べた文章であり、法令制定の趣旨を厳粛に宣言する必要があるときに置かれることがあります。本条例においては、本市の環境政策の基本的な考え方が示されています。本市の発展経緯、悪化する環境の現状、環境保全の必要性等を述べ、環境の保全及び形成を市民が一体となって推進することを宣言しています。

【用語】

「社会経済活動」

社会の中で、個人や企業などが生活や消費といった活動を行うことを指します。

「環境」

「環境」という用語は、包括的な概念を指すもので、諸法令において、また、さまざまな文献において、多様な意味に用いられています。本条例が対象とすべき「環境」の範囲についても、環境施策に関するその時代の社会的ニーズや市民的認識の変化に伴って移り変わっていくものであり、画一的に定義することは困難です。(ただし、本条例が対象とすべき「環境」の範囲に、経済環境や福祉に係る環境などは含まれません。)

「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら 持続的に発展することができる社会をつくることをいいます。

「協力協働」

「協力」とは、力をあわせることであり、「協働」とは、協力して働くことです。条例中の類似の言葉として「連携」があり、両者の使い分けは必ずしも明確ではありませんが、「協力協働」は実際に行動を喚起する条文に、「連携」は理念的な意味合いの条文に用いられています。特に「協働」という言葉には、より積極的な参画への期待が込められています。

「環境の保全と形成」

「環境の保全と形成」とは、環境の保全上の支障を防止することにより、現在の環境を良好な状態に保つことに加え、積極的に良好な環境を創り出すことをいいます。環境の形成の例として、緑、水等を生かした都市施設の整備や歴史的文化的遺産の活用等都市アメニティ(快適な環境)の形成、ビオトープ(野生生物が共存共生できる生態系を持った場所)の整備等自然環境の形成などが挙げられます。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び形成について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、環境基本条例が規定している事項(基本的な考え方や市、事業者及び市民といった主体の責務、環境の保全と形成に関する基本的な施策等)をまとめて記述し、本条例の最終目的が「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」として掲げており、環境基本法第1条にも同様の規定があります。

【用語】

「総合的かつ計画的に推進」

「総合的に推進」とは、本条例に規定する各種施策の連携を図るとともに、市だけではなく 事業者や市民の各主体の取組も含め、全体として推進していくことを指しています。また、「計画的に推進」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、市が環境基本計画をはじめとする計画を策定し、これに基づいて施策を進めていくことをいいます。

「現在及び将来の市民」

今日の環境問題は、地球環境という空間的な広がりとともに、将来の世代にもわたって影響を及ぼすという時間的な広がりを持つ問題であることから、環境の保全と形成が、現在の世代だけではなく、将来の世代の市民をも対象としていることを明示したものです。

「健康で文化的な生活」

都市において確保されるべき環境の価値を位置付けたもので、憲法第25条第1項に記載があります。「健康で文化的な生活」を確保する上において、環境の保全を図ることが極めて重要であることを示し、これを条例制定の目的としています。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境の保全及び形成 環境の保護及び整備を図ることによって、これを人をはじめと する生物にとって良好な状態に維持し、又は形成することをいう。
 - (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障 の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
 - (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

【趣旨】

本条例で使われる言葉のうち、重要な概念であり、繰り返し用いられる言葉の意味を説明します。なお、第2号から第4号までは、環境基本法第2条に同様に規定されています。

【用語】

「人の活動により」

本条例でいう環境への負荷とは、人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、 洪水や全くの自然現象に基づく地盤沈下などのように天然自然の現象を原因とする人の生 命・健康や生活環境の被害は含まれません。

「環境の保全上の支障」

何らかの措置を講じなければならない程度に環境が悪化している状態のことをいいます。例えば、人の活動によって自然環境が損なわれることによって人の健康や生活環境に係る被害が生ずることや、開発行為等による自然環境の劣化や必要な自然環境の整備がなされないことによって自然の恵沢が得られないことをいいます。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び形成は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ継承することを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び形成は、人と自然の共生を図ることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、市域全般で社会経済活動及び生活様式を問い直し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型地域社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び形成は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を認識し、すべての日常 生活及び事業活動において、公平な責務分担の下に自主的かつ積極的な取組によって、相 互に協力協働して推進されなければならない。
- 4 環境の保全及び形成は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていること及び市 民の健康で文化的な生活を将来にわたり確保する上で重要であることを踏まえ、地域での 取組として行われるとともに、広域的に協力連携して行わなければならない。

【趣旨】

本条は、市民の生活基盤である市域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受け入れることができ、また、良好な状態で引き継いでいけるよう、今後の環境行政を推進する上で、その前提となる基本的認識、施策と行動の基本原則、目標を明らかにした4つの基本理念を定めたものです。

第1項では、環境の保全及び形成を適切に実施し、豊かな環境を将来の世代に継承することについて、第2項では、社会経済活動及び生活様式を問い直し、持続的発展が可能な循環型地域社会を形成することについて、第3項では、各主体がそれぞれの責務を認識し、積極的な取組と相互協力を行うことについて、また、第4項の地球環境保全では、事業活動や市民生活が少なからず地球環境に負荷を与えていることから、地球市民であるとの意識を持ち環境に負荷を与えない行動に努めるべきことについてそれぞれ規定しています。

【用語】

「循環型地域社会」

「循環型社会」とは、環境庁検討会からの報告書に、「大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えることや、自然生態系に戻す排出物の量を最小限とし、その質を環境を撹乱しないものとする社会」とあり、いわゆる3R(Reduce(廃棄物の発生抑制)・Reuse(再使用)・Recycle

(再生利用))の取組を通して、天然資源の大量消費と廃棄物の大量廃棄による環境負荷が軽減される社会をいいます。また、「地域社会」とは、本市域全体を指しています。

なお、近年は、上記の3Rのうち、Reduceが特に重要であるという認識が広がっています。 普段の生活の中でできる取組としては、「耐久消費財の長期利用」、「買い物袋持参」などが 挙げられます。

「人と自然の共生」

「共生」とは、異なる種類の生物が共に生活し、互いに行動的又は生理的な結びつきを恒常的に保つことをいう生物学用語です。「人と自然の共生」とは、広く人と自然が良好な関係を維持しながら共存する状態をいいます。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。
- 2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を策定するときは、事業者及び市民の意見を反映させ、協力協働して環境の保全及び形成に関する施策の推進に取り組むよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、自ら廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的な利用及びエネルギーの 有効利用を行うことにより積極的に環境への負荷を低減する責務を有する。
- 4 市は、環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に 対する意識の高揚に努めなければならない。

【趣旨】

第4条〜第6条は、第3条の基本理念を受けて、市、事業者及び市民の各主体がそれぞれ果たすべき責務について、宣言的に規定したものであり、各主体に直接的に個別具体の義務を生じさせたり、その違反に罰則を課したりするものではありません。個別具体の義務は、各責務規定の趣旨を踏まえた個別条例等の規定により生じることになります。

本条は、環境基本法第7条に規定する地方公共団体の責務を条文化したもので、第1項は、環境の保全及び形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を明らかにしています。責務は職務・任務という意味で用いており、市が環境の保全と形成の上で果たすべき責務について宣言的に規定したものです。

第2項は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及びその施策を推進する際には、事業者及び市民と協働して行うことを規定したものです。

第3項は、市自らが環境への負荷の低減に積極的に努めることを規定したものです。

第4項は、広報活動により、市民の環境に対する意識を高めることに努めることを規定したものです。

【用語】

「市」

この条例において「市」とは、議会及び執行機関を含めた地方公共団体としての市のことをいいます。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って 生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有 する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う開発に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本とするとともに、緑地の保全、景観への配慮その他の環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる青務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用を行うとともに、廃棄物の削減に資するような物の製造、販売その他の事業活動を行うことにより環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び形成に自ら努め、かつ、その保有する環境に関する情報を広く提供するとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策並びに市民が行う地域の環境保全及び形成に関する活動に積極的に協力するように努める責務を有する。

【趣旨】

本条は、事業者が事業活動を行うに当たり、環境への配慮を行うことを責務として規定しています。環境への負荷の原因者は、事業者に限らず生活排水や家庭ごみなどの例に見られるように市民も原因者として捉えられるところですが、事業者は、特にその事業活動による環境への負荷が大きいこと、また、一般に、事業者は、事業活動の促進のため各種の組織を保持しており、環境の保全及び形成のための措置を実施し得る相当の物的人的能力を有することから、特に市民とは異なる責務を明らかにしています。

第1項は、公害の防止または自然環境の保全について、事業者が有する責務について規定したものです。

第2項は、製造等の事業活動に係る製品等が消費者等により廃棄物となった場合に、その適 正な処理が図られることとなるように製造等の段階において必要な措置をとるべきことを定 めたものです。

第3項は、廃棄物の適正処理以外の観点、すなわち広く廃棄物の減量等を図る等の観点から必要な措置について定めたものであり、例えば、過剰包装の見直し、修理・部品交換が容易で長期間利用可能な製品の開発など、その事業活動に係る製品等が廃棄されることが少なくなるように努めるべきであるという責務を規定したものです。

【用語】

「事業者」

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれ、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び形成に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力する責務を有する。

【趣旨】

今日の環境問題の多くは、自動車交通等による大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型の問題や、地球温暖化問題、廃棄物の排出量の増大などにみられるように、事業者の事業活動のみならず市民の日常生活等に伴って生ずる環境への負荷の集積により発生するものです。

このような問題の解決のためには市民一人ひとりの取組がきわめて重要であり、特に市民一人ひとりがそのライフスタイルを環境への負荷のより少ないものに変革していく取組が不可欠になっていることから、市民の責務として規定したものです。

第1項は、市民一人ひとりが、日常生活に伴う環境への負荷の低減と自然環境の適正な保全に努めるべきことを定めたものです。

第2項は、第1項に定めるもの以外にも、市民は広く環境の保全及び形成に自ら努めるとともに、市の環境の保全及び形成に関する施策に協力すべきことを規定したものです。

【用語】

「日常生活に伴う環境への負荷の低減」

具体的には、例えば自動車利用の抑制、環境にやさしい商品の利用、耐久消費財の長期利用を図ること、電気・ガス等のエネルギーの使用の削減に努めること、ごみの減量、節水や雨水利用に努めることなどをいいます。

「環境の保全及び形成に自ら積極的に努める」

規制、誘導など市の施策の関与がなくても、自ら進んで環境の保全及び形成に取り組むことをいいます。具体的には、例えば旅行中にごみをぽい捨てして自然環境を害しないことなど日常生活以外の活動に係る環境への負荷の低減や地域のリサイクル活動への参加など自ら環境の保全及び形成に努めることなどが想定されます。

(各主体の協働等)

- 第7条 市、事業者及び市民は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、必要に応じ、相互に協働しなければならない。
- 2 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的に推進するため、市、事業者及び市民相互の調整に努めるものとする。

【趣旨】

第3条第3項の規定を受け、各主体が協働し、環境の保全及び形成の実現を図る必要があることを規定しています。第2項においては、市が各主体相互の調整に努めることを規定しています。

環境問題の多くは、関係者が多岐にわたることから、問題に対する認識や理解、利害関係が

それぞれ異なることが多く、必要な資金や技術などを持ち寄り、それぞれの問題認識を相互に理解し、情報を共有することによって共通の認識を持つことができます。この共通認識を基礎として、各主体が問題解決のために主体的に取り組み、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で相互に協働することが重要です。

(環境施策の策定等に係る基本方針)

- 第8条 市は、環境の保全及び形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に のっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総 合的かつ計画的に推進するものとする。
 - (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
 - (3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保されるとともに、地域の緑化の推進、地域の特性を生かした景観の形成及び歴史的文化的環境の保全が図られること。
 - (4) 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの有効かつ適正な利用により物質の循環が図られること。
 - (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全を図ること。
 - (6) 環境の保全に関する教育及び広報活動の推進により環境に対する意識の高揚が図られること。
- 2 市長は、環境の保全及び形成に関する重要な施策の策定に当たっては、あらかじめ、霧 島市環境対策審議会(以下「環境対策審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

基本理念をもとに、環境の保全及び形成に関する施策の策定、実施に当たっての基本的な指針について規定したもので、基本理念を具体化するための方向性をより明確にしたものです。

第1項第1号は自然構成要素の保持、第2号は自然環境の保全及び形成、第3号は緑化推進、 景観の形成及び歴史・文化的環境の保全、第4号はリサイクルの推進、第5号は地球環境の保 全、第6号は環境意識の高揚について規定されています。

第2項では、重要な環境施策の策定に当たっては、霧島市環境対策審議会の意見を聴くことについて規定されています。

【用語】

「各種の施策相互の有機的な連携」

環境を分野別に捉えることに留まらず総合的に捉えて施策を講ずること、特定の分野の環境に関する施策を行う場合も各種の施策手法を組み合わせて総合的に施策を講ずること、市の施策と市民や事業者の積極的・自主的な取組の連携を図ることをいいます。

「牛物の多様性」

「生物の多様性に関する条約」に盛り込まれた概念であり、①多様な生態系が存在するという「生態系の多様性」、②全地球的に種の絶滅が防止され、個々の生態系が多様な主から構成されているという「種間の多様性」、③同じ種においても、多様な地域的個体群が存在することを含め、同じ種の中でもそれぞれの固体が有している遺伝形質が異なるという「種内の多様性」、以上の三つのレベルの多様性をいいます。

「人と自然との豊かな触れ合い」

自然環境の恵沢を享受するための基本的かつ具体的な行動であり、自然の豊かな地域に出かけていったり、街の中の街路樹の緑や水辺の自然が目に入って安らぎを覚えたりすることなどにより、人間性の回復や保健休養としての効用等を享受しようとするものです。また、自然と触れ合うことにより、自然へのモラルと愛情を育むことができ、環境教育としての効果も期待しています。

「霧島市環境対策審議会」

「霧島市環境対策審議会設置条例」に基づいて設置される市の附属機関で、学識者、関係行政機関の職員、その他関係団体から推薦された者によって構成され、市長の諮問に応じ、環境対策に関する基本的事項を審議します。

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全及び形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 環境の保全及び形成に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなけれ ばならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び形成に関する総合的かつ長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び形成に関する重要事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、環境対策審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続き として、市に環境基本計画の策定を義務づける規定です。(なお、本条は、環境基本法第7条 及び第36条の規定に基づくものです。)

第1項は策定の目的、第2項は基本計画の内容、第3項は市民の意見の反映、第4項は策定の手続き、第5項は公表に関する規定になっています。

本条例では、第1条(目的)において、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべきことを定めています。「計画的」な施策の推進は、本条に定める環境基本計画のみによってなされるものではありませんが、環境基本計画は環境の保全及び形成に関する施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みになります。

環境基本計画は、「環境の保全及び形成に関する基本的な計画」として、市における環境の保全及び形成に関する施策の基本的な方向を示すのみならず、事業者、市民のあらゆる主体の自主的、積極的取組を効果的に全体として促す役割も持つものです。もちろん、市の計画である環境基本計画は、事業者及び市民に対して法律上の義務を課すような効果を有するものではありません。しかしながら、すべての主体による積極的な取組が必要とされている今日の環境問題の特質を考えると、各主体における取組を全体として促進するため、市として各主体に期

待する取組を計画に位置づけることが必要になります。市においては、各主体の取組を促すため、必要な各種の措置を講じることとなり、事業者及び市民にあっては、環境基本計画の内容を参考として施策を推進することにより、全体としてより一層の効果が発揮されることが期待されます。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、基本理念を受けて、本市の基本姿勢を表明したもので、環境に影響を及ぼすと認められる市の新たな施策が環境基本計画に整合するように策定、実施されるべきであることを規定したものです。

【用語】

「環境に影響を及ぼすと認められる施策」

市の施策(事業)にあっては、大規模な道路の建設・整備、土地区画整理事業、再開発事業、 廃棄物処理施設や下水処理場の建設等が環境に影響を及ぼすと想定されます。

「環境基本計画との整合を図り」

本市の新たな計画・施策が、環境面について環境基本計画の内容と矛盾がないように策定・ 実施されることをいいます。

(快適な環境の確保)

第11条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するように、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市の地域特性を活かした潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存や活用等、自然との豊かなふれあいを確保するために措置を講ずることを規定したものです。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第12条 市は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用の促進を図るため、必要な措置を講するものとする。
- 2 市は、エネルギーの有効利用及び環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進を図る ため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条の基本理念について、第4条の市の責務の重点的に推進すべき施策を具体的に規定したもので、資源の循環的な利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用、物流・人流の合理化等を推進することにより、社会経済システムにおける物質の循環をできる限り確保することを規定しています。

【用語】

「資源」

生産活動のもとになる原材料をいい、空き缶や空きビン、紙などのようにリサイクルが可能なものも資源に含まれます。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第13条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、事業者及び市民による当該製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、環境への負荷の少ない、健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築のために、環境への負荷の少ない製品等の利用について市自らが積極的に取り組むとともに、事業者及び市民についても当該製品等の利用促進を図ることを規定したものです。

【用語】

「環境への負荷の低減に資する製品等」

再生資源やその他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等を指します。

原材料としては古紙やカレット(ガラスくず)、製品としては再生資源を利用した製品や包装材、燃焼効率の良い自動車、役務としては公共交通の利用や物流における共同輸配送など輸送の合理化されたサービスの利用などが挙げられます。

(規制の措置)

- 第 14 条 市は、環境を保全し、未然に公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、これまでの環境行政の分野において重要な役割を果たしてきた規制的手法について、 今後も引き続き実施していくことが必要であることから、その実施の根拠を明確にしたもので す。

第1項では、公害を防止するため、公害の原因となる行為を対象として、必要な規制の措置 を講ずることを定めたものです。

第2項では、公害以外の環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を行うことを定めています。

【用語】

「規制の措置」

「規制」とは、ある事柄を規律し、統制することをいいます。いわゆる許可制、認可制のほか、届出をさせて一定の場合に改善命令をかけたり、勧告に従わない場合に改善命令をかけるなどの形式も含みます。

ここでいう「規制の措置」は、公害を発生する原因となる物質の排出等の行為を規制することを定めたものであり、具体的には次のようなものが挙げられます。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法 など

「人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障」

第1項において規定されている以外の現象で、市民の健康又は生活に影響の出るような環境の悪化が生じることをいい、例えば空き地における雑草の繁茂や、ごみのぽい捨てなどが該当します。

(環境教育等の推進)

- 第15条 市は、事業者及び市民が、環境の保全及び形成についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び形成に関する自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び形成に関する教育及び学習(以下「環境教育等」という。)の推進を図るものとする。
- 2 前項の場合において、事業者及び市民に対する環境教育等の推進に当たっては、市は、 事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協 働を図りながら、必要な施策を推進するように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者や市民が環境の保全及び形成に関する理解を深め、自発的に活動を行う意欲が高まるよう、環境教育や環境学習を推進することを規定しています。

また、第2項においては、環境教育等の推進について、民間団体等と協働を図ることを規定しています。

【用語】

「教育及び学習」

ここでいう「教育」には、学校での教育、家庭での教育、勤労の場所での教育、公民館や図書館等地域社会で行われる教育が含まれます。

また、「学習」については、「教育」の受け手として行われる「学習」と、自然と触れ合うことなど環境と関わる自らの行動を通じて自発的に行われる「学習」という二つの意味を持ちます。本条は、環境についての理解を深めるためには後者の「学習」が欠かせないとの観点から、特に「学習」を特記しています。

「民間団体等」

自治会、PTA、高齢者団体、子ども会、文化団体、スポーツ団体、ボランティア団体、福祉団体、環境団体、まちづくり団体などを想定しています。

(自発的な民間団体等の活動の促進)

第16条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動、エネルギーの有効利用に係る普及活動その他の環境の保全及び形成に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、通常の経済活動や日常の生活に起因するところが多く、これらの問題を解決するためには、経済活動のあり方や市民のライフスタイルが環境への負荷の低減の観点から見直されることが必要です。本条は、市民や事業者、民間団体等による環境保全活動が自発的に行われることが重要であり、これらの活動を促進するための措置を市が行うと定めたものです。

【用語】

「自発的」

規制や指導等、行政による関与無しに環境の保全及び形成に関する活動が行われることをいいます。

(情報の収集及び提供等)

- 第17条 市は、環境の保全及び形成に資するため、情報の収集に努めるとともに、事業者及び市民による環境の保全及び形成に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
- 2 市は、環境の保全及び形成に関する調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、環境情報の収集と、得た情報をプライバシーに配慮しつつ、環境教育及び環境学習ならびに自発的な活動の促進に役立つように市民にわかりやすく提供することについて規定したものです。今後は、市民が求める環境情報を的確に捉え、その情報を市広報紙やホームページなどさまざまな伝達手段を使って、早くそしてわかりやすく繰り返し市民に伝えることが求められています。

第2項においては、環境の保全及び形成に関する調査研究とその成果の普及に努めることを 規定しています。これらの調査研究及びその成果の普及に当たっては、国や県、教育機関や民 間の団体等と協力して行う必要があります。

【用語】

「個人及び法人の権利及び保護に配慮」

個人情報の保護や営業秘密を侵害しないよう配慮することをいいます。

「必要な情報」

環境基準の達成状況や自然環境の状況など環境の状況に関する情報、環境保全活動を実施している団体の情報やリサイクルの取組状況など活動状況等に関する情報、その他環境に関する書籍や教材に関する情報などのことをいいます。

「適切に提供」

必要な情報が広くいきわたるように情報の提供を行うことをいいます。

(推進体制等の整備)

- 第18条 市は、環境の保全及び形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の機関及び部課相互の緊密な連携並びに調整を図る体制を整備するものとする。
- 2 市は、公害その他の環境の状況を適切に把握するため、監視、測定等に必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

環境の保全及び形成に関する施策を推進するためには、単に環境部局のみではなく、市の行政組織全体で取り組まなければなりません。そのため、本条は、総合的な調整や推進に必要な体制を整備することを規定しています。

また、環境の保全及び形成に関する施策の実施に当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となりますから、施策の適正な実施を担保するためには、監視、測定等に関する体制が整備されていなければなりません。このような観点から、現在の環境の状況を把握するために必要となる監視等の体制の整備についても努めるべきことを規定したものです。

【用語】

「連携」、「調整」

庁内における連携及び調整は、環境の保全及び形成に関する施策の実効性を確保する上で極めて重要なものです。連携及び調整は、施策の策定段階のみならず、施策の運用、進行管理など様々な段階で行っていくことが必要となっています。

(国、県及び他の地方公共団体との連携)

第 19 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策並びに広域的な取組を必要とする環境の保全及び形成に関する施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して、その推進に努めるものとする。

【趣旨】

今日の環境問題は、地球環境問題をはじめとして広域的なものとなっています。このような本市だけでは解決できない問題については、国や県、他の地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めることとします。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関して必要な事項について、規則等により別に定めることを規定したものです。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

条例を施行する日を定めたものです。

資料-4 霧島市生活環境美化条例

目次

第1条 目的

第2条 定義

第3条 市の責務

第4条 市民等の責務

第5条 事業者の責務

第6条 環境美化モデル地区の指定

第7条 禁止行為等

第8条 ふれあいボランティアの日

第9条 環境美化推進員

第10条 関係行政機関への協力要請

第11条 立入調査

第12条 指導又は勧告

第13条 公表

第14条 改善命令

第15条 委任

第16条 罰則

附則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等及び事業者が協働して自然と共生した清潔できれいな住みよいまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、環境共生宣言都市にふさわしい快適で良好な生活環境の実現に資することを目的とする。

【趣旨】

本市は、日本最初の国立公園の一つである霧島連山や豊かな水系など、広大な自然とともに生活してきました。しかし、近年はごみの不法投棄、飼い犬のふんの放置、空き地の管理の不徹底などの苦情が数多く寄せられています。これらの問題を解決し、良好な生活環境を実現するため、この条例を制定するものです。

良好な生活環境を実現するためには、行政と民間の協働が必要不可欠です。「協働」とは、 市、市民、事業者が対等の関係の下に、共通の目的を達成するため、それぞれの得意分野や特 徴を生かし、お互いを尊重して助け合いながら積極的な参画を行うことをいいます。鹿児島県 では平成 18 年に共生・協働推進室が、本市においても平成 19 年に共生協働推進課が設置さ れていることからも分かるように、行政と民間の協働は、現在の地方自治において、一つの大 きなテーマとなっています。

【用語】

「共生」

異なる生き物が緊密な関係を保ちつつ、互いに利益を受けながら共に生きていくことをいいます。

「環境共生宣言都市」

平成 18 年 11 月5日に開催された霧島市誕生一周年記念式典において、「市民憲章」「道義高揚・豊かな心推進宣言」「国際観光文化立市宣言」「環境共生宣言」「増健・食農育宣言」「非核平和宣言」が採択されました。このうち、「環境共生宣言」については以下のとおりです。

環境共生宣言

自然豊かな霧島連山と天降川、そして錦江湾の海は私たちが祖先より引き継いだ大事な宝物です。

この豊かな自然を守り、育て将来の世代に引き継ぐことは、今を生きる私たちに与えられた責務であります。

私たちは、人と自然が共生する社会を目指し、ここに「環境共生宣言」をいたします。

「牛活環境」

私たちが日常生活を営む上で関係のある環境のことです。環境基本法においては、「人の生活に関係のある環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」を含むものをいう、と定義されています。本条例においても、これに準じることとします。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、若しくは市内を通過し、又は市内に財産を有し、若しくは管理する者をいう。
 - (2) 関係行政機関 市の区域を管轄する警察署、保健所、国道又は県道の管理事務所その 他の関係行政機関をいう。
 - (3) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる場所であって、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路、広場、公園、緑地その他の公共の用に供する場所をいう。
 - (4) 事業者 市の区域内において事業活動を行う者をいう。
 - (5) 空き缶、吸い殻等 空き缶、空き瓶その他飲食後不要となった容器及び包装物並びに 紙くず、たばこの吸い殻、ガムの噛みかすその他これらに類する物をいう。

【趣旨】

本条では、本条例で使われている語句のうち、繰り返し使われているものや、特に明確な定義が必要なものについて定義しています。

【用語】

「市民等」

普通、「市民」といえばその市に実際に住んでいる人のことをいうことが多いのですが、環境に影響を与えるのは住んでいる人だけではありません。このことから、この条例では、①本市に住んでいる人②本市にある事業所に勤めている人③本市にある学校に通っている人④旅行などの目的で本市に滞在する人⑤旅行の途中などで本市を通過する人⑥本市内に土地や建物などの財産を持っている人⑦本市内の土地や建物などの財産を管理している人を「市民等」として定義しています。

「事業者」

繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。したがって、株式会社、個人経営などの事業形態や、製造業、農業などの事業内容の別を問わず、事業を行う者全てが対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含まれ、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

(市の責務)

- 第3条 市は、清潔できれいな住みよいまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- 2 市は、市民等及び事業者に対し、自然環境及び生活環境の保全に関する知識の普及及び意識の啓発を図り、自主的活動の促進に努めなければならない。
- 3 市は、市民等及び事業者による自発的な環境美化活動に対して、積極的に支援を行うものとする。

【趣旨】

快適で良好な生活環境の実現を図るにあたり、市が果たすべき責務を定めています。第1項では施策の策定、第2項では市民等や事業者に対する普及啓発、第3項では市民等や事業者による環境美化活動への支援について規定しています。

【用語】

「責務」

「義務」と似た言葉であり、その内容は必ずしも明確ではありませんが、義務よりも広範囲な意味を持ち、職務、任務、役割分担等の意味があります。本条例では、第3条から第5条まで、それぞれ市・市民等・事業者の責務を規定しています。

「白然環境」

人の手を加えられずに、または必要以上に手を加えずに残されている自然のことをいいます。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、自然を破壊するような行為は厳に慎み、自然環境の保全に努めなければならない。
- 2 市民等は、その占有、所有又は管理する土地、建物又は工作物及びこれらの周辺の清潔を保ち、周囲の通行及び生活環境並びに住民の健康へ悪影響を及ぼす状態とならないよう、自らの責任で必要な措置を講じなければならない。
- 3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関等が実施する施策等に 協力しなければならない。

【趣旨】

市民等が住みよいまちづくりのために果たすべき責務について規定します。第1項では自然環境の保全を、第2項では土地や建物の適切な管理を、第3項では市や関係行政機関が実施する施策や、自治会等が行う活動等への協力を規定しています。

【用語】

「占有」

自己の利益とする意思をもって物を所持することをいいます。例えば、家を貸してもらい、

そこに住んでいる場合、その人は家を占有していることになります。物を占有するに当たっては、この例のように、その物の所有権を有しているかどうかは関係がありません。

「所有」

ある物の所有権を有していることをいいます。なお、実際にその物を占有しているかどうかは関係がありません。例えば、金融機関にお金を預けた場合、このお金を占有しているのは金融機関ですが、所有しているのは預けた人になります。

「管理」

所有者の依頼を受けて、その物の保存や利用を行うことをいいます。

「悪影響」

具体的には、雑草が繁茂して害虫が発生したり、庭木が道路にはみ出して通行の妨げになったり、土地に不法投棄された廃棄物を処分せずに放置したり、空き家の管理をしなかった結果不審者が出入りしたりすることなどが想定されます。また、「霧島市安心安全まちづくり条例」第5条及び第8条、「霧島市火災予防条例」第24条においても同様の規定があります。

霧島市安心安全まちづくり条例

(市民の責務)

第5条

3 市民は、安心安全なまちづくりのため、公共の場所又は自己若しくは他者の所有地において、周辺の生活環境を損なうような行為をしない等の社会的マナーの向上に努めるものとする。

(所有者等の責務)

第8条 所有者等は、安心安全なまちづくりのために、その所有し、管理する上地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、自ら犯罪・事故等の防止上必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。

霧島市火災予防条例

(空地及び空家の管理)

- 第24条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯れ草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 2 空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、事業活動等に当たっては、自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市及び関係行政機関等が実施する施策等に協力するものとする。

【趣旨】

住みよいまちづくりを図るため、事業者が果たすべき責務について規定しています。第1項では事業活動を行う上で環境の保全に配慮すること、第2項では市や関係行政機関が実施する施策や、自治会等が行う活動等に協力することを規定しています。

【用語】

「事業活動」

事業者が成果を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。「事業者」で説明したとおり、市が実施する公共事業も事業活動に含まれます。

(環境美化モデル地区の指定)

- 第6条 市長は、良好な生活環境を実現するため、特に推進する必要がある地域を環境美化モデル地区に指定することができる。
- 2 市長は、環境美化モデル地区を指定しようとするときは、関係行政機関及び霧島市環境対策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、環境美化モデル地区を指定したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境美化モデル地区の変更又は廃止について準用する。

【趣旨】

良好な生活環境の実現に当たり、重点的に取り組む地域を指定できることを規定しています。 指定される地域としては、特にぽい捨てなどがひどい地域や、他の地域の模範となるような環 境美化活動が盛んに行われている地域などが考えられます。

【用語】

「霧島市環境対策審議会」

「霧島市環境対策審議会条例」に基づき設置されている諮問機関です。学識経験者、行政機関の職員、関係団体から推薦された者 15 名で組織され、市が実施する環境に関する重要な案件について、市長からの諮問を受け、審議を行い、市長へ答申します。

「公示」

ある事項を発表し、公衆が知ることができる状態におくことをいいます。具体的には、市役所に設置してある掲示板に掲示を行うことになります。

「準用」

再度同じような条文を繰り返さずに簡潔に表現するために使われる法令用語です。ここでは、環境美化モデル地区を変更するとき又は廃止するとき、第2項・第3項を「〜地区を変更しようとするときは、関係行政機関及び〜」、「〜地区を廃止するときは、その旨を〜」というように読み替えることになります。

(禁止行為等)

- 第7条 市民等は、公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに捨ててはならない。
- 2 犬を飼養する者は、公共の場所に、飼い犬のふんを放置してはならない。
- 3 市民等は、公共の場所において、歩行中に喫煙しないよう努めなければならない。
- 4 飲食物を販売する者は、飲食物の提供に伴う廃棄物の散乱を防止する措置を講ずるよう 努めなければならない。
- 5 犬、猫その他の愛がん動物(以下「愛がん動物」という。)の所有者(所有者以外の者が管理する場合はその者も含む。)は、第2項に掲げるものを除くほか、愛がん動物の種類及び習性に応じて、適正な管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないように飼養しなければならない。
- 6 何人も、屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。)を掲出し、又は公共の場所においてちらし等を配布することにより宣伝行為を行うときは、まちの美観を損なわないよう配慮しなければならない。

【趣旨】

本市の生活環境の保全・美化のため、①ぽい捨ての禁止②犬のふんの放置の禁止③歩行中の 喫煙の制限④飲食物販売時における廃棄物の散乱の防止⑤愛がん動物の適正な飼養⑥屋外広 告物掲出時における景観への配慮について規定しています。このうち、①②については罰金の 適用の対象となります。

公共の場所における喫煙については、歩行中の喫煙を控えるほか、吸い殻を処理する道具の携帯や、吸い殻入れ等が設置されている場所で喫煙するなど、吸い殻の散乱の防止に努めなければなりません。

愛がん動物の適正な飼養については、飼えなくなったからといって山や川などに放して生態 系へ悪影響を及ぼすことがないように、責任を持って終生飼養を行うことも含まれます。

景観への配慮については、無秩序に屋外広告物が設置されることによる雑然とした街並みを 防止する意味合いを込めています。

【用語】

「犬を飼養する者」

犬の飼い主のほか、一時的に預かっている人、ブリーダーやペットショップなどの事業者も含まれます。これは、「愛がん動物の所有者」についても同様です。なお、犬の飼い主は、狂犬病予防法に基づき、自治体に犬の登録を行う必要があります。

「飼い犬」

上記と同様、愛がん目的で飼っている犬だけではなく、一時的に預かっている犬や商品である犬についても該当します。

「ふんの放置」

道端や田畑に放置することだけではなく、他人の土地や公共の場所に穴を掘って埋めたり、 土をかぶせたりする行為についても放置とみなされます。

「建物、工作物その他の施設」

民家やビル、電柱や堤防などが例として挙げられます。

「飲食物を販売する者」

店舗を設けて飲食物を提供する事業者のほかに、縁日の出店や移動販売なども含まれます。

「飲食物を提供することに伴って発生する廃棄物」

例えば、販売した飲食物の包装物や容器、団子等の串、魚の骨や野菜の芯や種、食べ残しなどです。

「廃棄物の散乱を防止する措置」

空き缶の回収容器やごみ箱などを設置し、適正に維持管理することが考えられます。

「屋外広告物」

屋外広告物法において、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、たて看板、貼紙、広告塔、広告板などのことをいう、と定義されています。

「屋外広告物法その他の関係法令」

屋外広告物法においては、屋外広告物の表示に関する基準・制限・禁止に関する規定があります。また、道路法においては、道路に看板等を設置する場合には占用の許可を得なければならないとされ、軽犯罪法においては、みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をしたり、看板などの標示物を取り除いたり、工作物や標示物を汚す行為が罰則の対象とされています。

(ふれあいボランティアの日)

- 第8条 市は、市民等及び事業者の環境美化に関する意識の啓発を図り、地域社会の一員としての清潔できれいな住みよいまちづくりの日常的な実践活動を促進するため、9月の第1日曜日を「ふれあいボランティアの日」と定める。
- 2 市、市民等及び事業者は、ふれあいボランティアの日を中心に、清掃活動及び環境美化に関する啓発活動を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

市、市民、事業者が一体となってまちの清掃活動に取り組む日として、「ふれあいボランティアの日」を定めたものです。清掃活動のほかにも、環境美化について家庭や職場などで話し合い、理解を深めることを定めています。

(環境美化推進員)

- 第9条 市長は、生活環境美化の推進を図るため、本市に居住する者の中から環境美化推進員を任命することができる。
- 2 環境美化推進員は、生活環境美化の推進に関する啓発活動を行うものとする。
- 3 環境美化推進員は、生活環境美化の推進に関する啓発活動を行うに当たり、市民等に対して助言を与えるとともに、市長に対して意見を述べることができる。

【趣旨】

市民の中から環境美化推進員を任命することができることが規定されています。第2項に環境美化推進員の役割が、第3項にはその役割を遂行するに当たって環境美化推進員が行うことができることについて規定されています。人数や任期等の詳細については、別途制定する規則の中で定めることとなります。

(関係行政機関への協力要請)

第 10 条 市は、生活環境美化を推進するため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、協力を要請するものとする。

【趣旨】

生活環境に関して問題が生じた場合、本市だけでは解決が難しいことがあります。本市には 県の環境に関する部署の出先機関である保健所がありますし、不法投棄があった場合には警察 と連携して解決を図ることもあります。また、環境問題の内容によっては、周辺の自治体と足 並みを揃えて取り組んだほうが効果が高いものもあると考えられることから、本条において関 係行政機関に対する協力について規定しています。

(立入調査)

- 第11条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に必要と認める場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【趣旨】

本条は、本条例における禁止事項等に違反しているおそれのある場所などに市職員が立ち入り、その現状などについて調査をすることが出来る旨定めています。

【用語】

「必要と認める場所」

本条例においては、第7条に規定する事項について違反している、又は違反するおそれがある場所をいいます。

「必要な調査」

例えば調査が必要と認められた場所やその周辺の状況、土地の所有者等について調査を行う ことになります。

「身分を示す証明書」

本市の職員は、顔写真及び所属が明記された名札状の身分証明書を所持しています。本条における調査の際には、これを提示することになります。

(指導又は勧告)

第12条 市長は、第7条第1項及び第2項の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復をするよう指導又は勧告を行うことができる。

【趣旨】

第7条において禁止されている行為、すなわち①ぽい捨ての禁止②犬のふんの放置の禁止について違反している者に対して、指導又は勧告ができる旨規定したものです。

【用語】

「指導又は勧告」

どちらも行政手続法において行政指導の一つとして定義されています。指導と勧告の区別に 明確な定義はありませんが、指導よりも勧告のほうがやや強い印象を受けます。

(公表)

- 第13条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由がなくその指導又は勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を 通知し、弁明の機会を与えなければならない。

【趣旨】

第12条(指導又は勧告)に規定される勧告に従わない場合、必要に応じて公表を行うことについて規定されています。

【用語】

「正当な理由」

ぽい捨て、ふんの放置及び落書きについて、やむを得ず行ったと認められるような理由をいいます。

「公表」

ある事柄について広く一般に知らせることをいいます。具体的には、必要事項について記入された一定の様式を、掲示板に掲示することによって公表します。

(改善命令)

第14条 市長は、前条の規定により公表された者が、正当な理由がなくその公表された行為を継続して行うときは、当該行為の中止又は原状回復をするよう命ずることができる。

【趣旨】

第 13 条(公表) に規定されている公表を行ったにも関わらず、なおその行為を行った場合、 市長はその者に対して改善命令を行うことができることが規定されています。

(委仟)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条例の成立後、実際に運用していく際には、この条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第 12 条に規定されている指導や勧告はどのように行うか、第 13 条に規定されている公表はどのような事項について行うか、などです。これらについては市長が定める規則において明らかにされ、実際に事務処理を行っていくことになります。

※ 規則とは、市長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

(罰則)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する者で、第14条の命令を受けてこれに従わなかったものは、5万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第7条第1項の規定に違反して、公共の場所に空き缶、吸い殻等をみだりに捨てた者
 - (2) 第7条第2項の規定に違反して、公共の場所に飼い犬が排せつしたふんを放置した者

【趣旨】

第 14 条(改善命令)に規定されている改善命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金が科せられることになります。

【用語】

「罰金」

地方自治法において、地方自治体が条例の中で定めることができるとされている罰則の一つです。罰金はただちに徴収することはできず、警察署による取締り、検察庁による告発を受け、 裁判所が罰金の額を決定します。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(牧園町生活環境美化条例の廃止)

2 牧園町生活環境美化条例(平成 16 年牧園町条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までにした牧園町生活環境美化条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月22日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【趣旨】

条例は議会の議決を経て成立しますが、それだけでは効力は発生しません。条例が成立した後、効力が発生する状態にすることを「施行」といいます。いつから条例を施行するかは、このように通常附則において定められます。

【用語】

「公布」

趣旨において説明したとおり、条例は議会の議決を経て成立しますが、これを一般に周知させる目的で公示する行為を「公布」といいます。地方自治法第16条において、市長は、議決され成立した条例を議長から送付されたときは、20日以内に公布しなければならないとされています。公布は、市役所に設置されている掲示板に掲示されることによって行われます。

「牧園町生活環境美化条例」

旧牧園町において平成 16 年に制定された条例です。14 の条で構成され、空き缶などのぽい捨ての禁止やふんの放置の禁止などが規定されています。

「なお従前の例による」

従前の条例が廃止されるまでの間になされた処分等は、新しい条例が施行されたからといって無効になるわけではなく、従前の条例が廃止される前のままの効力が生じるということです。

資料-5 霧島市天降川等河川環境保全条例

目次

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 市の責務
- 第4条 市民の責務
- 第5条 事業者の責務
- 第6条 連携及び協力
- 第7条 水質保全目標
- 第8条 生活排水対策
- 第9条 事業活動に起因する負荷対策
- 第10条 自然景観の保全
- 第11条 生態系の保全
- 第12条 市民及び市民団体の育成支援
- 第 13 条 河川環境保全推進員
- 第14条 啓発活動
- 第15条 指導及び助言
- 第16条 環境教育
- 第17条 情報の提供
- 第18条 勧告等
- 第 19 条 委仟

附則

(目的)

第1条 この条例は、天降川をはじめとする霧島市域を流れる河川の環境保全を図り、良好な河川環境を将来の世代に引き継ぐため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川環境の保全に関する必要な事項を定めることを目的とする。

【趣旨】

本市には、天降川や検校川をはじめとして、大小多くの河川が流れています。その中にはいわゆる清流と呼べるような美しい河川もあれば、残念ながら生活排水や事業排水などによって汚れてしまっている河川もあります。これらの河川について、市・市民・事業者が協働して水環境や自然環境の保全を図り、良好な状態で引き継いでいくことを目的として、本条例を制定するものです。

【用語】

「天降川」

本市を流れる河川のうち最も大きなもので、全長約 42.5 キロメートル、流域面積約 411 平方キロメートルを誇る二級河川です。日本最初の国立公園の一つである霧島山麓を源流とし、広大な平野部を通って錦江湾に注ぐ天降川は、本市の豊かな自然を象徴しているともいえることから、この条例では、本市を流れる代表的な河川として位置づけています。

天降川のほかにも、霧島市には以下のような河川が流れています。

霧島市を流れている主な河川

	務品中で加げている主な利用		l	流路延長計(km)	
河川の種類	水系名	主な河川	河川数	総延長	本市分
一級河川	大淀川	横市川	1	17.90	1.90
計			1	17.90	1.90
二級河川	天降川	天降川、霧島川、中津川 外	22	204.50	204.50
	 検校川	検校川、鎮守尾川	2	9.30	9.30
	高橋川		1	4.70	4.70
	清水川	清水川	1	3.50	3.50
	網掛川	網掛川、宇曽之木川、崎森川	3	41.40	16.10
	日木山川	日木山川	1	7.70	2.00
	菱田川	菱田川、月野川、二瀬元川 外	4	80.80	11.40
計			34	351.90	251.50
準用河川	大淀川	横市川、溝之口川、先梨川	3	7.10	7.10
	天降川	手篭川、尾谷川、祓谷川 外	34	46.20	46.20
	検校川	長谷川、鎮守尾川、検校川 外	4	13.90	13.90
	清水川	西小田川、下川、笛吹川	3	5.68	5.68
	福の川	福の川	1	1.50	1.50
	雁添川	雁添川	1	0.80	0.80
	網掛川	宮田川	1	1.50	1.50
	川内川	十三谷川	1	1.80	1.80
	菱田川	柚木川、前川内川、前川 外	9	17.30	17.30
	田尻川	田尻川	1	0.50	0.50
	湊川	湊川	1	1.40	1.40
	宮浦川	宮浦川	1	0.60	0.60
	熊谷川	熊谷川	1	0.20	0.20
	木之下川	木之下川	1	0.40	0.40
	三本松川	三本松川	1	0.40	0.40
	阿弥謙川	阿弥謙川	1	0.20	0.20
	磯脇川	磯脇川	1	0.60	0.60
計			65	100.08	100.08
普通河川	大淀川	板川内川、溝之口川、先梨川 外	5	3.80	3.80
	天降川	石坂川、万膳川、三体川 外	59	99.09	99.09
	検校川	検校川、芦谷川、前田川 外	7	21.70	21.70
	高橋川	朴木川	1	1.50	1.50
	網掛川	樫の木川、山神川、竹山谷川 外	15	17.70	17.70
	日木山川	笹峰川、立岩谷川、桑ノ丸谷川 外	4	5.10	5.10
	川内川	下山川	1	0.40	0.40
	菱田川	中谷川、前段川、山ノロ川 外	6	7.00	7.00
	松下川	松下川	1	0.80	0.80
計			99	157.09	157.09
合計			199	626.97	510.57

霧島市土木課資料(平成 18 年 11 月 17 日現在)

【一級河川•二級河川•準用河川•普通河川】

河川法において、一級河川・二級河川・準用河川が定義されており、原則として一級河川は国が、二級河川は都道府県が、準用河川は市町村が管理を行います。これらの河川以外の河川(河川法の適用を受けない河川)のことを普通河川といい、市町村が管理します。

「良好な河川環境」

ひとくちに環境といってもその範囲はたいへん広く、定義が難しいところですが、ここでいう「河川環境」とは、「河川の水質」「河川周辺の生態系」「河川周辺の景観」のことを示しています。

「将来の世代」

ここでいう「世代」は、その対象を人間だけに限定せず、河川周辺の動物や植物も含むものです。

「責務」

「義務」と似た言葉であり、その内容は必ずしも明確ではありませんが、義務よりも広範囲な意味を持ち、職務、任務、役割分担等の意味があります。本条例では、第3条から第5条まで、それぞれ市・市民・事業者の責務を規定しています。

(定義)

- 第2条 この条例において、「天降川等」とは、本市の区域内の河川法(昭和年39年法律第167号)第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川、同法第100条第1項に規定する準用河川及び同法第100条の2第1項に規定する普通河川をいう。
- 2 この条例において、「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い天降川等に排出されるすべての排出水をいう。
- 3 この条例において、「浄化装置」とは、天降川等に排出される排出水の浄化に有効な装置をいう。

【趣旨】

本条例において使用される語句のうち、繰り返し用いられるものや、特に明確な定義づけが必要なものについて説明をしています。

【用語】

「河川法」

河川の適正な利用や災害の防止、河川環境の整備・保全のために河川を総合的に管理し、公 共の安全の保持・公共の福祉の増進を図ることを目的として定められた法律です。河川の管理 については、一級河川は国、二級河川は都道府県又は指定都市と規定されています。

※ 指定都市・・・政令指定都市ともいわれ、都道府県と同等の財政規模を持ち、従来は都道 府県が行うとされている様々な事務が委譲されます。

「生活排水」

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活から出る排水のことです。生活排水のうち約 40 パーセントが台所から、約 30 パーセントがトイレから、約 20 パーセントが風呂から、そして約 10 パーセントが洗濯などから排出されています。なお、生活排水からし尿(トイレから出る生活排水)を除いたものを「生活雑排水」といいます。

「浄化装置」

具体的には、合併処理浄化槽や公共下水道などが挙げられます。

(市の責務)

第3条 市は、天降川等の環境を保全するため、自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するものとする。

【趣旨】

第1条の目的を達成するために、市が果たすべき責務を規定したものです。本市の豊かな自然を守り、市民や事業者が適切に河川環境を保全することができるように、必要な施策を策定し、これを実施することを定めています。

【用語】

「市」

議会及び執行機関を含めた、地方公共団体としての市のことをいいます。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活を通じて天降川等の環境を保全するよう自ら努めるとともに、市が実施する天降川等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

第1条の目的を達成するために、市民が果たすべき責務を規定しています。各家庭から排出される生活排水は、本市内の河川の水質汚濁を引き起こしている原因のうちでも大きな割合を占めると考えられ、第8条(生活排水対策)において具体的に規定されているように、できるだけ河川に負荷をかけないように市民一人ひとりが気を付けて生活するとともに、市が実施する河川環境保全のための施策に協力することが求められています。

【用語】

「市民」

市民という言葉の捉え方にも様々な考え方がありますが、ここでは本市に居住する者のほか、 本市内の企業や学校に通勤・通学している者を含みます。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を通じて天降川等の環境を保全するよう自ら努めるとともに、 市が実施する天降川等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

事業者が事業活動を行う中で、河川環境の保全に関して十分に配慮すること、河川環境の保全に関して市が実施する施策に協力することを規定しています。第4条(市民の責務)で述べ

た生活排水の他に、事業活動の結果として排出される事業排水も、河川に与える負荷の大きさは無視できません。事業排水を規制する法令の有無に関わらず、河川に対する負荷を軽減する ことが求められています。

【用語】

「事業者」

繰り返し一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面で捉えた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。株式会社、個人経営などの事業形態や、製造業、農業などの事業内容の別を問わず、事業を行う者全てが対象となります。また、営利を目的として事業を営む者のみに限らず、公益事業を営む者も含むものであり、公共事業の主体としての市も事業者に含まれます。

「事業活動」

事業者が利益を上げるため、一定の行為を繰り返し行うことをいいます。「事業者」で説明をしたとおり、市が実施する公共事業についても事業活動として捉えられます。

(連携及び協力)

- 第6条 市、市民及び事業者は、天降川等の環境を保全するため相互に連携し、協力するものとする。
- 2 市は、天降川等の環境を保全するため必要があると認めるときは、国、県及びその他関係地方公共団体(以下「関係行政機関」という。)に対し、協力を要請するものとする。

【趣旨】

第3条から第5条までは、市、市民及び事業者それぞれの責務がうたわれていましたが、この条では、これらの各主体が共に協力し合って、河川環境を保全することを定めています。第2項においては、市が森林事務所(国)や地域振興局(県)、河川の流域に存在する他の自治体に対して必要に応じて協力を要請し、連携して河川の保全に取り組むことをうたっています。

(水質保全目標)

- 第7条 市長は、天降川等の水質を保全する上で維持することが望ましい基準として、河川 を指定し、当該河川の水質保全目標を定めることができる。
- 2 市長は、前項の規定により河川を指定したとき及び河川の水質保全目標を定めた場合には、速やかにその内容を告示しなければならない。

【無片】

河川環境のうち、水質に関することについて、その保全のために水質保全目標を定めることができる旨を定めたものです。水質に関して守るべき基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全については環境基本法第 16 条の規定に基づいて定められています。これらについて、本市の河川の現状に応じて、独自の行政目標としての基準を設けることができる旨を定めています。第2項においては、水質保全目標を定めた場合に、その内容を告示して周知を図ることが定められています。

【用語】

「水質」

水の性質のことをいいますが、特に水が汚れているかどうかの状態をいいます。水質を示す

指標には BOD(生物化学的酸素要求量:水中にある有機物をバクテリアが分解するのに必要な酸素の量)や COD(化学的酸素要求量:水中にある酸化されやすい物質によって消費される酸素量)をはじめとした様々なものがあり、水質汚濁防止法等の法律において守るべき基準が定められています。また、鹿児島県においては、水質汚濁防止法で定められている基準を上回る基準を条例で定めています。

(生活排水対策)

- 第8条 市は、生活排水による天降川等の水質汚濁負荷の低減を図るため、次に掲げる事項 について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 公共下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽その他生活排水浄化施設(以下「生活排水浄化施設」という。)の整備
 - (2) 生活排水浄化施設整備を促進するための情報提供
 - (3) その他市長が必要と認める施策
- 2 市民は、生活排水による天降川等への負荷を低減するため、居住する地域の実情に応じ、 次の各号に掲げる行為に努めなければならない。
 - (1) 生活排水を天降川等に排出しようとするときは、下水道法(昭和33年法律第79号) その他の法律に基づき、生活排水の処理に係る措置を取るべきこととされている場合を除き、浄化装置を設置して排出すること。
 - (2) 設置した浄化装置が常に有効に機能するように、点検及び管理を行うこと。
 - (3) 調理くず及び廃食油等を適正に処理するとともに、洗剤等を適正に使用すること。

【趣旨】

河川が汚れている大きな要因の一つとして考えられているのが、生活排水による汚濁です。 本条では、生活排水を適切に処理し、できるだけ河川への負荷を減少させるために、市及び市 民が努力すべきことについて定めています。

第1項は市の努力事項です。(1)については、下水道整備計画や、生活排水対策推進計画などを策定し、必要に応じて施設の整備等を行うこととなります。(2)については、ホームページや広報誌等を通じて広報を行います。

第2項は市民の努力事項です。河川は繋がっていることを自覚し、上流・中流・下流それぞれの地域に居住する住民が一体となって河川の保全に努めることを求めています。(1)では生活排水を垂れ流すことが無いように、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行うこと、(2)では浄化槽の点検や管理を適切に行うこと、(3)では調理くずや廃食油のEM菌等による堆肥化やリサイクルなどの環境に配慮した処理、洗剤の使用量や種類に配慮した適正な使用を定めています。

【用語】

「水質汚濁負荷」

水を汚すこと、または水を汚しているもののことをいいます。生活排水のほかにも事業によって排出される水も水質汚濁負荷となりますが、これについては次の条で触れます。

「公共下水道」

市が設置する下水道です。本市では、国分地区と牧園地区に公共下水道施設が設置されており、平成17年12月末現在約9,800世帯が下水道に接続しています。

「農業集落排水処理施設」

農村地域における下水道整備事業において設置される下水道施設のことをいいます。

「浄化槽」

下水道が整備されていない地域において、家庭や学校、店舗などで設置される浄化装置です。し尿のみを処理する単独処理浄化槽と生活排水を処理する合併処理浄化槽がありますが、現在新規で設置する場合は合併処理浄化槽を設置することとなります。また、霧島市では合併処理浄化槽の設置に対して、所定の条件を満たした場合、補助金を交付しています。近年では、ちっ素やリンを処理することができる高度処理型の合併処理浄化槽も開発されており、霧島市では、高度処理型の合併処理浄化槽についても補助金を交付しています。

「下水道法」

下水道を整備することによって、公共用水域の水質保全と都市の健全な発達、公衆衛生の向上を目的として制定された法律です。この法律において排水区域に土地を所有・使用・占有する者は、供用開始後、下水を下水道に流すため、下水道に管を繋ぐことが法律で義務付けられています。

(事業活動に起因する負荷対策)

- 第9条 事業者は、事業活動に伴う天降川等への水質汚濁負荷及び天降川等の周辺環境への 悪影響を軽減するため、関係法令に定めるもののほか、次に掲げる行為に努めなければな らない。
 - (1) 工場、事業場及び温泉観光等の事業活動に起因する汚水及び天降川等の水温変化を伴う排出水の流出並びに悪臭の防止
 - (2) 畜産業に従事する者による家畜のふん尿の処理施設の設置
 - (3) 森林の保全及び土砂の流出防止
 - (4) 農業に従事する者による肥料及び農薬の適正使用
 - (5) 水産養殖業に従事する者による汚濁負荷削減対策の実施
- 2 事業者は、工場、事業場等の立地に際して、新たな土地利用を行おうとする場合は、関係法令に定めるもののほか、環境保全に必要な配慮を行い、天降川等への汚濁物質の流入削減に努めなければならない。

【趣旨】

日常生活において排出される生活排水のほか、事業活動も河川に負荷を与える大きな要因の一つと考えられています。本条では、事業活動によって排出されるものが、河川に生息する様々な生き物や漁業・養殖業に悪影響を及ぼすことを防ぐために、既に法律で定められているもののほかに、各業種の事業者が守るべきことについて規定しています。(1)では濁水・悪臭・排出水の流出防止、(2)では牛や豚などの家畜のふん尿の処理施設の設置、(3)では森林の保全と土砂の流出防止、(4)では肥料や農薬の適正な使用、(5)では養殖による汚濁負荷削減対策を規定しています。第2項では、工場の建設などの際には河川を汚さないよう配慮することを求めています。

【用語】

「事業場」

事業を行う場所のことです。したがって、建物の中で恒常的に行うものに限らず、工事現場などの一時的に設置されるものも含まれます。

「悪臭」

騒音、振動と並んで公害のうちでも代表的なものです。事業活動に伴って生じる悪臭については、悪臭防止法により地域を定めて規制されます。

「森林の保全」

森林の持つ保水機能の向上や、土砂災害の発生の抑止などを期待するものです。

(自然景観の保全)

- 第10条 市は、天降川等周辺の自然景観を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者は、天降川等周辺において事業活動を行うに当たっては、天降川等周辺の自然景観を保全するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川環境のうち、景観の保全について定めたものです。第1項における必要な施策としては、 モラルの向上を促す看板等の設置や、自動販売機や照明設備の設置に対する措置などが考えられます。第2項では、事業者が事業活動を行う場合に、自然景観を守るよう努めることを規定しています。

【用語】

「自然景観」

景観という言葉は、法律上明確な定義がされているものではないようです。もともと地理学の分野で使われていた用語ですが、一般的には景色、眺めのことをいい、風景という意味で使われることもあります。単に景観といった場合、都市・集落・農耕地など人間の手が加わった「文化景観」を指すことが多いとされています。これに対し、森林・河川・海など人工的でない自然の景観のことを「自然景観」といいます。

(生態系の保全)

第 11 条 市は、天降川等にふさわしい生態系を保全するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川環境のうち、生態系の保全について定めたものです。生態系を保全するための施策の例 としては、河川に生息する生物の調査などが考えられます。

【用語】

「生態系」

ある一定の区域に存在する生物と、それを取り巻く環境をひとまとめにして、ある程度閉じた 一つのつながりとみなされるとき、これを生態系と呼びます。生態系が崩れる要因としては、災 害や公害による急激な環境の変化や、外来種の侵入による在来種の減少などが考えられています。

(市民及び市民団体の育成支援)

第12条 市は、天降川等の環境保全に取り組む市民及び市民団体の育成並びに支援を行うため、必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

河川環境を保全するためには、行政の主導によるものだけではなく、市民の自主的な活動も 重要となります。また、鹿児島県においては平成 18 年に共生・協働推進室が、本市において は平成 19 年に共生協働推進課が設置されるなど、今後の行政サービスを提供する上で、行政 と市民団体の関わりがより重要となります。本条では、市民の活動が成果を結ぶためには、市 民や市民が組織する市民団体の育成や支援を行うことが必要であると捉え、これに関する必要 な施策を講ずることを定めています。

(河川環境保全推進員)

- 第13条 市長は、天降川等の環境保全の推進を図るため、本市に居住する者の中から、河川環境保全推進員を任命することができる。
- 2 河川環境保全推進員は、天降川等の環境保全に関する市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。
- 3 河川環境保全推進員は、天降川等の環境保全の推進を図るために必要であることについて、市長に対して意見を述べることができる。

【趣旨】

河川環境の保全について推進するために、市民の中から河川環境保全推進員を任命することができることを規定しています。人数や任期等の詳細については、別途制定する規則の中で定めることとなります。

(啓発活動)

第14条 市は、天降川等の環境保全について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、意識の高揚及び知識の普及を図るものとする。

【趣旨】

河川の環境を保全するためには、まず市民や事業者の環境に関する理解を深めた上で、一体となって協力しあうことが必要です。このため、市は、市民や事業者に対して、広報誌やホームページにおける広報、説明会やワークショップの実施を通じて、河川環境に関する意識の高揚や知識の普及を図ることになります。

(指導及び助言)

第 15 条 市は、天降川等の環境保全を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

【趣旨】

河川環境の保全に関して、市が市民及び事業者に対して指導や助言を行うことを定めています。

(環境教育)

第 16 条 市は、天降川等に関する環境教育の推進のため、必要な施策を講ずるものとする。 2 市民及び事業者は、市、市民、事業者又は市民団体等が実施する環境学習に積極的に参加し、相互に協力して環境に関する意識を高めるよう努めるものとする。

【趣旨】

河川に限らず、環境を保全するには、まず環境に関する知識や理解を深めることが必要です。 市においては、環境教育に関する施策を実施し、市民及び事業者については、環境に関する学 習の機会があれば積極的に参加し、お互いに協力しあって理解を深め、実践に繋げていくこと が求められています。

(情報の提供)

第17条 市は、天降川等の環境保全に関し、市民及び事業者並びに関係行政機関が天降川等の環境保全に関する課題の解決に取り組むために必要な情報を提供するものとする。

【趣旨】

河川の水質については、基準とされる地点における水質の基準値が定められ、県だけではなく本市においても定期的に検査を行っています。各主体や関係行政機関が協力して河川環境を保全するために、河川に関する情報をホームページなどの手段を用いて提供し、周知することを規定しています。

(勧告等)

- 第18条 市長は、天降川等の環境保全に関し、水環境、自然景観及び生態系の保全への配慮の観点から、重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される行為を行った者又は行おうとする者に対し、当該行為を中止すべき旨の勧告を行うことができる。
- 2 市長は、前項の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、前項の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨 及びその内容を公表することができる。

【趣旨】

河川への汚水の排出や、周辺へのごみのぽい捨てなどがあった場合、市が勧告等を行います。 勧告に従わなければ命令、命令にも従わない場合には公表と、段階的に重い措置が取られます。 勧告等の具体的な方法については、別途制定される規則によって定められます。

【用語】

「勧告」

あることについて伝え、それに添うよう相手方に適切な措置を勧めることをいいます。行政 手続法第2条に規定されている行政指導のひとつです。

「重大な影響」

具体的には、河川の水質を汚濁させる物質を大量に排出すること、河川周辺に大量の廃棄物を 投棄すること、河川周辺に生息する動植物を大量に伐採・捕獲等することなどが考えられます。

「公表」

ある事柄について広く一般に知らせることをいいます。具体的には、必要事項について記入された一定の様式を、掲示板に掲示することによって公表します。

(委仟)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条例の成立後、実際に運用していく際には、この条例に規定されている内容だけでは具体的に事務処理を行うことができません。例えば、第 13 条の河川環境保全推進員は何名体制にするのか、第 18 条における勧告をどのように行うか、などです。これらについては市長が定める規則において明らかにされ、実際に事務処理を行っていくことになります。

※ 規則とは、市長が、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるものです。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

【趣旨】

条例は議会の議決を経て成立しますが、それだけでは効力は発生しません。条例が成立した後、効力が発生する状態にすることを「施行」といいます。いつから条例を施行するかは、このように通常附則において定められます。

【用語】

「公布」

趣旨において説明したとおり、条例は議会の議決を経て成立しますが、これを一般に周知させる目的で公示する行為を「公布」といいます。地方自治法第16条において、市長は、議決され成立した条例を議長から送付されたときは、20日以内に公布しなければならないとされています。公布は、市役所に設置されている掲示板に掲示されることによって行われます。

資料-6 霧島市水資源保全条例

目次

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

第5条 水資源採取者の責務

第6条 市民等の責務

第7条 関係者相互の連携及び協力

第8条 事前協議

第9条 採取計画の届出

第10条 届出事項の変更

第11条 廃止の届出

第12条 立入調査

第13条 勧告

第14条 公表

第15条 委任

附則

前文

水は、生命の源として絶えず地球上を循環し、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えるとともに、人々の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしている。

私たちのまち霧島市は、風光明媚な霧島山やそこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川など、豊かで美しい自然環境に恵まれており、霧島山に注がれた雨水は、シラス土壌などの地層において不純物がろ過され、地下に蓄えられ、私たちの生活や農林水産業をはじめとした産業の発展に欠かせない良質な地下水となって、多くの恵みをもたらしている。

このすばらしい水資源の恵沢を受けている私たち霧島市民は、将来の世代にこの貴重な財産を継承していく責務を担っていることを認識し、その持続可能な利用が図られるよう取り組んでいかなければならない。

ここに、水資源に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、水資源が 市民共有の財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復 に向けた取組を積極的に推進していくため、この条例を制定する。

【趣旨】

- 本条例制定に至る経過や趣旨、目的、基本原則等を明らかにするため、前文を規定するものであり、各条項の解釈・運用上の基準となるものです。
- 本市の面積(60,318ha)のうち、山林(38,076ha)は実に63.1%を占め、山林の占める割合が高くなっています。
- 本市は、火山、河川、温泉など全国でも類い稀な変化に富む自然と数多くの動植物に恵まれており、霧島錦江湾国立公園、霧島ジオパークなどに代表される本市の美しく豊かな自然環境は、世界に誇れる財産です。
- 本市の水道水は 100%湧水、地下水で 57 箇所の水源から供給されており、豊富で豊か な水資源があります。
- 近年、海外資本等による大規模な森林取得が懸念されています。
- 本市の豊かな水資源を将来にわたって保全するため、水資源の保全に関する基本理念や市、 市民等及び水資源採取者の責務や必要な施策を定める条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、水資源の重要性に鑑み、本市における水資源の保全について、市、市 民等及び水資源採取者の責務を明らかにし、並びに水資源保全に関する基本理念及び基本 となる事項を定め、水資源の適正な利用を推進することにより、貴重な共有財産として将 来の世代に引き継ぎ、及びその持続的な利用を可能とし、もって自然環境の保全及び市民 生活の安定向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

- 本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定するものです。
- 「水資源保全に関する基本理念」は、第3条で定義します。
- なお、土地取引行為の届出について定める国土利用計画法や、新たに森林の土地の所有者 となった者の届出について定める森林法とは、目的が異なります。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
- (1) 水資源 本市に存在する地表水及び地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項又は第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。)をいう。
- (2) 水資源採取施設 人力若しくは動力を用いて水資源を採取するための井戸、自噴井又は 湧出する水資源を集水し採取する施設をいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有する者、市内に滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、 事業所等の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 水資源採取者 市内において水資源採取施設により水資源を採取し、使用している者をいう。

【趣旨】

- 本条は、本条例の中で用いられる用語を定義するものです。
- 第3号の「所有者」とは、特定の財産について所有権を有する者をいい、「占有者」とは、 賃借権、地上権、借地権など所有権以外の権原に基づく場合のほか、法律上の権原によら ない場合も含め、当該物件を自己のために排他的に利用又は使用している者をいい、「管 理者」とは、土地の所有者から管理を委託されている者をいいます。

(基本理念)

- 第3条 水資源が市民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組を積極的に推進しなければならない。
- 2 水資源が市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、その適正 な利用が行われるとともに、全ての市民がその恵沢を将来にわたって享受できる環境が確 保されなければならない。
- 3 水資源は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域について総合的かつ一体的に管理されなければならない。

【趣旨】

- 第1項では、健全な水資源の維持又は回復のための取組について規定しています。
- 第2項では、公共性の高い水資源の適正利用について規定しています。
- 第3項では、水循環における流域での一体的な管理について規定しています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水資源の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

○ 条例の制定主体である市の責務について、総合的な措置を講ずることを定めるものです。

(水資源採取者の責務)

- 第5条 水資源採取者は、水資源の採取に当たっては、水資源の枯渇、濁水化、塩水化及び 地盤沈下その他の生活環境に対する被害が生じないよう努めるものとする。
- 2 水資源採取者は、水資源の適正な利用に努めるとともに、自ら主体的にその水質及び水量の保全に資する活動の実施に努めるものとする。
- 3 水資源採取者は、市が実施する水資源の保全に関する施策に対し、積極的に協力するものとする。

【趣旨】

○ 水資源の採取に当たっては、採取者の採取の際の配慮やこの条例に基づく取組について具体的な対応が求められることから、採取者の責務規定を定めるものです。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、節水をはじめとする水資源の適正な利用に努めるとともに、市が実施する水資源に関する施策に対し、積極的に協力するものとする。

【趣旨】

○ 水資源保全に当たっては、市民等の施策への理解、さらには自主的な取組やこの条例に基づく取組について具体的な対応が求められることから、市民等の責務を定めるものです。

(関係者相互の連携及び協力)

第7条 市、市民等及び水資源採取者は、基本理念の実現を図るため、それぞれの適切な役割分担による協働により、水資源の適正な利用に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

【趣旨】

○ 市、市民等及び水資源採取者は相互に連携し、基本理念の実現のために協力していく必要があります。

(事前協議)

- 第8条 水資源採取施設を設置し、水資源を採取しようとする者(以下「採取予定者」という。) 及び既設の水資源採取施設の吐出口の口径、ストレーナーの深さ、揚水機の種類、揚水機 の能力又は採取量の変更(以下「構造の変更」という。)をしようとする者(以下「変更予 定者」という。)は、次条第1項に規定する届出をする前に、市長と協議しなければなら ない。
- 2 市長は、前項の協議(次項において単に「協議」という。)が終了したときは、速やかに採取予定者及び変更予定者にその旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、採取予定者及び変更予定者が協議をせず、又は協議をする見込みがないと認めるときは、当該採取予定者及び変更予定者に対し、協議をするよう勧告するものとする。

【趣旨】

○ 本条は、水資源保全のため、全ての採取予定者は採取計画の届出の前に協議することを定めたものです。

(採取計画の届出)

- 第9条 採取予定者及び変更予定者は、水資源採取施設の設置工事又は構造変更の工事に着 手する日から起算して 60 日前までに、規則に定める採取計画を市長に届け出なければな らない。
- 2 前項の規定は、設置しようとする又は既存の水資源採取施設が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - (1) 水道法(昭和 32 年法律第 117 号)第3条に規定する水道事業、簡易水道事業、水道 用水供給事業、専用水道又は簡易専用水道の水資源採取施設
 - (2) 工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第2条に規定する工業用水道事業の水資源採取施設
 - (3) 国又は地方公共団体が使用する水資源採取施設(前2号に掲げるものを除く。)
 - (4) 家庭用として使用する水資源採取施設
 - (5) 農業のかんがい用として使用する水資源採取施設
 - (6) 規則で定める基準により算定される1日当たりの水資源採取量が10立方メートル未満である水資源採取施設
 - (7) その他市長が特に認めた水資源採取施設
- 3 第1項の届出(以下この条において単に「届出」という。)をしようとする者は、次の各号 に掲げる要件のいずれにも適合していなければならない。
 - (1) 周辺(規則で定める範囲をいう。以下同じ。)の市民等及び水資源採取者に採取計画を周知し、採取計画の実施に理解を得ていると認められること。
 - (2) 周辺に存在する既存の水資源採取施設の位置を調査し、把握していること。
 - (3) 自噴井による場合は、制水設備の設置等により不使用時の流出防止対策が講じられていること。
- 4 市長は、届出を受理したときは、規則に定めるところにより、その旨を遅滞なく当該届 出をした者に通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 水資源を採取するに当たっては、この条例の趣旨に従い、周辺の市民等及び水資源採取者に及ぼす影響に充分に配慮し、良好な関係を保つこと。
 - (2) 水資源の採取により、届出をした水資源採取施設又は周辺の水資源採取施設に水資源の水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象(以下「水位の低下等」という。)を認めたときは、速やかに市長に報告するとともに、その原因を究明すること。
 - (3) 周辺の水資源採取施設の水位の低下等が、届出をした水資源採取施設による水資源の採取に起因していることが明らかになったときは、必要な措置を講ずること。
- 6 市長は、採取予定者及び変更予定者が届出をせず、又は届出をする見込みがないと認めるときは、当該採取予定者又は変更予定者に対し、届出をするよう勧告するものとする。

【趣旨】

- 本条は、水資源の採取予定者の適正な水資源採取の確保を図るため、採取計画等の届出制 を定めるものです。
- 第2項は、届出が必要ないものについて規定しています。水資源の保全が目的であるため 面積要件による除外規定は設けないこととし、下限面積を設けていません。

(届出事項の変更)

- 第10条 第9条第1項に規定する届出を行った者が、届け出た事項の変更(構造の変更に係るものを除く。)をするときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- 2 第9条第1項に規定する届出を行った者から水資源採取施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該水資源採取施設に係る水資源採取者の地位を承継するものとする。
- 3 前項の規定により水資源採取者の地位を承継した者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

【趣旨】

○ 本条は、届出事項に変更がある場合について定めるものです。

(廃止の届出)

第11条 第9条第1項に規定する届出を行った者及び前条第3項の規定により水資源採取者の地位を承継した者が、当該届出を行った水資源採取施設の使用を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出るとともに、当該廃止した水資源採取施設の地表面を閉塞するなど必要な処置を講じなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、届出事項を廃止した場合について定めるものです。

(立入調査)

- 第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、水資源採取者が現に水資源を採取している土地又は当該水資源採取者の事務所等に立ち入らせ、必要な調査を実施させることができる。
- 2 市長は、前項の調査を行うに当たっては、調査を行う旨を事前に当該水資源採取者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、必要に応じ職員等の立ち入り調査について定めるものです。

(勧告)

第13条 市長は、水資源採取者が水資源採取施設から水資源を採取したことにより、周辺の水位の低下等を引き起こしたと認めるときは、当該水資源採取者に対して、指導、助言又は期限を定めて必要な措置を採るよう勧告をすることができる。

【趣旨】

○ 本条例の水資源の適正な保全を図るという行政目的を踏まえると、水資源採取者の採取により水位低下等が発生したと認められる場合は、水資源採取者に助言を行い、適正な水資源採取に誘導する手法を採る手段の方がこの条例の目指す行政目的をより達成できると考えられることから、勧告に関する規定を定めています。

(公表)

- 第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その内容及びその者の 氏名等を公表することができる。
 - (1) 第9条第1項の規定による届出について虚偽の届出をした者
 - (2) 第10条第1項又は第3項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
 - (3) 第11条の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
 - (4) 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - (5) 第8条第3項、第9条第6項又は前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由なくしてその勧告に従わない者
- 2 市長は、前項に規定する公表を行おうとするときは、あらかじめ氏名等を公表される者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

- 本条は、水資源の保全を図るため、条例に基づく手続き等を行わない者を対外的に周知し、 届出制の実行性を担保するものです。
- 第1項第5号の「正当な理由なく」とは、例えば、本条例による事前協議制、届出制を承知しながら、行わない場合を意味します。
- 第2項は公表しようとする場合は、相手方に弁明の機会を付与することを規程しています。

(委仟)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

【趣旨】

○ 本条例の施行に関し、事前協議及び届出に関する細目的事項については規則で定めるもの とします。

附 則

(施行日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【趣旨】

○ 条例の施行する日を定めるものです。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に水資源採取施設により水資源採取を行っている水資源採取者 (設置の工事に着手している者を含む。)は、第8条第1項に規定する事前協議及び第9条 第1項に規定する届出をしたものとみなす。

資料一7 用語説明

《あ行》

・ 悪臭防止法

工場・事業場から発生する悪臭についての規制等を目的に制定された法律、昭和47年から施行されています。

・ アダプト(里親)制度

地域の住民や企業等が里親となり、河川や道路などの一定の公共の場所を養子に見立てて (アダプト=養子縁組)、わが子のように愛情をもって面倒を見て美化活動を行い、行政が これを支援する制度のことです。本市におけるアダプト制度は、2018 (平成30)年3月 現在で、「河川景観保全アダプト制度」及び「道路アダプト制度」があります。

· 一般廃棄物

主に家庭から出る生ごみなどの生活系廃棄物と事務所から出る事業系廃棄物とに分けられ、産業廃棄物(事業活動に伴い生じた廃棄物のことで、廃棄物処理法で 20 種類が定められています。)以外のものをいいます。し尿も一般廃棄物に含まれます。

・ エコアクション 21

事業者が環境に関する取り組みを効果的・効率的に行うために、取り組みを行う仕組み作り・取り組みの実践・取り組みの改善・結果の公表に関する方法について環境省が策定したガイドラインです。

・エコドライブ

アイドリングストップなどの環境に配慮した自動車の運転をいいます。

・エコマーク

環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品につけられたマークをいいます。エコマーク事業は、商品の選択という側面から環境にやさしいライフスタイルを提案するもので、財団法人日本環境協会が実施しています。

· 汚水処理人口普及率

行政人口に対する合併処理浄化槽、コミュニティプラント、下水道、農業集落排水施設等の汚水処理施設による処理が可能な人口の割合をさします。

・ オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10~50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

· 汚濁負荷量

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質量をいい、総量規制や排水処理設備の設計の際に用いられます。

・オルレ

韓国の済州島の言葉で「家に帰る細い道」という意味があり、自然を楽しみながら歩くトレッキングコースをいいます。

・温室効果

大気中の二酸化炭素やフロンなど特定の物質が、地表面から放出される赤外線を吸収し、 温室のように熱を宇宙空間に逃がさず、閉じ込めておく効果のことです。産業革命以降の化 石燃料消費量の増大に伴い、この温室効果を持つ二酸化炭素など温室効果ガスの大気中の濃 度が高くなっています。

《か行》

• 外来生物

ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物をいいます。このような外来生物の中には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがありますが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的(意図的又は非意図的)にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来生物といわれています。

・ 鹿児島県環境学習指導者人材バンク

鹿児島県が県内各地の環境学習指導に係わる有資格者の情報を整備し、県のホームページ上で県民に公開することにより、県民自ら身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にする制度です。

· 合併処理浄化槽

浄化槽は、し尿などの汚水を処理・消毒し、きれいになった水を放流する機能をもっています。し尿と風呂、炊事などの生活雑排水をあわせて処理する浄化槽をいいます。これに対して、し尿のみを単独で処理する施設を単独処理浄化槽といいます。

・ 環境影響評価(環境アセスメント)

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめ環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うことをいいます。国の環境影響評価法や県の環境影響評価条例等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家、環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されています。

・ 環境学習

環境問題や環境保全について、その原因、背景、内容等について学習することです。

· 環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のことです。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としています。

・ 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基本法により定められている環境上の条件のことで、大気、水質、騒音等について、特定の項目や区分ごとに数値で定められています。この環境基準は、公害対策や環境行政を総合的に推進するための政策上の達成目標です。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくシステムのことをいいます。環境マネジメントシステムの国際規格として ISO14OO1 (ISO:国際標準化機構)がありますが、国内では環境省が中小事業者等でも自主的積極的に環境配慮に対する取り組みが展開できるEA21 (エコアクション 21)を策定し、現在その普及が進められています。

• 規制基準

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準のことです。人の健康や生活環境への影響を考慮して定められており、具体的な数値は各法令で定められています。

協働

市民・事業者・市などが、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなどの共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のことです。それぞれの努力を補完して取り組みを進めることで、大きな効果を生み出すことができると期待されます。

- ・ 霧島市天降川等河川環境保全推進員(→123ページ参照)
- ・ 霧島市環境美化推進員(→111ページ参照)
- ・ 霧島市景観計画

景観法第8条の規定に基づき、本市の景観形成に関する基本的な方針や景観形成のための行為の制限などについて定めたものであり、霧島市景観条例はその実効性を持たせるため制定したものです。これにより2013(平成25)年4月1日から、市の全域において一定規模以上の建築物・工作物の新築・増築や開発行為及び木竹の伐採等の行為を行おうとする場合は、景観法及び霧島市景観条例の規定に基づき、事前に市への届け出が必要となります。

- 霧島市景観条例(→「霧島市景観計画」参照)
- · 霧島市生活排水対策推進員

霧島市生活排水対策推進計画に基づき、家庭でできる生活排水対策の実践活動を推進する 地域のリーダーとして 2010 (平成 22) 年度から市が委嘱しています。

・ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

・ グリーンマーク

古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、 古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公 益財団法人古紙再生促進センターが1981(昭和56)年5月に制定し たマークです。グリーンマークを表示するためには、当センターの承認 とそのための手続きなどが必要となります。



・公害

環境基本法により、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されており、この7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

・ 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質をいいます。強い酸化力を持ち、高濃度では眼・のどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

• 公共用水域

公共目的で利用される水域のことで、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、これらに接続する用水路などをいいます。

· 高度処理型合併処理浄化槽

通常の合併処理浄化槽で得られる水質以上に、富栄養化の原因となる窒素やりんを除去する合併処理浄化槽をいいます。また、高度処理とは、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理をいいます。

《さ行》

・ 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称です。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをさします。

• 再生資源

廃棄物を資源と考えて天然資源と区別したもので、廃棄物が加工され利用可能となった有用物又は製品のことです。

・ジオツアー(ジオツーリズム)

地質及び地形や景観、風土、歴史、生活文化など地質に密接に関連する地域を訪れた人が、 大地に親しみ、大地の成り立ちを知るとともに、将来に向けての環境の保全の大切さを考え る旅行形態のことをいいます。

· 自然公園

自然公園には、自然公園法に基づき国が指定する国立公園及び国定公園と、鹿児島県が指定する県立自然公園の3種類があります。

自然公園は優れた自然の風景地を保護ならびに、その利用の増進を図り、国民の休養及び 教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的としています。

• 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことをいいます。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

・ 省エネルギー

日常生活や生産活動の目的達成のために必要なエネルギーを無駄なく効率的に利用することで、エネルギーの消費を抑えることです。

• 省資源

製品の原材料にリサイクル素材を使う、資源の投入量を減らす、生産工程から出る廃棄物を減らすなどの取り組みにより、資源を節約することです。消費者の行動では、無駄なものを買わず、ものを長期間使うことが省資源につながります。

・ 森林セラピー

森林や森林を取り巻く環境などを活用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなどを指します。また、専門家による生理・心理・物理実験を通してその高いリラックス効果が実証された森林を擁し、良質な関連施設があると認められた地域を「森林セラピー基地」や「森林セラピーロード」と称します。

・水源かん養

雨水を地表や地中に一時貯えるとともに、地下に浸透させ、雨水の河川などへの直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・促進する自然の持つ機能をいいます。

· 水質汚濁防止法

工場排水の規制や生活排水対策などにより水質の汚濁を防止することを目的とした法律で、1971(昭和46)年から施行されています。

• 生態系

ある地域に生息・生育するすべての生物群集と、それを取り巻く環境とを包括した全体の まとまりをいいます。

・ 生物多様性 (→36 ページ参照)

• 前駆物質

化学反応などである物質が生成される前の段階にある物質のことです。

・ 騒音規制法

工場や建設作業に起因する騒音の規制や、自動車騒音の許容限度等について定めた法律で、1968(昭和43)年から施行されています。

《た行》

・ 多自然川づくり

河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた河川管理を行うことをいいます。

• 地球温暖化

化石燃料の大量消費などによって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、気象の変化、海面上昇、健康への被害などが懸念されています。

· 低公害車

大気汚染物質の排出量や騒音発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称です。

· 低炭素社会

地球温暖化の主な原因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量が少ない 産業・生活システムを構築した社会のことで、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる範囲 内にとどめる社会のことです。

《な行》

• 二酸化硫黄

化石燃料の燃焼や火山活動などに伴い発生します。呼吸器系に影響を及ぼし、四日市ぜん そくなどの原因になったことでも有名です。また、酸性雨の原因にもなっています。

· 二酸化窒素

工場や事業場、自動車などにおける化石燃料の燃焼により発生します。呼吸器系に影響を 及ぼすほか、光化学オキシダントの生成や酸性雨の原因にもなっています。

《は行》

・バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

PM2.5(微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が 2.5 μm (マイクロメートル) 以下の粒子のことで、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、硫黄酸化物などが大気中で変化・生成する二次粒子があります。非常に小さな粒子のため、肺の奥深くまで入りやすく、気管支炎などの呼吸器系患者への影響のほか肺がんのリスク上昇や循環器系への影響が懸念されています。

光害

過剰または不要な光による公害です。天体観測や睡眠などのほか、動植物の生育(成育) へも影響を及ぼします。

• 不法投棄

廃棄物を法律が定める方法により処理せず、山林などにみだりに投棄することです。

• 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち、粒径が $10 \mu m$ (マイクロメートル: $1 \mu m$ =0.001mm) 以下のものをいいます。

《ま行》

・メタン

二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスであり、湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼など、その放出源は多岐にわたります。

《や行》

• 4R

①Refuse (リフューズ)、②Reduce (リデュース)、③Reuse (リユース)、④Recycle (リサイクル)のことをいい、この4つの頭文字をとって4Rと呼ばれています。①Refuse (リフューズ)は、不要な物を買わない・断ることをいいます。②Reduce (リデュース)は「ごみの発生抑制」であり、生産工程で出るごみを減らしたり、製品の長寿命化の取組を指します。③Reuse (リユース)は、「再使用」を指し、一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことです。④Recycle (リサイクル)は、「再資源化」や「再生利用」を指し、ごみを原料(資源)として再利用することです。これに、Repair (リペア:修理しながら長く使う)を加えた5Rとする考えもあります。

《ら行》

緑化

草や木を植えることまたは、それらが育つよう育成管理することです。

緑地

樹木や草などの植物が主体となっている空間を意味しますが、一般的には、都市地域の樹林地、草地、水辺地、農地等植物のある空間に対して使われます。都市計画などでは、普通緑地(都市公園、墓地等)、生産緑地(農林漁業等の生産に利用している土地)、準緑地(庭園、保存地)に分類する場合や、施設緑地(都市公園、公共施設緑地)と地域緑地(緑地の効用を発揮させるため、各種法制度により指定される緑地保全地区、生産緑地地区、自然公園、保安林等)に分類する場合があります。

《A~Z》

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいいます。値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、河川の汚濁指標として採用されています。

· COD (化学的酸素要求量)

水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものをいいます。BOD と同様、値が大きいほど水質の汚れが大きいことを示しています。環境基準では、湖沼及び海域の汚濁指標として採用されています。

NPO

民間非営利団体の略称です。一般的には、公益法人やボランティアグループなど社会貢献活動を行う団体を NPO といい、その中で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体を NPO 法人と呼びます。



第二次霧島市環境基本計画

2018 (平成30) 年3月

発行•編集:霧島市市民環境部環境衛生課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45番1号

TEL: 0995-64-0950 FAX: 0995-47-1930

H P:http//www.city-kirishima.jp